保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）

（少額短期保険業者向けの監督指針）

【様式等集】

平成１８年４月

金　融　庁

少額短期保険業者向けの監督指針（様式等集）

少額短期保険業者等が使用する申請書等及び当局からの通知書等について、使用頻度の高いものについて参考書式として下記のとおり取りまとめたので活用されたい。

本件書式については、申請者等に強制するものではなく、少額短期保険業者等から提出される申請書等の内容について必要事項が記載されているものについては当該申請書を受理するものとし、少額短期保険業者等に過度の事務負担をかけることのないよう留意するものとする。

なお、少額短期保険業者等の利便のために保険業法施行規則に定める様式について参考までに添付しているが、当該様式の取扱いについては、本監督指針の取扱いによることなく、保険業法施行規則に定める取扱いとする。

編綴順

Ⅰ．少額短期保険業者等関係

Ⅱ．商品審査等関係

Ⅲ．主要株主関係

Ⅳ．持株会社等関係

Ⅴ．募集人等関係

Ⅵ．特定保険業者等関係

Ⅶ．監督指針事務手続等関係

参考　保険業法施行規則様式関係

※注意点：今後、会社法の施行に伴い、字句等の修正があるので適宜修正して使用のこと。

申請書等様式集

Ⅰ　少額短期保険業者等関係

別紙様式　Ⅰ－１　少額短期保険業の開始届出書
別紙様式　Ⅰ－２　役員就退任届出書
別紙様式　Ⅰ－３　兼職承認申請書
別紙様式　Ⅰ－４　保険計理人の選任届出書
別紙様式　Ⅰ－５　保険計理人の退任届出書
別紙様式　Ⅰ－６　保険計理人の取締役会提出意見書の提出
別紙様式　Ⅰ－７　関連業務の承認申請書
別紙様式　Ⅰ－８　定款変更届出書
別紙様式　Ⅰ－９　登録事項の変更届出書
別紙様式　Ⅰ－１０　不祥事件届出書
別紙様式　Ⅰ－１１　新株予約権付社債発行届出書
別紙様式　Ⅰ－１２　総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により取得又は保有されることに係る届出書
別紙様式　Ⅰ－１３　異常危険準備金の取崩し届出書
別紙様式　Ⅰ－１４　価格変動準備金の不積立ての認可申請書
別紙様式　Ⅰ－１５　価格変動準備金の取崩しの認可申請書
別紙様式　Ⅰ－１６　回払契約の割合届出書
別紙様式　Ⅰ－１７　業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始届出書
別紙様式　Ⅰ－１８　業務及び財産の管理の委託の変更・解除認可申請書
別紙様式　Ⅰ－１９　保管証書
別紙様式　Ⅰ－２０　供託物の差替え届出書
別紙様式　Ⅰ－２１　業務及び財産の管理の委託の認可申請書
別紙様式　Ⅰ－２２　業務報告書の提出延期承認申請書
別紙様式　Ⅰ－２３　合併の認可申請書
別紙様式　Ⅰ－２４　子会社が子会社でなくなった届出書
別紙様式　Ⅰ－２５　子会社の本店の所在地変更届出書
別紙様式　Ⅰ－２６　子会社の合併届出書
別紙様式　Ⅰ－２７　少額短期保険業者を子会社とする者の変更届出書
別紙様式　Ⅰ－２８　子会社の解散（又は業務の全部の廃止）届出書
別紙様式　Ⅰ－２９　子会社の商号等変更届出書
別紙様式　Ⅰ－３０　子会社対象会社を子会社とすることについての承認申請書
別紙様式　Ⅰ－３１　事業譲渡等の認可申請書
別紙様式　Ⅰ－３２　自己株式を取得する場合の届出書
別紙様式　Ⅰ－３３　新株予約権発行届出書
別紙様式　Ⅰ－３４　特殊関係者でなくなった届出書
別紙様式　Ⅰ－３５　特殊関係者の業務の内容等変更届出書
別紙様式　Ⅰ－３６　特殊関係者を新たに有することとなった届出書
別紙様式　Ⅰ－３７　特定関係者（又は特殊関係者）との間の取引等に係る承認申請書
別紙様式　Ⅰ－３８　分割の認可申請書
別紙様式　Ⅰ－３９　保険契約の移転の認可申請書
別紙様式　Ⅰ－４０　劣後特約付金銭消費貸借（社債）の期限前弁済（償還）届出書

別紙様式　Ｉ－４１　劣後特約付金銭消費貸借（社債）による借入れ（発行）届出書
別紙様式　Ｉ－４２　事業譲渡等の認可申請書
別紙様式　Ｉ－４３　誓約書
別紙様式　Ｉ－４４　役員等の履歴書
別紙様式　Ｉ－４５　事業計画書記載項目（例）
別紙様式　Ｉ－４６　事業収支計画記載例
別紙様式　Ｉ－４７　少額短期保険業の登録の拒否について
別紙様式　Ｉ－４８　少額短期保険業の登録について
別紙様式　Ｉ－４９　少額短期保険業者登録番号台帳

別紙様式Ｉ－１

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

少額短期保険業の開始届出書

少額短期保険業を開始しましたので、保険業法第２７２条の２１第１項第１号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

営 業 開 始 日	年　月　日（　）
職　員　数	
販 売 商 品	

添付書類
1 理由書
2 事務所の一覧表
3　その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－２

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

役員就退任届出書

少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に従事する取締役又は監査役（代表執行役、執行役又は監査委員）の就退任がありましたので、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第２号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

役員の氏名	新役職名 （最終役職名）	就任（退任）日＊	理　由	備　考
		年　月　日就任・退任		
		年　月　日就任・退任		
		年　月　日就任・退任		

＊　該当するものに丸印を付すこと。

添付書類
１　履歴書（就任の場合）
２　住民票抄本
３　その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－３

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　　殿

商号又は名称
取締役の氏名　　印

兼職承認申請書

〇〇〇〇の常務に従事いたしたく、保険業法第２７２条の１０の規定に基づき、別紙のとおり兼職承認申請いたします。

添付書類
１　別紙様式Ｉ－３の２
２　履歴書
３　兼職をする他の会社に係る下記の書面
(1) 定款（これに準ずるものを含む。）
(2) 最終の貸借対照表
(3) 最終の損益計算書
(4) 最終の事業報告書
(5) 最終の利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面
(6) その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面
４　その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－３の２

申　請　者　の　氏　名	
少額短期保険業者での役職名	
当該他の会社の商号又は名称	
当該他の会社での役職名	
兼　職　開　始　予　定　日	年　　月　　日（　　）
理　由	
少額短期保険業者及び当該他の会社における常務の処理方法	
少額短期保険業者及び当該他の会社との取引その他の関係	

別紙様式Ⅰ－４

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

保険計理人の選任届出書

〇〇〇〇を保険計理人に選任しましたので、保険業法第２７２条の１８において準用する法第１２０条第３項の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

添付書類

1 履歴書

2 保険業法施行規則第２１１条の４９（若しくは施行規則附則第３条）に規定する要件に該当することを証する書面

3 保険計理人が二人以上となる場合は、各保険計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面

別紙様式Ｉ－５

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

保険計理人の退任届出書

保険計理人〇〇〇〇が退任しましたので、保険業法第２７２条の１８において準用する法第１２０条第３項の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

添付書類

１　理由書

２　当該保険計理人退任後も保険計理人が二人以上となる場合は、各保険計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面

別紙様式Ｉ－６

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

少額短期保険業者名
保険計理人名　　印

保険計理人の取締役会提出意見書
の提出

保険業法第１２１条に基づき、〇〇少額短期保険業者の第〇回決算期において、同条に基づく確認を了し、その結果を〇〇少額短期保険業者の取締役会に提出しましたので当該写しを提出します。

添付書類
保険計理人の取締役会提出意見書（保険業法施行規則第８２条）

別紙様式Ｉ－７

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

関連業務の承認申請書

保険業法第２７２条の１１に規定する関連業務を行いたいので承認申請します。

登録年月日	年　月　日	登録番号	第　号
承認を受けようとする業務の種類			
当該業務の開始予定年月日	年　月　日		

添付書類

1 当該業務の内容及び方法
2 当該業務を所掌する組織及び人員配置
3 当該業務の運営に関する社内規則

別紙様式Ｉ－８

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

定款変更届出書

定款を変更しましたので、保険業法第２７２条の２１第１項第４号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変　更　日	年　月　日（　）	
理　由		
変更前	変更後	備考

添付書類
１　定款（写）（又は定款に準ずる書類（写））
２　その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－９

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

登録事項の変更届出書

保険業法第２７２条の７の規定に基づき、登録事項の変更がありましたのでお届けします。

記

変更事項	
変更内容	
変更年月日	年　　月　　日
理由	

添付書類
規則別紙様式第１６号（第２１１条の１関係）のうち変更事項の面を添付すること。

別紙様式Ｉ－１０

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

不　祥　事　件　届　出　書

保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第１４号の規定に基づき、下記のとおりお届けします。

会　社　名		事故発生支社･支部名等		
代理店名（店主名）及び委託状況	専属代理店・乗合代理店（代申会社　　）＊丸で囲むこと			
事故者の役職名及び氏名（生年月日及び年齢）	（　　年　　月　　日生　　歳）	入社年月日	年　　月　　日　入社	
法令違反の該当規定（法令に違反しない場合は理由）		届出の根拠規定（規則）		
会社が不祥事件の発生を知った日	年　月　日（　　）	発生期間	年　月　日　～　　年　月　日	
事故金額（うち実損見込み）	千円（　　千円）			
発覚の端緒（日付を含めて記載する）				
事故の概要				
事故の調査・解明の状況				
事後措置				
事故発生原因の分析・問題認識等				
再発防止策				
処分内容	事故者			
	関係者			
備考				

添付書類
　その他参考となるべき事項を記載した書類
(注)事故の詳細が判明しない、処分内容が決定しない等、後日、やむを得ず届出書の追完をする場合は、備考欄に当該事故について最初に届け出た日付を記載すること。

別紙様式Ｉ－１１

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

新株予約権付社債発行届出書

新株予約権付社債を発行することについて、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第１号に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

取締役会等の決議日	年　　月　　日（　）
発行総額	
利率	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の数及び種類	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（注）	株式の発行価額： 資本組入額：
新株予約権の行使の条件	

添付書類

1　理由書
2　その他参考となるべき事項を記載した書類

（注）　該当がある場合に、記載すること。

別紙様式Ｉ－１４

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

価格変動準備金の不積立ての認可申請書

価格変動準備金の不積立てについて、保険業法第２７２条の１８において準用する法第１１５条第１項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

１　理由書
２　貸借対照表
３　損益計算書
４　利益処分案（相互会社にあっては剰余金処分案）又は損失処理案
５　その他参考となるべき事項を記載した書類

（注）上記２から４の書類については、これに準ずる内容を記載した書類に代えることができるものとする。

別紙様式Ｉ－１５

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

価格変動準備金の取崩しの認可申請書

価格変動準備金の取崩しについて、保険業法第２７２条の１８において準用する法第１１５条第２項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

１　理由書
２　貸借対照表
３　損益計算書
４　利益処分案（相互会社にあっては剰余金処分案）又は損失処理案
５　その他参考となるべき事項を記載した書類

（注）上記２から４の書類については、これに準ずる内容を記載した書類に代えることができるものとする。

別紙様式Ｉ－１６

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

回払契約の割合届出書

保険業法施行規則第２１１条の４６第１項に規定する責任準備金の計算にあたり、本年度決算に際し使用する回払契約の割合について、保険業法第２７２条の２１第１項第９号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

保険種類	回払契約の割合	主たる回払の種類

（注）回払契約の割合は小数点以下第３位まで記入すること。

別紙様式Ｉ－１７

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

業務及び財産の状況に関する説明書類
の縦覧開始届出書

業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧を開始しましたので、保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第１２号の規定に基づき、別紙のとおり届出します。

縦覧開始日　　年　　月　　日

添付書類：当該業務及び財産の状況に関する説明書類

別紙様式Ｉ－１８

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

商号又は名称
代表者の氏名　　印

業務及び財産の管理の委託の変更・解除認可申請書

保険業法第２７２条の３０第２項において準用する法第１４９条第２項に基づく業務及び財産の管理の委託の変更・解除の認可について申請します。

添付書類

１．理由書
２．管理委託契約に定めた事項の変更の認可の申請をする場合においては、変更後の管理委託契約書
３．委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録
４．委託会社及び受託会社の貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）
５．管理の委託をしている業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面
６．管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面
７．その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－１９

文 書 番 号

保 管 証 書

供託書正本（供託通知書）　　通

１．供託者名

２．供託所名・供託番号

上記保管します。

年　　月　　日

財務（支）局長　　印

別紙様式Ｉ－２０

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

供託物の差替え届出書

保険業法第２７２条の５に基づき供託物の差替えを行いましたので別紙のとおりお届けいたします。

添付書類

１　供託書正本

２　施行規則別紙様式第１６号の３

別紙様式Ｉ－２１

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

商号又は名称
代表者の氏名　　印

業務及び財産の管理の委託の認可申請書

保険業法第２７２条の３０第２項において準用する法第１４５条第１項に基づく業務及び財産の管理の委託の認可について申請します。

添付書類

１．　理由書
２．　管理委託契約（法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項の契約をいう。次条において同じ。）に係る契約書
３．　委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録
４．　委託会社及び受託会社の貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）
５．　管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面
６．　受託会社が委託会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面
７．　その他法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十五条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－２２

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

業務報告書の提出延期承認申請書

　業務報告書の提出を延期いたしたく、保険業法施行規則第２１１条の３９において準用する保険業法施行規則第５９条の４第２項の規定に基づき、別紙のとおり申請いたします。

添付書類
　理由書

別紙様式Ｉ－２３

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

商号又は名称
代表者の氏名　　印

合併の認可申請書

保険業法第１６７条の規定に基づき合併の認可について申請します。

添付書類

１．　理由書

２．　合併契約書

３．　当事者である保険会社等の株主総会等の議事録（商法第四百十三条ノ三第一項（簡易な合併手続の要件）の規定により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する保険会社等にあっては、取締役会の議事録）

４．　各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

５．　当事者である保険会社等を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

６　合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の合併後における収支の見込みを記載した書面

７　合併費用を記載した書面

８　法第百六十六条第一項 の規定による公告をしたことを証する書面

９　法第百六十六条第二項 において準用する法第十七条第二項 の期間内に異議を述べた保険契約者又はその者の第百二条 に規定する金額が、法第百六十六条第二項 において準用する法第十七条第四項 （法第二百五十五条第二項 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

10　商法第四百十二条第一項 （債権者の異議）（法第百七十三条第一項 において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該会社にあっては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

11　法第二百五十四条第三項 の規定による公告をしたときは、これを証する書面

12　株式の併合をする場合においては、商法第二百十五条第一項 （株式の併合の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

13　商法第四百八条第五項 又は第六項 （合併契約書の承認）の場合にあっては、同法第四百十六条第四項 （合併に関する準用規定）において準用する同法第三百五十条第一項 （株式譲渡制限の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

14　独占禁止法第十五条第二項 （会社合併の事前届出）の規定による届出をしたことを証する書面

15　当事者（保険会社を除く。）の従前の定款

16　合併をする会社の一方が合併後存続する場合において、合併により資本を増加するときは、商法第四百十三条ノ二第一項 （存続会社の資本増加の限度額）に規定する限度額を、合併により株式会社を設立する場合においては、同条第二項 （新設会社の資本の限度額）に規定する額を証する書面

17　合併に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書

18　商法第四百十三条ノ三第五項 （簡易な合併手続における株式買取請求）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

19　合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が当該合併により子会社対象会社等（保険会社にあっては法第百六条第一項に規定する子会社対象会社、少額短期保険業者にあっては少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。）をいう。以下この号及び第百五条の六第十九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十四第一項第四号に掲げる書類

20　合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類

21　合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

22　その他法第百六十七条第二項 の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－２４

文書番号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

子会社が子会社でなくなった届出書

子会社が子会社でなくなったので、保険業法２７２条第１項第２号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名称		
主たる営業所又は事務所の所在地		
業務の内容		
保有議決権数	変更前	個（総株主の議決権に対する割合　　％）
	変更後	個（総株主の議決権に対する割合　　％）
子会社でなくなった理由		
子会社でなくなった日		年　　月　　日（　　）

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－２５

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

子会社の本店の所在地変更届出書

子会社〇〇が本店の所在地を変更することについて、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第４号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

子会社の商号又は名称		
本店又は主たる事務所の所在地	変　更　前	
	変　更　後	
変　更　予　定　日		年　　月　　日（　　）
変　更　の　理　由		
変更に係る費用		

添付書類
１　変更予定地の見取図
２　その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－２６

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

子会社の合併届出書

子会社〇〇が合併することについて、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第４号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

新会社の概要 (1)　商号又は名称 (2)　所在地 (3)　資本金 (4)　株主構成 (5)　役員の役職名及び氏名 (6)　従業員数 (7)　事業内容	
旧会社の概要 ・・・	
合併の形態	
合併の理由	
合併の期日	

業績予想

（単位：百万円）

区　分	前々期 実績	前期 実績	当期 見込み	翌期 予想	翌々期 予想
・・・ 営業収益 営業費用 営業損益 ・・・ 経常損益 ・・・ 当期損益 ・・・					

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－２７

文書番号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

少額短期保険業者を子会社とする者の変更届出書

少額短期保険業者を子会社とする者に変更があったので、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第３号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変更があった日			年　月　日（　）
少額短期保険業者を子会社とする者の変更の内容	変更前＊	商号又は名称	
		所在地	
		事業の内容	
	変更後	商号又は名称	
		所在地	
		事業の内容	
保有議決権数			個（総株主の議決権に対する割合　％）
変更の理由			

＊　変更がなかった事項については記載を要しない。

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－２８

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

子会社の解散（又は業務の全部の廃止）届出書

子会社〇〇が解散（又は業務の全部を廃止）することについて、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第４号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

解散（又は業務の全部を廃止）する子会社の商号又は名称	
所在地	
資本金	
株主構成	
役員の役職名及び氏名	
従業員数	
業務の内容	
解散（又は業務の全部を廃止）する理由	
解散（又は業務全部廃止）予定日	年　月　日（　）

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－２９

文書番号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

子会社の商号等変更届出書

子会社〇〇が商号等を変更することについて、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第４号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

子会社の商号又は名称	変更前	
	変更後	
子会社の主たる営業所又は事務所の所在地		
変更予定日		年　月　日（　）
変更の理由		

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－３０

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

子会社対象会社を子会社とすることについての承認申請書

保険業法第２７２条の１４に規定する子会社対象会社を子会社とすることについて承認申請します。

添付書類

1 理由書

2 当該少額短期保険業者に関する次に掲げる書類

① 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

② 当該承認後における収支の見込みを記載した書類

③ 株式交換により少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

イ 株主総会の議事録（商法第三百五十八条第一項（簡易な株式交換手続の要件）の規定により株式交換契約書について株主総会の承認を得ないで株式交換を行う場合にあっては、取締役会の議事録）

ロ 株式交換契約書

ハ 株式交換費用を記載した書類

④ 当該少額短期保険業者及びその子会社等（法第二百七十二条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号において同じ。）につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

⑤ 当該承認に係る少額短期保険子会社対象会社に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ　業務の内容を記載した書類

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ　役員の役職名及び氏名を記載した書類

⑥　当該承認に係る少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることにより、当該少額短期保険業者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

⑦　その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－３１

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

事業譲渡等の認可申請書

保険業法第２７２条の３０第１項において準用する法第１４２条に基づく事業の譲渡又は譲受けの認可について申請します。

添付書類

１．理由書
２．事業の譲渡又は譲受けに係る契約書
３．当事者である少額短期保険業者の株主総会等の議事録又は取締役会の議事録若しくは清算人会の議事録
４．当事者である少額短期保険業者の貸借対照表
５．譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書面
６．当該事業譲渡等を行った後の少額短期保険業者が子会社等（法第二百七十二条の十六第三項に規定する子会社等をいう。）を有する場合には、当該少額短期保険業者及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類
７．当該事業の譲渡により当該少額短期保険業者の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
８．当該事業の譲受けにより少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、当該少額短期保険子会社対象会社に関する第二百十一条の二第十一号に掲げる書類
９．商法第二百四十五条ノ五第三項 （簡易な営業の譲受けの手続）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面
１０．その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－３２

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

自己株式を取得する場合の届出書

自己株式を取得することとなったため、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第１３号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

取得株式数	百万株（発行済み株式数　　百万株）
取得金額	百万円
取得方法（注）	
取得理由	
取得予定日	年　　月　　日（　）

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

（注）特定の者より買い受ける場合はその者の商号、名称又は氏名についても記載すること。

別紙様式Ｉ－３３

文書番号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

新株予約権発行届出書

新株予約権を発行することについて、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第１号に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

取締役会等の決議日	年　月　日（　）
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の数及び種類	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（注）	株式の発行価額： 資本組入額：
新株予約権の行使の条件	

添付書類

1　理由書
2　その他参考となるべき事項を記載した書類

（注）　該当がある場合に、記載すること。

別紙様式Ｉ－３４

文 書 番 号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

特殊関係者でなくなった届出書

〇〇が特殊関係者でなくなったので、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第６号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商　号　又　は　名　称	
本店又は主たる営業所の所在地	
業　務　の　内　容	
保　有　議　決　権　数	個（総株主の議決権に対する割合　　%）
特殊関係者でなくなった理由	
特殊関係者でなくなった日	年　　月　　日（　）

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－３５

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

特殊関係者の業務の内容変更届出書

特殊関係者が業務の内容を変更することについて、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第７号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

特殊関係者の商号又は名称		
特殊関係者の所在地		
主な業務内容	変更前	
	変更後	
変更予定日		年　月　日（　）
理由		

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－３６

文 書 番 号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

特殊関係者を新たに有することとなった届出書

〇〇を特殊関係者として新たに有することになったため、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第１項第５号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商号又は名称	
本店又は主たる営業所の所在地	
業務の内容	
会社の状況（直近の決算期より）	売上高：　　総資産： 経常損益：　　資本金： 当期損益：
役員の役職名及び氏名（注）	
役員及び従業員の数	
保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合　　%）
特殊関係者となる理由	
主要株主等の構成	Ａ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%） Ｂ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%） Ｃ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）
実行予定日	年　　月　　日（　）

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類
（注）　当該保険会社出身役員の場合には、その旨記載すること。

別紙様式Ｉ－３７

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

特定関係者（又は特殊関係者）との間の取引等に係る承認申請書

特定関係者との間において、取引又は行為をいたしたく、保険業法２７２条の１３において準用する保険業法第１００条の３ただし書の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請いたします。

添付書類
１　別紙様式Ｉ－３７の２
２　その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－３７の２

取引の相手方	商号、名称又は氏名	
	住所又は本店所在地	
	代　　表　　者	
	少額短期保険業者との関係（注１）	
	主要株主等の構成	Ａ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%） Ｂ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%） Ｃ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）
取引内容	取引の内容	
	支援金額	
当該相手方と行った過去の取引内容（注２）		
取引を行う理由（注 3）		
取引予定日		年　　月　　日（　）

（注）
１　取引の相手方が特定関係者（又は特殊関係者）の顧客である場合は、当該特定関係者（又は特殊関係者）と少額短期保険業者との関係についても記載すること。
２　件数及び支援金額については、各年度毎に記載すること。取引の相手方が特定関係者（又は特殊関係者）の顧客である場合は、当該特定関係者（又は特殊関係者）と少額短期保険業者との過去の取引内容についても記載すること。
３　保険業法施行規則第54条に規定するやむを得ない理由があることについても説明すること。

別紙様式Ｉ－３８

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

商号又は名称
代表者の氏名　　印

分割の認可申請書

保険業法第１７３条の６の規定に基づき分割の認可について申請します。

添付書類

１．理由書

２．分割計画書等

３．当事者である保険会社等の株主総会の議事録（商法第三百七十四条ノ六又は第三百七十四条ノ二十二若しくは第三百七十四条ノ二十三（簡易な分割手続）の規定により分割計画書又は分割契約書について株主総会の承認を得ないで分割を行う保険会社等にあっては、取締役会の議事録）

４．当事者である保険会社等の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

５．分割により承継しようとする事業又は分割により承継させようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

６．分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書面

①　分割により保険契約を承継させる保険会社等を保険者とする保険契約について、分割により承継させるものとされる保険契約（以下この号において「分割対象契約」という。）及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

②　分割対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面

③　分割により保険契約を承継する会社を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

７．　当事者である保険会社の分割後における収支の見込みを記載した書面

８．　分割費用を記載した書面

９．　法第百七十三条の四第一項 の規定による公告をしたことを証する書面

10．　法第百七十三条の四第二項 において準用する法第十七条第二項 の期間内に異議を述べた保険契約者

又はその者の第百五条の四 に規定する金額が、法第百七十三条の四第二項 において準用する法第十七条第四項 に定める割合を超えなかったことを証する書面

11. 商法第三百七十四条ノ四第一項 又は第三百七十四条ノ二十第一項 （債権者の異議）の規定による公告及び催告（同項 ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該会社にあっては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

12. 株式の併合をする場合においては、商法第二百十五条第一項 （株式の併合の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

13. 商法第三百七十四条ノ十七第六項 又は第七項 （分割契約書の承認）の場合にあっては、同法第三百七十四条ノ三十一第二項 （分割に関する準用規定）において準用する同法第三百五十条第一項 （株式譲渡制限の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

14. 独占禁止法第十五条の二第二項 又は第三項 （会社分割の事前届出）の規定による届出を要する場合においては、当該届出をしたことを証する書面

15. 当事者（保険会社を除く。）の従前の定款

16. 吸収分割により資本を増加するときは、商法第三百七十四条ノ二十一 （営業を承継する会社の資本増加の限度額）に規定する限度額を、新設分割により株式会社を設立するときは、同法第三百七十四条ノ五（新設会社の資本の限度額）に規定する限度額を証する書面

17. 分割に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書

18. 商法第三百七十四条ノ二十三第五項 （簡易な吸収分割手続における株式買取請求）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

19. 当該分割により子会社対象会社等を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十四第一項第四号に掲げる書類

20. 当該分割を行った後における保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類

21. 当該分割により当該保険会社等の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

22. 当該分割により保険会社等又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

23. その他法第百七十三条の六第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－３９

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

移転会社　　商号又は名称
代表者の氏名　　印

移転先会社　　商号又は名称
代表者の氏名　　印

保険契約の移転の認可申請書

保険業法第２７２条の２９において準用する法第１３９条に基づく保険契約の移転の認可について申請します。

添付書類

１．　理由書
２．法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第一項の契約に係る契約書
３．移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録
４．　移転会社及び移転先会社の貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）
５．移転会社の財産目録
６．移転会社を保険者とする保険契約について、移転するものとされる保険契約（以下、「移転対象契約」という。）及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
７　移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面（保険計理人の意見書含む）
８　法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面
９　移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあっては、日本における保険契約とする。次号において同じ。）について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあっては、法第百九十九条にお

いて準用する法第百十六条第一項の責任準備金）の額を記載した書面

１０　移転対象契約及び移転先会社を保険者とする保険契約について、同一の保険契約者又は被保険者がある場合には、当該保険契約者又は被保険者ごとのすべての保険契約の保険金額の合計額及びすべての保険契約に係る令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額を記載した書面

１１　法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

１２　法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

１３　法第二百五十条第四項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

１４　その他法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－４０

文 書 番 号
年　　月　　日

財務（支）局長　　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

劣後特約付金銭消費貸借(社債)の期限前弁済（償還）届出書

劣後特約付金銭消費貸借(社債)について期限前弁済（償還）いたしたく、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５４第１項第１１号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

期限前弁済（償還）理由		
期限前弁済（償還）予定日	年　月　日（弁済（償還）期限までの残存期間　年　か月）	
期限前弁済（償還）を行う債務の概要	調達総額	円貨換算額　（百万円）
	調達先	
	調達期間	年　月　日　～　年　月　日（　年　か月）
	調達金利	年　％
借換え等を行う場合の債務の概要	調達予定日	年　月　日
	調達総額	円貨換算額　（百万円）
	調達先	
	調達期間	年　月　日　～　年　月　日（　年　か月）
	調達金利	年　％
ｿﾙﾍﾞﾝｼｰ・ﾏｰｼﾞﾝ比率の推移	返済直前期（　／　期）　％	返済実行期（　／　期）　％　　返済実行翌期（　／　期）　％

添付書類

1. 当該債務の「劣後特約付金銭消費貸借（社債）による借入れ（発行）届出書」の写し
2. その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ｉ－４１

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

劣後特約付金銭消費貸借（社債）による借入れ(発行)届出書

劣後特約付金銭消費貸借（社債）による借入れ(発行)をいたしたく、保険業法第２７２条の２１第１項第６号及び保険業法施行規則第２１１条の５５第1項第１０号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

調達（変更）理由					
調達（変更）予定日		年　月　日（　）			
調達総額(円貨換算額)		（　百万円）			
調達先					
調達期間		年　月　日～　年　月　日（　年　か月）			
調達金利		％			
ｿﾙﾍﾞﾝｼｰ・ﾏｰｼﾞﾝ比率の推移		調達直前期（　／　期）　％	調達実行期（　／　期）　％	調達実行翌期（　／　期）　％	
本件受入れ後の残高		劣後特約付債務		永久劣後特約付債務	
	通貨別	円貨建	外貨（　）建	円貨建	外貨（　）建
	残　高				

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

（注）
1　調達金利は、変動(連動)又は固定の別についても記載すること。
2　「本件受入れ後の残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること。
3　「本件受入れ後の残高」欄における劣後特約付債務及び永久劣後特約付債務については、借入金又は社債の別を明記すること。

別紙様式Ⅰ－４２

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

商号又は名称
代表者の氏名　　印

事業譲渡等の認可申請書

保険業法第２７２条の３０第１項において準用する法第１４２条に基づく事業の譲渡又は譲受けの認可について申請します。

添付書類

１．理由書
２．事業の譲渡又は譲受けに係る契約書
３．当事者である少額短期保険業者の株主総会等の議事録又は取締役会の議事録若しくは清算人会の議事録
４．当事者である少額短期保険業者の貸借対照表
５．譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書面
６．当該事業譲渡等を行った後の少額短期保険業者が子会社等（法第二百七十二条の十六第三項に規定する子会社等をいう。）を有する場合には、当該少額短期保険業者及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類
７．当該事業の譲渡により当該少額短期保険業者の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
８．当該事業の譲受けにより少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、当該少額短期保険子会社対象会社に関する第二百十一条の二第十一号に掲げる書類
９．商法第二百四十五条ノ五第三項 （簡易な営業の譲受けの手続）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面
１０．その他参考となるべき事項を記載した書類
（※事業譲渡に保険契約が含まれる場合は、規則第２１１条の６３第２項の６号～９号までの書類（７号については保険計理人の意見書含む）及び個々の保険契約者の当該保険契約に係る権利義務の移転に関する同意書の写し）

別紙様式Ｉ－４３

年　月　日

財務（支）局長　殿

氏名（自署捺印）　　印

誓　　約　　書

私は、保険業法第２７２条の４第１項第１０号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

なお、私は、当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、同法第２７２条の２６第１項第２号に掲げる登録取消し事由に該当すること及び同条第２項の規定による解任命令の対象となることを認識しております。

別紙様式Ⅰ－44

（取締役、執行役、監査役、保険計理人）履歴書

氏名		
役職名		
常務に従事する、しないの別		
生年月日		
現住所		
最終学歴	年　月	
職歴 ※入社、退社年月を記載、保険業の場合は在職時の具体的な部署、業務の種類、当時の職階を記載。また、少額短期保険業として登録申請する会社と他の会社等を兼務する場合は、当該職歴に（兼務）と記載。	年　月 年　月 年　月	
資格		
賞罰		

※添付書類として、取締役、執行役及び監査役については、住民票の抄本を添付（住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたもの）すること。

別紙様式Ⅰ－４５

事業計画書記載項目（例）

１．会社概要
- (1)会社名
- (2)本店及び事務所の所在地
- (3)会社設立時期
- (4)営業開始時期
- (5)資本金
- (6)株主構成

２．会社組織及び運営
- (1)組織
- (2)経営陣
- (3)従業員
- (4)保険業務精通の状況
- (5)5 年間の要員計画

３．販売予定商品
- (1)基本的な考え方
- (2)販売予定商品

４．保険募集
- (1)基本的な考え方
- (2)販売市場
- (3)ｺｰﾙｾﾝﾀｰの内容と規模
- (4)ｺｰﾙｾﾝﾀｰの管理・教育体制
- (5)営業時間
- (6)将来展開

５．契約引受
- (1)基本的な考え方
- (2)危険選択
- (3)引受基準
- (4)損害率変動リスクへの備え

６．損害調査
- (1)基本的な考え方
- (2)損害調査拠点
- (3)損害調査要員

(4)損害調査活動の基本姿勢
(5)損害調査の流れ
(6)適正な保険金支払い
(7)損害調査ｻｰﾋﾞｽの提供
(8)損害調査要員の教育
(9)業務運営

７．資産運用
(1)基本的な考え方
(2)資産運用・管理体制

８．事務・システム
(1)基本的な考え方
(2)事務・システム体制

９．人事管理
(1)基本的な考え方
(2)人事諸制度及び人事管理体制

１０．経営管理
(1)基本的な考え方
(2)経営管理体制
(3)経営会議体
(4)経営計画

１１．内部監査
(1)基本的な考え方
(2)内部監査体制

１２．事業収支計画
(1)5 年間の主要財務計画書
(2)収支計画の諸条件及び算出根拠

別紙様式Ⅰ－46 事業計画書事業収支計画記載例

（単位：千円）

業績予想						
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
主要勘定	（資産の部）					
	現金及び預貯金					
	有価証券					
	国債					
	地方債					
	・・・					
	営業用不動産及び営業用動産					
	土地					
	建物					
	・・・					
	その他資産					
	未収金					
	未収保険料					
	・・・					
	繰延税金資産					
	供託金					
	繰延資産					
	（負債の部）					
	保険契約準備金					
	支払備金					
	責任準備金					
	契約者配当準備金					
	社債					
	新株予約権付社債					
	その他負債					
	借入金					
	・・・					
	退職給付引当金					
	価格変動準備金					
	繰延税金負債					
資本勘定	資本金					
	資本剰余金					
	利益剰余金					
	・・・					
収支見込	経常収益					
	正味収入保険料					
	資産運用収益					
	・・・					
	経常費用					
	保険金等支払金					
	保険金					
	給付金					
	再保険料					
	・・・					
	責任準備金等繰入額					
	支払備金繰入額					
	資産運用費用					
	事業費					
	その他経常費用					
	経常利益（又は経常損失）					
	特別利益					
	特別損失					
	当期純利益（又は当期純損失）					
	前期繰越利益（又は前期繰越損失）					
	・・・・・積立金取崩額					
	利益準備金取崩額					
	当期未処分利益（又は当期未処理損失）					
経営指標等	配当率					
	資本金利益率					
	損害率					
	事業費率					
	・・・・・					
	ソルベンシーマージン比率(A)/((1/2)×(B))					
	支払余力総額(A)					
	リスク合計額(B)					
役員又は従業員の数						

別紙様式Ⅰ－４７

文　書　番　号
年　　月　　日

（ 商号又は名称）
（ 代表者の氏名） 殿

財務（支）局長　　印

少額短期保険業の登録の拒否について

　　年　　月　　日付で申請のあった少額短期保険業の登録については、保険業法第２７２条の４の規定に基づき、登録を拒否したので、通知します。

　なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）に基づく審査請求をすることができます。

　また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由

別紙様式Ｉ－４８

文書番号
年 月 日

（ 商号又は名称）
（ 代表者の氏名） 殿

財務（ 支） 局長 印

少額短期保険業の登録について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、保険業法第２７２条の３に基づく少額短期保険業者登録簿に登録しましたので通知します。

記

登録年月日 年 月 日

登録番号 財務(支)局長 第 号

別紙様式Ｉ－４９

少額短期保険業者登録番号台帳

財務（支）局

登　録　番　号	登　録　年　月　日	商号又は名称

（注）登録を抹消した場合は、一線を引くものとする。

申請書等様式集

Ⅱ　商品審査等関係

別紙様式　Ⅱ－１－１　保険計理人意見書（登録申請用）・別紙

別紙様式　Ⅱ－１－２　保険計理人意見書（変更届出用）・別紙

別紙様式　Ⅱ－２－１　保険計理人意見書（保有契約の責任準備金の積立確認用（登録））

別紙様式　Ⅱ－２－２　保険計理人意見書（保有契約の責任準備金の積立確認用（包括移転））

別紙様式　Ⅱ－２－３　保険計理人意見書（保有契約の責任準備金の積立確認用（合併））

別紙様式　Ⅱ－２－４　保険計理人意見書（保有契約の責任準備金の積立確認用（合併））

別紙様式　Ⅱ－３　　保険業法第２７２条の２４第１項に規定する命令について

別紙様式　Ⅱ－４　　保険業法第２７２条の２４第２項に規定する命令について

別紙様式　Ⅱ－５　　事業方法書記載項目一覧表

別紙様式　Ⅱ－６－１　保険業法第２７２条の２０第４項に規定する命令について（変更命令）

別紙様式　Ⅱ－６－２　保険業法第２７２条の２０第４項に規定する命令について（撤回命令）

別紙様式　Ⅱ－７　　保険業法第２７２条の２０第１項に規定する期間の短縮について

別紙様式　Ⅱ－８　　保険業法第２７２条の２０第１項に規定する期間の延長について

別紙様式Ⅱ－１－１

文 書 番 号
年 月 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
保険計理人名　　印

保険計理人意見書
（登録申請用）

○○社の登録申請書（○年○月○日　　号）に添付されている、保険業法第２７２条の２第２項第４号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が、保険業法施行規則第２１１条の５４第１項各号に掲げる基準に基づいていることを確認した。

添付書類
別紙

別紙様式Ⅱ－１－２

文 書 番 号
年 月 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
保険計理人名　　印

保険計理人意見書
（変更届出用）

○○社の変更届出書（○年○月○日　　号）に添付されている、保険業法第２７２条の２第２項第４号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が、保険業法施行規則第２１１条の５４第１項各号に掲げる基準に基づいていることを確認した。

添付書類
別紙

別紙様式Ⅱ－２－１

文 書 番 号
年 月 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
保険計理人名　　印

保険計理人意見書
（保有契約の責任準備金の積立確認用（登録））

○○社の登録申請書（○年○月○日　　号）の添付書類（保険業法施行規則第２１１条の３第３号に掲げる書類）に記載された登録申請時において引受けを行っている保険契約に係る責任準備金が、保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることを確認した。

添付書類

別紙様式Ⅱ－２－２

文 書 番 号
年 月 日

財務（支）局長　殿

（移転先会社）
商号又は名称
保険計理人名　　印

保険計理人意見書
（保有契約の責任準備金の積立確認用（包括移転））

○○社の保険契約の移転の認可申請書（○年○月○日　　号）の添付書類（保険業法施行規則第２１１条の６４第２項第７号に掲げる書類）に記載された移転対象契約の責任準備金が、保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることを確認した。

添付書類

別紙様式Ⅱ－２－３

文 書 番 号
年 月 日

財務（支）局長　殿

（合併・存続会社等）
商号又は名称
保険計理人名　　印

保険計理人意見書
（保有契約の責任準備金の積立確認用（合併））

○○社の保険契約の合併の認可申請書（○年○月○日　　号）の添付書類（保険業法施行規則第１０５条第１項第５号に掲げる書類）に記載された、合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る責任準備金が、保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることを確認した。

添付書類

別紙様式Ⅱ－２－４

文 書 番 号
年 月 日

財務（支）局長　殿

（承継保険会社）
商号又は名称
保険計理人名　　印

保険計理人意見書
（保有契約の責任準備金の積立確認用（分割））

○○社の保険契約の分割の認可申請書（○年○月○日　　号）の添付書類（保険業法施行規則第１０５条の６第１項第６号イに掲げる書類）に記載された、○○社が分割により○○社へ承継させる保険契約に係る責任準備金が、保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることを確認した。

添付書類

別紙

	確認項目	判断結果
(1)　保険料の算出方法及びその基礎に関する事項	①　保険料の算出方法及びその基礎については、十分性や公平性等を考慮して合理的かつ妥当なものとなっているか。	
	②　予定発生率及び損害額については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。	
	③　予定利率については、保険種類、保険料の払方を基に、適切な設定が行われているか。	
	④　割引については、当該割引が数理的に見て合理的であるとともに、保険契約者間の公平性確保等に照らして問題がないものとなっているか。	
	⑤　保障等の内容の改定に伴って、料率の改定を行っていない場合において、料率改定の必要性について十分な検証を行っているか。	
(2)　責任準備金の算出方法及びその基礎に関する事項	責任準備金の算出方法及びその基礎については、規則第２１１条の４６に規定する事項が遵守されるものとなっているか。	
(3)　保険契約が解約された場合に返還すべき未経過保険料の計算の方法及びその基礎に関する事項	保険契約が解約された場合に返還すべき未経過保険料の計算の方法及びその基礎については、支出した事業費及び投資上の損失、保険設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。	
(4)　社員配当準備金又は契約者配当準備金及び社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項	社員配当又は契約者配当については、会社の健全性維持の必要額が準備されている状況において、個別契約の貢献に応じて行われる規定となっているか。	
(5)　その他保険数理に関して必要な事項	(1)から(4)に掲げる事項以外に必要な事項が適切なものとなっているか。	

別紙様式Ⅱ－３

文 書 番 号
年　月　日

商号又は名称
代表者の氏名

財務（支）局長

保険業法第２７２条の２４第１項に規定する命令について

貴社における保険業法第２７２条の２第２項第４号に掲げる書類（保険料及び責任準備金の算出方法書）について、下記に該当するので期日までに変更することを命じます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

１．該当する事由
２．変更を命ずる事項
３．期日

別紙様式Ⅱ－４

文 書 番 号
年　月　日

商号又は名称
代表者の氏名

財務（支）局長

保険業法第２７２条の２４第２項に規定する命令について

貴社における保険業法第２７２条の２第２項第２号から第４号に掲げる書類について、下記に該当するので期日までに変更することを命じます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

１．理由
２．変更を命ずる事項
３．期日

別紙様式Ⅱ－５

事業方法書記載項目一覧表

記載事項	記載内容等
被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類の区分	【被保険者の範囲】 居住地・年齢の範囲等について記載する 【保険の目的の範囲】 保険の目的について記載する 【保険の種類の区分】 保険商品を保険種類別に記載し、各保険種類別に、令第１条の６各号の該当条項を記載する
被保険者又は保険の目的の選択及び保険契約の締結の手続に関する事項	【危険選択の基準・手段】 危険選択の方法およびその基準 更新時における危険選択の取扱い 【契約の締結の手続き】 保険契約の申込に関する事項 引受けの可否の決定に関する事項 保険金額及び保険料の決定に関する事項 保険証券の発行・交付に関する事項 被保険者の同意 申込みの承諾通知 保険契約の失効・復活 保険契約の更新
保険料の収受並びに保険金及び払い戻される保険料及びその他の返戻金の支払いに関する事項	【保険料の収受】 保険料の払込方法 （時期・回数・経路・猶予期間・免除） 保険料収納時の領収書交付等 【保険金の支払】 保険金の支払方法 （時期・回数・経路・支出先・場所・請求手続） 【保険料の払戻し、その他の返戻金の支払い】 払戻事由、払戻場所、クーリングオフ
保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項	【保険証券の記載事項】 保険証券に記載する項目 【保険契約申込書及び添付すべき書類の記載事項】 保険契約申込書に記載する項目 告知書、明記物件の届出書に記載する項目
保険契約の特約に関する事項	【特約】 付加対象保険種類（対象となる主契約） 特約の保険期間、保険料払込方法 その他特約の内容について記載

別紙様式Ⅱ－６－１

文 書 番 号
年　月　日

商号又は名称
代表者の氏名

財務（支）局長

保険業法第２７２条の２０第４項に規定する命令について（変更命令）

平成　年 月　日付で受理した　　による届出については、保険業法第２７２条の２０第４項の規定により変更を命じます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

１．理由
２．変更を命ずる事項
３．期日

別紙様式Ⅱ－６－２

文 書 番 号
年　月　日

商号又は名称
代表者の氏名

財務（支）局長

保険業法第２７２条の２０第４項に規定する命令について（撤回命令）

平成　年 月　日付で受理した　　による届出については、保険業法第２７２条の２０第４項の規定により撤回を命じます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

１．理由

別紙様式Ⅱ－７

文 書 番 号
年　月　日

商号又は名称
代表者の氏名

財務（支）局長

保険業法第２７２条の２０第１項に規定する期間の短縮について

平成　年 月　日付で受理した　　による届出については、保険業法第２７２条の２０第２項の規定に基づき、当該届出に係る同条第１項に規定する期間を受理した翌日から本日までの期間に短縮したので通知します。

別紙様式Ⅱ－８

文 書 番 号
年　月　日

商号又は名称
代表者の氏名

財務（支）局長

保険業法第２７２条の２０第１項に規定する期間の延長について

平成　年 月　日付で受理した　　による届出については、下記のとおり審査期間を延長したので、保険業法第２７２条の２０第３項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

１．延長期間
２．理由

申請書等様式集

Ⅲ　主要株主関係

別紙様式　Ⅲ－１　少額短期保険主要株主に係る承認の効力の延長承認申請書

別紙様式　Ⅲ－２　特定少額短期主要株主に係る承認申請書

別紙様式　Ⅲ－３　総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を一の株主により取得又は保有されることに係る届出書

別紙様式　Ⅲ－４　総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となった届出書

別紙様式　Ⅲ－５　変更（又は廃止）届出書

別紙様式　Ⅲ－６　主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった届出書

別紙様式　Ⅲ－７　総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなった届出書

別紙様式　Ⅲ－８　主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった届出書（特定少額短期主要株主）

別紙様式　Ⅲ－９　解散届出書

別紙様式　Ⅲ－１０　誓約書（法人）

別紙様式　Ⅲ－１１　誓約書（個人）

別紙様式Ⅲ－１

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号、名称又は氏名　　印
住所
連絡先

少額短期保険主要株主に係る承認の効力の延長承認申請書

法第２７２条の３１第１項及び同条第２項ただし書きの承認について、法２７２条の４３において準用する法第２７１条の３３第１項の規定による承認を申請します。

添付書類

1　理由書
2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅲ－２

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号、名称又は氏名　　印
住所
連絡先

特定少額短期主要株主に係る承認申請書

〇〇少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権を猶予期限日後も引き続き保有をいたしたく、保険業法第２７１条の３１第２項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請いたします。

１．申請者が保有する議決権の数及び議決権保有割合

申請者が保有する議決権の数	(A)
少額短期保険業者の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B×100)

２．資本又は出資の額、代表者の氏名（法人の場合に限る）

資本又は出資の額	百万円	代表者氏名	

３．事業を行っているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類

営業所の名称	所　　在　　地	事業の種類

添付書類

１．保険業法第２７２条の３２第２項に規定する誓約書
２．理由書
３．取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）の履歴書
４．その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類
５．主たる事務所の位置を記載した書類
６．業務の内容を記載した書類
７．最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
８．当該少額短期保険業者の議決権の保有に係る体制を記載した書類
９．その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類
10．当該承認後に当該少額短期保険業者との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針（当該関係が当該少額短期保険業者の業務の運営に影

響を与える可能性がある場合にあっては、当該少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。第三号において同じ。）

11　その保有する当該少額短期保険業者の議決権の数を記載した書類

別紙様式Ⅲ－３

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号、名称又は氏名　　印
住所
連絡先

総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を一の株主により
取得又は保有されることに係る届出書

〇〇少額短期保険業者の主要株主でありますが、総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を一の株主により取得又は保有されることになったので、保険業法第２７２条の４２第１項第７号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

一の株主の氏名又は名称	
一の株主の住所又は主たる事務所の所在地	
一の株主の連絡先	
保有される議決権数	個（総株主の議決権に対する割合　　%）
保有される日	年　　月　　日（　）

別紙様式Ⅲ－４

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号、名称又は氏名　　印
住所
連絡先

総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となった届出書

〇〇少額短期保険業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となったので、保険業法第２７２条の４２第１項第３号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

総株主の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由発生前①	届出事由発生後②	増減（②－①）
	総株主の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	議決権保有割合	%	%	%
議決権取得（又は保有）の理由及び事由				
総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となった日	年　　月　　日（　）			

別紙様式Ⅲ－５

文書番号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号、名称又は氏名　　印
住所
連絡先

〇〇の変更（又は廃止）届出書

〇〇少額短期保険業者の主要株主でありますが、〇〇について変更（又は廃止）いたしましたので、保険業法第２７１条の４２第１項第２号及び保険業法施行規則第２１１条の８６第１項第２号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変更（又は廃止）項目	
変　　更　　前	
変　　更　　後	
変更（又は廃止）した日	年　　月　　日（　）
理　　由	

※変更事項について、上記欄に記述できない場合は、別紙として適宜作成すること。

別紙様式Ⅲ－６

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号、名称又は氏名　　印
住所
連絡先

主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった届出書

〇〇少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者でなくなったので、保険業法第２７２条の４２第１項第４号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

総株主の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由発生前 ①	届出事由発生後 ②	増減（②－①）
	総株主の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	議決権保有割合	%	%	%
主要株主でなくなった理由及び事由				
主要株主でなくなった日	年　　月　　日（　）			

別紙様式Ⅲ－７

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号、名称又は氏名　　印
住所
連絡先

総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなった届出書

〇〇少額短期保険業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなったので、保険業法第２７２条の４２第１項第５号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

総株主の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由発生前①	届出事由発生後②	増 減(②－①)
	総株主の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	議決権保有割合	%	%	%
百分の五十を超える数の議決権の保有者でなくなった理由及び事由				
百分の五十を超える数の議決権の保有者でなくなった日	年　　月　　日（　）			

（注）　届出事由発生後も基準議決権数を超える議決権を保有している場合に提出すること。

別紙様式Ⅲ－８

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号、名称又は氏名　　印
住所
連絡先

主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった届出書

〇〇少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったので、保険業法第２７２条の３１第３項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

特定少額短期主要株主となった理由及び事由				
特定少額短期主要株主となった日	年　　月　　日（　）			
総株主の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由発生前①	届出事由発生後②	増減（②－①）
	総株主の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	議決権保有割合	%	%	%
特定少額短期主要株主でなくなった理由及び事由				
特定少額短期主要株主でなくなった日	年　　月　　日（　）			

別紙様式Ⅲ－９

文 書 番 号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号、名称又は氏名　　印
住所
連絡先

解散届出書

〇〇少額短期保険業者の主要株主でありましたが、解散したので、保険業法第２７２条の４２第１項第６号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

解　散　の　理　由	
解　　散　　日	年　　月　　日（　）
保 有 議 決 権 数	個（総株主の議決権に対する割合　　%）
保有議決権の処分方法	

別紙様式Ⅲ－１０

年　月　日

財務（支）局長　殿

商　　号
又は名称
代表者の氏名　　印

誓　　約　　書

当社は、保険業法第２７２条の３３第１項第１号ハに該当しないことを誓約します。

別紙様式Ⅲ－１１

年　月　日

財務（支）局長　殿

氏名（自署捺印）　印

誓　　約　　書

私は、保険業法第２７２条の３３第１項第２号ハに該当しないことを誓約します。

申請書等様式集

Ⅳ　持株会社等関係

別紙様式　Ⅳ－１　少額短期保険持株会社になった（又は少額短期保険持株会社として設立された）届出書
別紙様式　Ⅳ－２　少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなった届出書
別紙様式　Ⅳ－３　営業報告書等を定時総会に提出した届出書
別紙様式　Ⅳ－４　定款（又は定款に準ずる定め）の変更届出書
別紙様式　Ⅳ－５　役員就退任届出書
別紙様式　Ⅳ－６　資本の額の変更届出書
別紙様式　Ⅳ－７　業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始届出書
別紙様式　Ⅳ－８　総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により取得又は保有されることに係る届出書
別紙様式　Ⅳ－９　事務所の所在地変更届出書
別紙様式　Ⅳ－１０　事務所廃止届出書
別紙様式　Ⅳ－１１　子会社が子会社でなくなった届出書
別紙様式　Ⅳ－１２　子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地変更届出書
別紙様式　Ⅳ－１３　子会社の合併届出書
別紙様式　Ⅳ－１４　子会社の商号等変更届出書
別紙様式　Ⅳ－１５　子会社対象少額短期保険業者等を子会社とすることに係る届出書
別紙様式　Ⅳ－１６　子会社の解散（又は業務の全部廃止）届出書
別紙様式　Ⅳ－１７　新株予約権発行届出書
別紙様式　Ⅳ－１８　新株予約権付社債発行届出書
別紙様式　Ⅳ－１９　少額短期保険持株会社業務報告書の提出延期承認申請書
別紙様式　Ⅳ－２０　少額短期保険持株会社の説明書類等の縦覧延期承認申請書
別紙様式　Ⅳ－２１　特定少額短期持株会社でなくなった届出書
別紙様式　Ⅳ－２２　保険業法施行規則第２１１条の８０号各号に掲げる理由により他の会社を子会社とした届出書
別紙様式　Ⅳ－２３　特定少額短期保険持株会社になった届出書
別紙様式　Ⅳ－２４　特定少額短期持株会社の適正化期限延長承認申請書
別紙様式　Ⅳ－２５　解散届出書
別紙様式　Ⅳ－２６　少額短期保険持株会社に係る承認の効力の延長承認申請書
別紙様式　Ⅳ－２７　持株会社の子会社に係る承認申請書
別紙様式　Ⅳ－２８　少額短期保険持株会社の子会社の適正化期限延長承認申請書
別紙様式　Ⅳ－２９　外国の特定少額短期持株会社に係る届出の期限延長承認申請書
別紙様式　Ⅳ－３０　事務所設置届出書
別紙様式　Ⅳ－３１　誓約書

別紙様式Ⅳ－１

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

少額短期保険持株会社になった（又は少額短期保険持株会社として設立された）届出書

少額短期保険持株会社となった（又は少額短期保険持株会社として設立された）ので、保険業法第２７２条の４２第２項第１号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

保険業法第 272 条の 35 第 1 項の承認を受けた日	年　　月　　日（　　）
少額短期保険持株会社になった（又は少額短期保険持株会社として設立された）日	年　　月　　日（　　）

添付書類
１　理由書
２　その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－２

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなった届出書

少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなったので、保険業法第２７２条の４２第２項第２号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

持株会社でなくなった理由	
持株会社でなくなった日	年　　月　　日（　）
少額短期保険業者に係る保有議決権の処分方法	

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－３

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

営業報告書等を定時総会に提出した届出書

営業報告書及び附属明細書を定時総会に提出したので、保険業法第２７２条の４２第２項第８号及び保険業法施行規則第２１１条の８６第４項第２号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

定 時 総 会 の 日	年　　月　　日（　　）
届　出　理　由	

添付書類
1. 営業報告書
2. 附属明細書
3. その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－４

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

定款（又は定款に準ずる定め）の変更届出書

定款（又は定款に準ずる定め）を変更したので、保険業法第２７２条の４２第２項第８号及び保険業法施行規則第２１１条の８６第４項第１号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

理　　由	
実　　行　　日	年　　月　　日（　）

変更前	変更後	備考

添付書類

1. 定款又はこれに準ずる書類（写）
2. その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－５

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

役員就退任届出書

少額短期保険持株会社を代表する取締役又は少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあっては代表執行役又は執行役）の就任又は退任があったので、保険業法第２７２条の４２第２項第８号及び保険業法施行規則第２１１条の８６第４項第２号に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

役員の氏名	新役職名 （最終役職名）	就任（退任）日＊	理　由	備　考
		年　月　日就任・退任		
		年　月　日就任・退任		
		年　月　日就任・退任		

＊　該当するものに丸印を付すこと。

添付書類
１　履歴書（就任の場合）
２　その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－６

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

資本の額の変更届出書

資本の額を変更することについて、保険業法２７２条の４２第２項第６号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

現行の資本の額	株式数：　百万株　議決権数：　個　金額：　百万円
増加（減少）する資本の額	株式数：　百万株　議決権数：　個　金額：　百万円
増加（減少）後の資本の額	株式数：　百万株　議決権数：　個　金額：　百万円
資本の額の増加（減少）の方法	
理由	
実行予定日	年　月　日（　）

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－７

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始届出書

保険業法 272 条の 40 第 1 項の規定により作成した業務及び財産の状況に関する説明書類について、子会社である保険会社において縦覧を開始したので、保険業法第２７２条の４２第２項第８号及び保険業法施行規則第２１１条の８６第４項第８号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

縦覧開始の日	年　月　日（　）
縦覧に供している少額短期保険業者	
届出理由	

添付書類

1. 保険業法 272 条の 40 第 1 項の規定により作成した業務及び財産の状況に関する説明書類
2. その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－８

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により
取得又は保有されることに係る届出書

総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったので、保険業法２７２条の４２第２項第７号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

一の株主の商号、名称又は氏名	
一の株主の住所又は主たる事務所の所在地	
一の株主の連絡先	
保有される議決権数	個（総株主の議決権に対する割合　　%）
理由	
保有される日	年　　月　　日（　　）

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－９

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

事務所の所在地変更届出書

事務所の所在地の変更をすることについて、保険業法第２７２条の４２第２項第８号及び保険業法施行規則第２１１条の８６第４項第４号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

事務所の概要	名　　称		
	所在地	変更前	
		変更後	
	業務の内容		
変　更　理　由			
所在地変更予定日			年　月　日（　）

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－１０

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

事務所廃止届出書

事務所の廃止をすることについて、保険業法第２７２条の４２第２項第８号及び保険業法施行規則第２１１条の８６第４項第４号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃止する事務所の概要	名　　称	
	所　在　地	
	業務の内容	
廃　止　理　由		
廃　止　予　定　日		年　　月　　日（　　）

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－１１

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

子会社が子会社でなくなった届出書

子会社が子会社でなくなったので、保険業法２７２条の４２第２項第４号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

商号又は名称	
主たる営業所又は事務所の所在地	
業務の内容	
保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合　　%）
子会社でなくなった理由	
子会社でなくなった日	年　月　日（　）

添付書類

１．理由書

２．その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－１２

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地変更届出書

子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更することについて、保険業法第２７２条の４２第２項第８号及び保険業法施行規則第２１１条の８６第４項第６号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

子会社の商号又は名称		
子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の	変　更　前	
	変　更　後	
変　更　の　理　由		
変　更　予　定　日		年　　月　　日（　　）

添付書類
　その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－１３

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

子会社の合併届出書

子会社が合併することについて、保険業法第２７２条の４２第２項第８号及び保険業法施行規則第２１１条の８６第４項第６号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

<table>
<tr><td>新会社の概要
(1)　商号又は名称
(2)　資本の額
(3)　役員の役職名及び氏名
(4)　本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地
(5)　業務の内容
(6)　役員及び従業員の数
(7)　主要株主等の構成</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>旧会社の概要
・・・</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>合　併　の　形　態</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>業　績　予　想</td><td colspan="6">（単位：百万円）</td></tr>
<tr><td></td><td>区　分</td><td>前々期
実績</td><td>前期
実績</td><td>当期
見込み</td><td>翌期
予想</td><td>翌々期
予想</td></tr>
<tr><td></td><td>・・・
営業収益
営業費用
営業損益
・・・
経常損益
・・・
当期損益
・・・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合　併　の　理　由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>合　併　の　期　日</td><td colspan="6">年　　月　　日（　　）</td></tr>
</table>

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－１４

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

子会社の商号等変更届出書

子会社が商号又は名称を変更することについて、保険業法第２７２条の４２第２項第８号及び保険業法施行規則第２１１条の８６第４項第６号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

子会社の商号又は名称	変更前	
	変更後	
子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地		
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日（　　）

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－１５

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

子会社対象少額短期保険業者等を子会社とすることに係る届出書

子会社対象少額短期保険会社等を子会社とすることについて、保険業法第 272 条の 42 第 2 項第３号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

子会社とする会社の概要	商号又は名称	
	資本の額	
	役員の役職名及び氏名	
	主たる営業所又は事務所の所在地	
	業務の内容	（法第 271 条の 39 第 1 項第　　号に該当）
	会社の状況（直近の決算期より）（注１）	売上高：　　総資産： 経常損益： 当期損益：
	役員及び従業員の数	
	取得予定議決権数（注２）	個（総株主の議決権に対する割合　　%）
	主要株主等の構成	Ａ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%） Ｂ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%） Ｃ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）
子会社とする理由		
子会社とする日		年　　月　　日（　　）
現地当局の認可等の取得（予定）年月日（注 3）		年　　月　　日（　　）

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

（注）
１　「会社の状況」欄は、当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること（本欄の項目に必ずしもこだわらない。）
２　「取得予定議決権数」欄は、届出者とその子会社の合計の取得予定議決権数を記入するものとする。
３　「現地当局の認可等の取得（予定）年月日」欄は、現地当局の認可･届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載すること。

別紙様式Ⅳ－１６

文書番号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

子会社の解散（又は業務の全部廃止）届出書

子会社が解散（又は業務の全部を廃止）することについて、保険業法第２７２条の４２第２項第８号及び保険業法施行規則第２１１条の８６第４項第２号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

解散（又は業務の全部を廃止）する子会社の概要	商号又は名称	
	資本の額	
	役員の役職名及び氏名	
	本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地	
	業務の内容	
	役員及び従業員の数	
	主要株主等の構成	
解散（又は業務の全部を廃止）する理由		
解散（又は業務全部廃止）予定日		年　月　日（　）

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－１７

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

新株予約権発行届出書

新株予約権を発行することについて、保険業法第２７２条の４２第２項第８号及び保険業法施行規則第２１１条の８５第４項第２号に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

取締役会等の決議日	年　月　日（　）
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の数及び種類	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（注）	株式の発行価額： 資本組入額：
新株予約権の行使の条件	

添付書類

1　理由書
2　その他参考となるべき事項を記載した書類

（注）　該当がある場合に、記載すること。

別紙様式Ⅳ－１８

文書番号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

新株予約権付社債発行届出書

新株予約権付社債を発行することについて、保険業法第２７２条の４２第２項第８号及び保険業法施行規則第２１１条の８６第４項第２号に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

取締役会等の決議日	年　月　日（　）
発行総額	
利率	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の数及び種類	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（注）	株式の発行価額： 資本組入額：
新株予約権の行使の条件	

添付書類

1　理由書
2　その他参考となるべき事項を記載した書類

（注）　該当がある場合に、記載すること。

別紙様式Ⅳ－１９

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

少額短期保険持株会社業務報告書の提出延期承認申請書

業務報告書の提出を延期いたしたく、保険業法施行規則第２１１条の８１の規定に基づき、別紙のとおり申請いたします。

添付書類
理由書

別紙様式Ⅳ－２０

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

少額短期保険持株会社の説明書類等の縦覧延期承認申請書

説明書類等の縦覧を延期いたしたく、保険業法施行規則第２１１条の８３の規定に基づき、別紙のとおり申請いたします。

添付書類
理由書

別紙様式Ⅳ－２１

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

特定少額短期持株会社でなくなった届出書

特定少額短期持株会社でなくなったので、保険業法２７２条の３５第４項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

１．当該少額短期保険業者の商号又は名称

２．持株会社でなくなった時期　　年　　月　　日

添付書類
１．理由書
２．持株会社でなくなるために講じた措置
３．その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－２２

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

保険業法施行規則第２１１条の 80 各号に掲げる事由により
他の会社を子会社とした届出書

保険業法施行規則第 211 条の 80 各号に掲げる事由により他の会社を子会社としたので、保険業法 211 条の 86 第４項第５号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

子会社とした会社の概要	商号又は名称	
	資本の額	
	役員の役職名及び氏名	
	本店若しくは主たる営業所又は事務所の所在地	
	業務の内容	
	会社の状況（直近の決算期より）（注１）	売上高：　　総資産： 経常損益： 当期損益：
	役員及び従業員の数	
	保有議決権数（注２）	個（総株主の議決権に対する割合　　%）
	主要株主等の構成	Ａ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%） Ｂ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%） Ｃ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）
子会社とした理由		（規則第 211 条の 79 第　　号該当）
子会社とした日		年　　月　　日（　　）

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

（注）
１　「会社の状況」欄は、当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること（本欄の項目に必ずしもこだわらない。）。
２　「保有議決権数」欄は、届出者とその子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数点第３位以下を四捨五入して記入すること。

別紙様式Ⅳ－２３

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

特定少額短期保険持株会社になった届出書

特定少額短期保険持株会社になったので、保険業法第２７２条の３５第２項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１．持株会社になった事由

２．持株会社になった時期　　年　　月　　日

３．当該会社等の内容

区分	商号又は名称	業　務　の　内　容
当該会社		
子会社		

添付書類
１　定款
２　会社の登記事項証明書
３　持株会社及び子会社の最終の貸借対照表
４　その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－２４

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

特定少額短期持株会社の適正化期限延長承認申請書

保険業法第２７２条の３５第３項の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請します。

添付書類
１．理由書
２．規則第２１１条の７７に規定する書類
３．その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－２５

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

解散届出書

少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社でしたが、解散しましたので、保険業法第２７２条の４２第２項第５号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

解　散　の　理　由	
解　散　し　た　日	年　　月　　日（　）
保険会社に係る保有議決権の処分方法	

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－２６

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

少額短期保険持株会社に係る承認の効力の延長承認申請書

法第２７２条の３５第１項に基づく承認の法第２７２条の４３において準用する法第２７１条の３３第２項第１号の規定による承認を申請します。

添付書類

1　理由書
2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－２７

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

持株会社の子会社に係る承認申請書

保険業法第 272 条の 39 第１項各号に掲げる会社以外の会社を子会社とすることについて、同項の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請します。

添付書類

１　別紙様式Ⅳ－２７の２

２　申請者及びその子会社に関する次に掲げる書類

(1)　申請者及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

(2)　本件承認後における申請者及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類

（３）　株式交換により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

①株主総会の議事録

②株式交換契約書

③株式交換費用を記載した書類

３　子会社となる会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書類

４　子会社となる会社の組織図

５ その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－２７の２

<table>
<tr><td rowspan="8">子会社とする会社の概要</td><td>商号又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>資本の額</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>取締役及び監査役の役職名及び氏名（注１）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>主たる営業所又は事務所の位置</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>従たる営業所の所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>業務の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>役員及び従業員の数</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>主要株主等の構成</td><td colspan="4">Ａ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）
Ｂ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）
Ｃ社　　個（総株主の議決権に対する割合　　%）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">総株主等の議決権・保有する議決権の数の状況</td><td></td><td>子会社とする前①</td><td>子会社とした後②</td><td>増減(②－①)</td></tr>
<tr><td>総株主等の議決権</td><td>個</td><td>個</td><td>個</td></tr>
<tr><td>保有議決権数(注2)</td><td>個</td><td>個</td><td>個</td></tr>
<tr><td>保有議決権割合(注3)</td><td>%</td><td>%</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">子会社とする理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">実行予定日</td><td colspan="4">年　　月　　日（　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">現地当局の認可等の取得（予定）年月日(注４)</td><td colspan="4">年　　月　　日（　）</td></tr>
</table>

（注）
１　委員会等設置会社にあっては、監査役を執行役と読み替えること。
２　「保有議決権数」欄は、申請者とその子会社の合計の保有議決権数を記入すること。
３　「保有議決権割合」欄は、小数点第３位以下を四捨五入して記入すること。
４　「現地当局の認可等の取得（予定）年月日」欄は、現地当局の認可･届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載すること。

別紙様式Ⅳ－２８

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

少額短期保険持株会社の子会社の
適正化期限延長承認申請書

保険業法第２７２条の３９第４項の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請します。

添付書類
１．理由書
２．規則第２１１条の７９第２項に規定する書類
３．その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－２９

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

外国の特定少額短期持株会社に係る届出の期限延長承認申請書

保険業法施行令第３８条の１５の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請します。

添付書類
１．理由書
２．その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－３０

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

事務所設置届出書

事務所の設置をすることについて、保険業法第２７２条の４２第２項第８号及び保険業法施行規則第２１１条の８６第４項第４号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

設置する事務所の概要	名　　称	
	所　在　地	
	業務の内容	
設　置　理　由		
設　置　予　定　日		年　　月　　日（　）

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅳ－３１

年　月　日

財務（支）局長　殿

商　　号
又は名称
代表者の氏名　　印

誓　　約　　書

当社は、保険業法第２７２条の３３第１項第１号ハに該当しないことを誓約します。

申請書等様式集

Ⅴ　募集人等関係

別紙様式　Ⅴ－１　　少額短期保険募集人等代理申請・届出書

別紙様式　Ⅴ－２　　法人代理店の役員一覧

別紙様式　Ⅴ－３　　少額短期保険募集人登録済通知書

別紙様式　Ⅴ－４　　少額短期保険募集人登録事項変更済通知書

別紙様式　Ⅴ－５　　登録の抹消通知書

別紙様式　Ⅴ－６　　保険業法第２７９条第２項に基づく通知

別紙様式　Ⅴ－７　　登録の拒否について

別紙様式Ｖ－１

少額短期保険募集人等代理申請・届出書

年　　月　　日

財務（支）局長殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

保険業法第２条第２２項に定義する少額短期保険募集人及び保険業法第２７５条第１項第３号に定義する特定少額短期保険募集人について、（保険業法第２７７条の登録申請・法第２８０条の変更等の届出・法第３０２条の届出）を法第２８４条の規定に基づき代理人として登録申請及び届出等を行います。

なお、本件手続きにかかる登録申請者は、当社所属の少額短期保険募集人であることを証明します。

別紙様式Ｖ－２

保険業法第２７７条第２項第２号の規定に基づく
法人代理店の役員の氏名及び住所を記載した書面

商号又は名称	

枚数	／

役　員　氏　名	役　　員　　住　　所

別紙様式Ｖ－３

文　書　番　号
年　　月　　日

代理申請会社　御中

財務(支)局長　　印

少額短期保険募集人登録済通知書

年　　月　　日付で申請のあった少額短期保険募集人の登録については、保険業法２７８条第１項の規定に基づき別紙少額短期保険募集人登録簿のとおり登録したので、同条第２項の規定に基づき通知する。

別紙様式Ｖ－４

文　書　番　号
年　　月　　日

代理申請会社　御中

財務(支)局長　　印

少額短期保険募集人登録事項変更済通知書

年　　月　　日付で届出のあった少額短期保険募集人の登録事項の変更については、保険業法２８０条第２項の規定に基づき別紙少額短期保険募集人登録簿のとおり登録したので、同条同項の規定に基づき通知する。

別紙様式Ｖ－５

文書番号
年　月　日

殿

財務（支）局長　　印

登録の抹消について

標記について、保険業法第３０８条第１項の規定に基づき、下記少額短期保険募集人の登録を抹消したので、同条第２項の規定に基づき通知する。

記

登録番号：

商号、名称又は氏名：

登録抹消年月日：

別紙様式Ｖ－６

文　書　番　号
年　　月　　日

殿

財務（支）局長　　印

保険業法第２７９条第２項に基づく通知
（少額短期保険募集人登録の拒否について）

年　　月　　日付で申請のあった少額短期保険募集人の登録については、保険業法第２７９条の規定に照らし審査したところ、登録を拒否する要件に該当する事項があり、保険業法第２７９条第１項に基づき、登録を拒否をしなければなりません。

本件通知については、保険業法第２７９条第２項に基づき、〇〇〇〇殿又は〇〇〇〇殿の代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるためのものです。

つきましては、下記の内容で意見の聴取に出頭いただくように通知します。

なお、正当な理由がないのに、意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで登録を拒否することができることになっておりますのでご了承下さい。

記

１．聴取する職員：
２．出頭日時：
３．出頭場所：
４．その他：

別紙様式Ｖ－７

文　書　番　号
年　　月　　日

殿

財務（支）局長　　印

登録の拒否について

年　　月　　日付で申請のあった少額短期保険募集人の登録については、保険業法第２７９条の規定に基づき、登録を拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由

申請書等様式集

Ⅵ　特定保険業者等関係

別紙様式	Ⅵ－１	保険契約の移転の認可申請書
別紙様式	Ⅵ－２	合併の認可申請書
別紙様式	Ⅵ－３	分割の認可申請書
別紙様式	Ⅵ－４	業務及び財産の管理の委託の認可申請書
別紙様式	Ⅵ－５	事業譲渡等の認可申請書
別紙様式	Ⅵ－６	事業譲渡等の認可申請書（連名）
別紙様式	Ⅵ－７	特定保険業者の保険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託の期限延長承認申請書
別紙様式	Ⅵ－８	特定保険業の廃止承認申請書
別紙様式	Ⅵ－９	特定保険業者の廃業等届出書
別紙様式	Ⅵ－10	業務報告書の提出延期承認申請書
別紙様式	Ⅵ－11	特定保険業者であった少額短期保険業者に関する経過措置の保険金限度額を超える部分の再保険内容届出書
別紙様式	Ⅵ－12	特定保険業者であった少額短期保険業者に関する経過措置の保険金額の限度額を超える部分の再保険を外国保険業者に付すことの承認申請書
別紙様式	Ⅵ－13	異常危険準備金の積立を行わない届出書
別紙様式	Ⅵ－14	特定少額短期保険業者の合併認可申請書
別紙様式	Ⅵ－15	特定少額短期保険業者の分割認可申請書
別紙様式	Ⅵ－16	特定少額短期保険業者の解散等認可申請書
別紙様式	Ⅵ－17	特定少額短期保険業者の会計帳簿等の閲覧請求承認申請書

別紙様式Ⅵ－１

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

移転特定保険業者　　所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

移転先少額短期保険業者　商号又は名称
代表者の氏名　　印

保険契約の移転の認可申請書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第４条第７項の規定による保険業法第２７２条の２９において準用する法第１３９条に基づく保険契約の移転の認可について申請します。

添付書類

１．理由書
２．法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第一項の契約に係る契約書
３．移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録
４．移転会社及び移転先会社の貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）
５．移転会社の財産目録
６．移転会社を保険者とする保険契約について、移転するものとされる保険契約（以下この項及び第二百十一条の六十五において「移転対象契約」という。）及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
７．移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面
８．法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面

９．移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあっては、日本における保険契約とする。次号において同じ。）について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあっては、法第百九十九条において準用する法第百十六条第一項の責任準備金）の額を記載した書面

10. 移転対象契約及び移転先会社を保険者とする保険契約について、同一の保険契約者又は被保険者がある場合には、当該保険契約者又は被保険者ごとのすべての保険契約の保険金額の合計額及びすべての保険契約に係る令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額を記載した書面

11. 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

12. 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面

13. 法第二百五十条第四項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

14. 移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額か相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

※上記添付書類のうち、附則第４条第７項等による読み替え規定により、該当がない書類については省略することができる。

別紙様式Ⅵ－２

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

商号又は名称
代表者の氏名　　印

合併の認可申請書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第４条第１１項の規定による保険業法第１６７条に基づく合併の認可を申請します。

添付書類

１．理由書
２．合併契約書
３．当事者である保険会社等の株主総会等（これに相当するものを含む。）の議事録（商法第四百十三条ノ三第一項（簡易な合併手続の要件）の規定により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する保険会社等にあっては、取締役会（これに相当するものを含む。）の議事録）
４．各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書
５．当事者である保険会社等を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
６．合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の合併後における収支の見込みを記載した書面
７．合併費用を記載した書面
８．商法第四百十二条第一項 （債権者の異議）（法第百七十三条第一項 において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該会社にあっては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面 【株式会社、相互会社の場合適用】
９．法第二百五十四条第三項 の規定による公告をしたときは、これを証する書面 【株式会社、相互会社の場合適用】
10．株式の併合をする場合においては、商法第二百十五条第一項 （株式の併合の公告等）の規定による公

告及び通知をしたことを証する書面【株式会社の場合適用】

11. 商法第四百八条第五項 又は第六項 （合併契約書の承認）の場合にあっては、同法第四百十六条第四項（合併に関する準用規定）において準用する同法第三百五十条第一項 （株式譲渡制限の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面 【株式会社の場合適用】
12. 独占禁止法第十五条第二項 （会社合併の事前届出）の規定による届出をしたことを証する書面 【株式会社の場合適用】
13. 当事者（保険会社を除く。）の従前の定款
14. 合併をする会社の一方が合併後存続する場合において、合併により資本を増加するときは、商法第四百十三条ノ二第一項 （存続会社の資本増加の限度額）に規定する限度額を、合併により株式会社を設立する場合においては、同条第二項 （新設会社の資本の限度額）に規定する額を証する書面 【株式会社の場合適用】
15. 合併に際して就任する取締役、執行役又は監査役（これらに相当するもの含む。）があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書
16. 商法第四百十三条ノ三第五項 （簡易な合併手続における株式買取請求）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面 【株式会社の場合適用】
17. 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が当該合併により子会社対象会社等（保険会社にあっては法第百六条第一項に規定する子会社対象会社、少額短期保険業者にあっては少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。）をいう。以下この号及び第百五条の六第十九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十四第一項第四号に掲げる書類
18. 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類
19. 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
20. 合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積立られていることについて、合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価格が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他法第百六十七条第二項 の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅵ－３

文 書 番 号
年　月　日

財務（支）局長　殿

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

商号又は名称
代表者の氏名　　印

分割の認可申請書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第４条第１２項の規定による保険業法第１７３条の６に基づく分割の認可を申請します。

添付書類

１．理由書
２．分割計画書等
３．当事者である保険会社等の株主総会の議事録（商法第三百七十四条ノ六又は第三百七十四条ノ二十二若しくは第三百七十四条ノ二十三（簡易な分割手続）の規定により分割計画書又は分割契約書について株主総会の承認を得ないで分割を行う保険会社等にあっては、取締役会の議事録）
４．当事者である保険会社等の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書
５．分割により承継しようとする事業又は分割により承継させようとする事業に係る損益の状況を記載した書面
６．分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書面
　①　分割により保険契約を承継させる保険会社等を保険者とする保険契約について、分割により承継させるものとされる保険契約（以下この号において「分割対象契約」という。）及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
　②　分割対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面
　③　分割により保険契約を承継する会社を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
７．　当事者である保険会社の分割後における収支の見込みを記載した書面
８．　分割費用を記載した書面
９．　法第百七十三条の四第一項 の規定による公告をしたことを証する書面

10.　法第百七十三条の四第二項 において準用する法第十七条第二項 の期間内に異議を述べた保険契約者又はその者の第百五条の四 に規定する金額が、法第百七十三条の四第二項 において準用する法第十七条第四項 に定める割合を超えなかったことを証する書面

11.　商法第三百七十四条ノ四第一項 又は第三百七十四条ノ二十第一項 （債権者の異議）の規定による公告及び催告（同項 ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該会社にあっては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

12. 株式の併合をする場合においては、商法第二百十五条第一項 （株式の併合の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

13. 商法第三百七十四条ノ十七第六項 又は第七項 （分割契約書の承認）の場合にあっては、同法第三百七十四条ノ三十一第二項 （分割に関する準用規定）において準用する同法第三百五十条第一項 （株式譲渡制限の公告等）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

14. 独占禁止法第十五条の二第二項 又は第三項 （会社分割の事前届出）の規定による届出を要する場合においては、当該届出をしたことを証する書面

15. 当事者（保険会社を除く。）の従前の定款

16. 吸収分割により資本を増加するときは、商法第三百七十四条ノ二十一 （営業を承継する会社の資本増加の限度額）に規定する限度額を、新設分割により株式会社を設立するときは、同法第三百七十四条ノ五（新設会社の資本の限度額）に規定する限度額を証する書面

17.　分割に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書

18.　商法第三百七十四条ノ二十三第五項 （簡易な吸収分割手続における株式買取請求）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

19. 当該分割により子会社対象会社等を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十四第一項第四号に掲げる書類

20.　当該分割を行った後における保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類

21.　当該分割により当該保険会社等の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

22.　当該分割により保険会社等又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

23. 分割会社が分割により承継させる保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、分割により保険契約を承継する保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他法第百七十三条の六第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅵ－４

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

商号又は名称
代表者の氏名　　印

業務及び財産の管理の委託の認可申請書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第４条第９項の規定による保険業法第２７２条の３０第２項において準用する法第１４５条第１項に基づく業務及び財産の管理の委託の認可について申請します。

添付書類

１．　理由書
２．　管理委託契約（法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項の契約をいう。次条において同じ。）に係る契約書
３．　受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録
４．　委託会社及び受託会社の貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）
５．　管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面
６．　受託会社が委託会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面
７．　その他法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十五条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

※上記添付書類のうち、附則第４条第９項等による読み替え規定により、該当がない書類については省略することができる。

別紙様式Ⅵ－５

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

事業譲渡等の認可申請書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第４条第８項の規定による保険業法第２７２条の３０第１項において準用する法第１４２条に基づく事業の譲渡又は譲受けの認可について申請します。

添付書類

1. 理由書
2. 事業の譲渡又は譲受け（次項において「事業譲渡等」という。）に係る契約書
3. 当事者である特定保険業者の株主総会等（これに相当するものを含む。）の議事録又は取締役会（これに相当するものを含む。）の議事録若しくは清算人会（これに相当するものを含む。）の議事録
4. 当事者である特定保険業者の貸借対照表
5. 譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書面
6. 当該事業譲渡等を行った後の特定保険業者が子会社等を有する場合には、当該特定保険業者及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類
7. 当該事業の譲渡により当該特定保険業者の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
8. 該事業の譲受けにより少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、当該少額短期保険子会社対象会社に関する第二百十一条の三第十一号に掲げる書類
9. 商法第二百四十五条ノ五第三項 （簡易な営業の譲受けの手続）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面【当該特定保険業者が株式会社である場合に限り適用】
10. その他参考となるべき事項を記載した書類

※上記添付書類のうち、附則第４条第８項等による読み替え規定により、該当がない書類については省略することができる。

別紙様式Ⅵ－６

文 書 番 号
年　 月　 日

財務（支）局長　殿

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

商号又は名称
代表者の氏名　　印

事業譲渡等の認可申請書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第４条第８項の規定による保険業法第２７２条の３０第１項において準用する法第１４２条に基づく事業の譲渡又は譲受けの認可について申請します。

添付書類

１．　理由書
２．　事業の譲渡又は譲受けに係る契約書
３．　当事者である特定保険業者及び少額短期保険業者の株主総会等の議事録又は取締役会の議事録若しくは清算人会の議事録
４．　当事者である特定保険業者及び少額短期保険業者の貸借対照表
５．　譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書面
６．　当該事業譲渡等を行った後の特定険業者が子会社等（法第二百七十二条の十六第三項に規定する子会社等をいう。）を有する場合には、当該特定保険業者及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類
７．　当該事業の譲渡により当該特定保険険業者の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
８．　当該事業の譲受けにより少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、当該少額短期保険子会社対象会社に関する第二百十一条の二第十一号に掲げる書類
９．　商法第二百四十五条ノ五第三項　（簡易な営業の譲受けの手続）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面
１０．その他参考となるべき事項を記載した書類
（※事業譲渡に保険契約が含まれる場合は、規則第２１１条の６３第２項の６号～９号までの書類（７号については保険計理人の意見書含む）及び個々の保険契約者の当該保険契約に係る権利義務の移転に関する同意書の写し）

※上記添付書類のうち、附則第４条第８項等による読み替え規定により、該当がない書類については省略することができる。

別紙様式Ⅵ－７

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

特定保険業者の保険契約の移転並びに保険契約に係る
業務及び財産の管理の委託の期限延長承認申請書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第２条第４項に規定する標記の措置について、以下の理由により、〇年〇月〇日の期限までに対応できないため、期限延長の承認を申請します。

添付書類

1　理由書
2　個々の保険契約の管理状況を記載した書類
3　直近の財産目録、貸借対照表、収支計算書、損益計算書その他の財産及び業務の状況を明らかにする書類
4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅵ－８

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

特定保険業の廃止承認申請書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第４条第１３項の規定の基づき、特定保険業を廃止の承認を申請します。

添付書類

1　理由書
2　個々の保険契約の管理状況を記載した書類
3　直近の財産目録、貸借対照表、収支計算書、損益計算書その他の財産及び業務の状況を明らかにする書類
4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅵ－９

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

特定保険業者の廃業等届出書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第３条第３項に規定する（同条同項１号の特定保険業を廃止した、同条同項２号の合併により消滅した、同条同項３号の破産手続開始決定により解散した、同条同項４号の合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した、同条同項第５号のすべての保険契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡した、）ため、同条同項に基づき届出します。

添付書類

1　理由書
2　上記措置を行ったことを証する書類
3 その他参考となるべき事項を記載した書類

※上記の（　）内は届出内容により適宜修正すること。

別紙様式Ⅵ－１０

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　　殿

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

業務報告書の提出延期承認申請書

業務報告書の提出を延期いたしたく、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第４条第４項の規定に基づき、承認申請いたします。

添付書類

１．理由書及び当該事実を証する書面
２．延長承認を希望する提出期日

別紙様式Ⅵ－１１

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

特定保険業者であった少額短期保険業者に関する経過措置の保険金額の限度額を超える部分の再保険内容届出書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第１６条第３項に基づき、再保険の内容についてあらかじめ届出します。

１．内容

再保険に付す保険会社の商号、名称又は氏名	再保険に付す再保険金額	再保険の内容

２．上記１．の内訳

再保険契約の内容（当該少額短期保険業者が保有する上限額を含む）	再保険契約の種類	再保険契約の期間	再保険金の決済方法

添付書類　再保険契約書の写し（日本語による翻訳文を含む。）を添付のこと。
※記入欄は、適宜加工（別紙等で添付）することは差し支えない。

別紙様式Ⅵ－１２

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

特定保険業者であった少額短期保険業者に関する経過措置の保険金額の限度額を超える部分の再保険を外国保険業者に付すことの承認申請書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第１６条第５項に基づき、外国保険業者に再保険を付したいので以下のとおり承認申請します。

記

１．再保険の内容が、法令に違反し、又は不公正なものではないことに関する説明

２．当該再保険に代えて、当該再保険と同等又は有利な条件の再保険を保険会社に付すことが困難である説明

３．当該再保険を付すことにより、被保険者その他の関係者の利益が不当に侵害されるおそれがないことの説明

１．内容

再保険に付す外国保険業者の商号、名称又は氏名	再保険に付す再保険金額	再保険の内容

２．上記１．の内訳

再保険契約の内容 （当該少額短期保険業者が保有する上限額を含む）	再保険契約の種類	再保険契約の期間	再保険金の決済方法

添付書類　再保険契約書の写し（日本語による翻訳文を含む。）を添付のこと。
※記入欄は、適宜加工（別紙等で添付）することは差し支えない。

別紙様式Ⅵ－１３

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
代表者の氏名　　印

異常危険準備金の積立を行わない届出書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第１６条第１８項に規定する異常危険準備金の積立を行わないことについて届出します。

添付書類

1　理由書
2　保険種類群ごとに本来積立を行うべき額と積立をしない額とを対比した書類
3 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅵ－１４

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

特定少額短期保険業者の合併認可申請書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第１５条第１３項の規定の基づき、特定少額短期保険業者の合併の認可申請をします。

添付書類
１．理由書
２．合併契約書
３．当事者である特定少額短期保険業者の合併を決議した社員総会（これに相当するものを含む。）の議事録
４．各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書
５．当事者である特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
６．改正法附則第十五条第十五項の規定により、その設立の時に、法第二百七十二条第一項の登録を受けたものとみなされる当該合併により設立される法人（以下この項において「合併により設立される法人」という。）の合併後における収支の見込みを記載した書面
７．合併費用を記載した書面
８．合併の当事者の従前の定款
９．合併に際して就任する役員があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びその者の履歴書
10．合併により設立される法人が当該合併により少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。次条第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する新規則第五十八条第一項第四号に掲げる書類
11．合併により設立される法人が子会社等を有する場合には、当該法人及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類
12．合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他改正法附則第十五条第十四項において準用する法第百六十七条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅵ－１５

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

特定少額短期保険業者の分割認可申請書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第１５条第１６項の規定の基づき、特定少額短期保険業者の分割の認可申請をします。

添付書類
１．理由書
２．分割計画書又は分割契約書
３．当事者である特定少額短期保険業者の分割を決議した社員総会（これに相当するものを含む。）の議事録
４．当事者である特定少額短期保険業者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書
５．分割により承継しようとする事業又は分割により承継させようとする事業に係る損益の状況を記載した書面
６．分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書面
イ　分割により保険契約を承継させる特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約について、分割により承継させるものとされる保険契約（以下この号において「分割対象契約」という。）及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
ロ　分割対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面
ハ　分割により保険契約を承継する法人を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
７．当事者である特定少額短期保険業者の分割後における収支の見込みを記載した書面
８．分割費用を記載した書面
９．分割の当事者の従前の定款
10．分割に際して就任する役員があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びその者の履歴書
11．当該分割により少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する新規則第五十八条第一項第四号に掲げる書類
12．当該分割により当該特定少額短期保険業者の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
13．当該分割により特定少額短期保険業者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
14．分割会社が分割により承継させる保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ

妥当な方法により積み立てられていることについて、分割により保険契約を承継する保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他改正法附則第十五条第十七項において準用する法第百七十三条の六第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

15. 上記6.に掲げる書面（同ロに掲げる算出方法に係るものを除く。）については、金融庁長官が定める様式並びにその記入及び算出の方法によるものとする。

別紙様式Ⅵ－１６

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

特定少額短期保険業者の解散等認可申請書

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第１５条第１１項の規定の基づき、特定少額短期保険業者を解散等の認可申請をします。

添付書類

１．理由書
２．解散又は特定保険業の廃止を決議した社員総会（これに相当するものを含む。）の議事録
３．財産目録（当該特定少額短期保険業者が解散しようとするときに限る。）及び貸借対照表
４．当該特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約（改正法附則第十五条第十二項において準用する法第百五十三条第三項に規定する政令で定める保険契約を除く。）がないことを証する書面
５．当該特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面
６．その他改正法附則第十五条第十二項において準用する法第百五十三条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式Ⅵ－１７

文　書　番　号
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

所在地
商号又は名称　　社印
代表者の役職名・氏名　　印
（連絡先：電話番号　　担当者名　　）

特定少額短期保険業者の会計帳簿等の閲覧請求
承認申請

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二日法律第三十八号）附則第１５条第４項の規定の基づき、特定少額短期保険業者の会計帳簿等の閲覧請求の承認申請をします。

添付書類

１　理由書
２　その他参考となるべき事項を記載した書類

申請書等様式集

Ⅶ　監督指針事務手続等関係

別紙様式　Ⅶ－１　　無登録で保険業を行っている者に対する警告書

別紙様式　Ⅶ－２　　無登録で保険業を行っているおそれがある者に対する照会書

別紙様式　Ⅶ－３　　無免許・無登録保険業者管理台帳

別紙様式　Ⅶ－４　　少額短期保険業者の状況等報告

別紙様式　Ⅶ－５　　金融機関の営業免許等に係る登録免許税納付額報告書

別紙様式　Ⅶ－６　　少額短期保険業者の経営の健全性を確保する上で参考になると考えられる情報

別紙様式　Ⅶ－７　　金融機関に関する苦情受付件数調べ

別紙様式　Ⅶ－８　　少額短期保険業者登録簿縦覧表

別紙様式Ⅶ－１

無登録で保険業を行っている者に対する警告書

〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

財 務 （支） 局 長 印

保険業は、内閣総理大臣の免許又は登録を受けなければこれを営むことが出来ないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は保険業に該当していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

別紙様式Ⅶ－２

無登録で保険業を行っているおそれがある者に対する照会書

〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

財 務 （支） 局 長 印

保険業は、内閣総理大臣の免許又は登録を受けなければこれを営むことが出来ないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は保険業に該当しているおそれがあると認められます。

つきましては、貴社における業務の状況を 年 月 日までに書面によりご回答願います。なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

別紙様式Ⅶ－３

無免許・無登録保険業者管理台帳

業　者　名					
所　在　地					
代表者名		資本金	百万円	役職員数	人
店舗名 （所在地）					
業務内容					
日　　付	苦情・照会等の内容及び当局の指導内容、相手方の対応等				

別紙様式Ⅷ－４

少額短期保険業者の状況等報告

登録年月日	登録番号	商号又は名称	資本の額又は基金の総額	取締役及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）の氏名	少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容	本店その他の事務所の所在地	監督対応事項

別紙様式Ⅶ－５

金融機関の営業免許等に係る登録免許税納付額報告書

自　年　月　日
至　年　月　日

財務（支）局

許　可　等　の　区　分	件　数	納　付　額
保険業法第２７２条第１項（登録）の少額短期保険業者の登録 保険業法第２７６条（登録）の少額短期保険代理店の登録		
合　　計		

別紙様式Ⅷ－６

少額短期保険業者の経営の健全性を確保する上で参考になると考えられる情報

属　性			
日時・場所	年　　月　　日（　）［電話・来局・その他　　］		
情報元		記録者	
内　容			

別紙様式Ⅷ－７

金融機関に関する苦情受付件数調べ

〇〇財務局

	少額短期保険業者	少額短期保険募集人	合　計
電　　話 来　　局 文　　書 計			

別紙様式Ⅶ－８

少額短期保険業者登録簿縦覧表

縦覧日	縦覧者氏名	縦覧者の住所	電話番号	登録番号	少額短期保険業者名	貸出時間	返納時間	確認印

申請書等様式集

（保険業法施行規則様式関係）

別紙様式第１号の２の２	独立監査法人の監査報告書　（第１７条の２関係）
別紙様式第１号の３	独立監査法人の監査報告書　（第１５条関係）
別紙様式第２号の２の２	監査報告書　（第１７条の２関係）
別紙様式第２号の３	監査報告書　（第１５条関係）
別紙様式第３号の３の２	決算公告　（第１５条関係）
別紙様式第３号の５	決算公告　（第１５条関係）
別紙様式第３号の６	決算公告　（第１５条関係）
別紙様式第９号の２の２	独立監査法人の監査報告書　（第２３条の５関係）
別紙様式第９号の３	独立監査法人の監査報告書　（第３１条関係）
別紙様式第１０号の２の２	監査報告書　（第２３条の５関係）
別紙様式第１０号の３	独立監査法人の監査報告書　（第３１条関係）
別紙様式第１１号の３の２	決算公告　（第２３条の５関係）
別紙様式第１１号の８	決算公告　（第３１条関係）
別紙様式第１１号の９	決算公告　（第３１条関係）
別紙様式第１５号の２の５	中間業務報告書
別紙様式第１６号	登録申請書
別紙様式第１６号の２	供託届出書
別紙様式第１６号の３	供託金内訳書
別紙様式第１６号の４	保証委託契約締結届出書
別紙様式第１６号の５	保証委託契約解除承認申請書
別紙様式第１６号の６	保証委託契約変更承認申請書
別紙様式第１６号の７	保証委託契約解除届出書
別紙様式第１６号の８	保証委託契約変更届出書
別紙様式第１６号の９	責任保険契約解除承認申請書
別紙様式第１６号の１０	責任保険契約変更承認申請書
別紙様式第１６号の１１	責任保険契約解除届出書
別紙様式第１６号の１２	責任保険契約変更届出書
別紙様式第１６号の１３	責任保険契約承認申請書
別紙様式第１６号の１４	責任保険契約締結届出書
別紙様式第１６号の１５	登録事項変更届出書
別紙様式第１６号の１６	少額短期保険業者登録票
別紙様式第１６号の１７	業務報告書
別紙様式第１６号の１８	中間業務報告書
別紙様式第１６号の１９	中間連結業務報告書
別紙様式第１６号の２０	連結業務報告書
別紙様式第１６号の２１	事業方法書、普通保険約款並びに保険料及び責任準備金の算出方法の変更届出書
別紙様式第１６号の２２	少額短期主要株主承認申請書
別紙様式第１６号の２３	少額短期保険持株会社承認申請書
別紙様式第１６号の２４	業務報告書（持株会社）
別紙様式第１６号の２５	連結業務報告書（持株会社）

別紙様式第１６号の２６	営業報告書（持株会社）
別紙様式第１６号の２７	付属明細書（持株会社）
別紙様式第１７号	募集人登録申請
別紙様式第２５号	保険募集に従事する役員・使用人届出書

附則別紙様式第１号	特定保険業者届出書
附則別紙様式第２号	特定保険業者業務報告書（法人）
附則別紙様式第３号	特定保険業者業務報告書（個人）

別紙様式第１号の２の２（第１７条の２関係）

（日本工業規格Ａ４）

独立監査人の監査報告書

年　　月　　日

少額短期保険株式会社

御中

事 務 所 名
公認会計士　　氏　　名　　印
（自　署）

（記載上の注意）

１　記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。

２　監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。

３　決算期後に生じた事実で会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、営業報告書に記載があるときはその旨及び執行役から報告があったときはその事実を記載すること。

４　営業報告書及び附属明細書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載すること。

５　営業報告書及び附属明細書の会計に関する部分のうちに、決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のために必要な調査をすることができなかった事項があるときは、その事項を示すこと。

６　この監査報告書には、７の場合を除き、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者がその資格を記載して署名押印すること。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行った社員も署名押印すること。

７　監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者は、その氏名及び資格を記録し、当該電磁的記録に記録された情報について電子署名を行うこと。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、作成の職務を行った社員の氏名をも記録し、当該社員も電子署名を行うこと。

別紙様式第１号の３（第 15 条関係）

（日本工業規格Ａ４）

独立監査人の監査報告書

年　　月　　日

少額短期保険株式会社

御中

事 務 所 名
公認会計士　　氏　　名　　印
（自　署）

（記載上の注意）

１　記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。

２　監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。

３　決算期後に生じた事実で会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、営業報告書に記載があるときはその旨及び取締役から報告があったときはその事実を記載すること。

４　営業報告書及び附属明細書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載すること。

５　営業報告書及び附属明細書の会計に関する部分のうちに、決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のために必要な調査をすることができなかった事項があるときは、その事項を示すこと。

６　この監査報告書には、７の場合を除き、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者がその資格を記載して署名押印すること。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行った社員も署名押印すること。

７　監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者は、その氏名及び資格を記録し、当該電磁的記録に記録された情報について電子署名を行うこと。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、作成の職務を行った社員の氏名をも記録し、当該社員も電子署名を行うこと。

別紙様式第２号の２の２（第１７条の２関係）

（日本工業規格Ａ４）

監　査　報　告　書

年　　月　　日

少額短期保険株式会社　　監査委員会

監査委員　　氏　　名　　印
（自　署）

（記載上の注意）

１　記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。

２　監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。

３　営業報告書に記載されていない決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実について執行役から報告があったときは、その事実を記載すること。ただし、会計監査人の監査報告書に記載があるものについては、この限りでない。

４　次に掲げる事項については、その事項ごとに監査の方法の概要を記載すること。

(1)　商法第 264 条第１項及び同法第 265 条第１項の取引

(2)　会社が無償でした財産上の利益の供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む。）

(3)　会社がした子会社又は株主との通例的でない取引

(4)　自己株式の取得及び処分又は株式失効の手続

(5)　商法特例法第 21 条の 14 第７項第５号において準用する商法第 264 条第１項及び第 265 条第１項の取引

５　商法特例法第 21 条の 29 第２項第５号に掲げる事項を記載する場合において、４の(1)から(5)までに掲げる事項につき取締役又は執行役の義務違反があるときは、その事項に関する記載は、各別にすること。

６　この監査報告書には、７の場合を除き、各監査委員が署名押印すること。

７　監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、各監査委員は、当該電磁的記録に記録された情報について電子署名を行うこと。

別紙様式第２号の３（第１５条関係）

（日本工業規格Ａ４）

監　査　報　告　書

年　　月　　日

少額短期保険株式会社　　監査役会

監査役（常勤）　　氏　　名　　印

監査役　　氏　　名　　印
（自　署）

（記載上の注意）

１　記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。

２　監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。

３　営業報告書に記載されていない決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実について取締役から報告があったときは、その事実を記載すること。ただし、会計監査人の監査報告書に記載があるものについては、この限りでない。

４　次に掲げる事項については、その事項ごとに監査の方法の概要を記載すること。

(1)　商法第 264 条第１項及び第 265 条第１項の取引

(2)　会社が無償でした財産上の利益の供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む。）

(3)　会社がした子会社又は株主との通例的でない取引

(4)　自己株式の取得及び処分又は株式失効の手続

５　商法第 281 条ノ 3 第 2 項第 10 号に掲げる事項を記載する場合において、４の(1)から(4)までに掲げる事項につき取締役の義務違反があるときは、その事項に関する記載は、各別にすること。

６　この監査報告書には、7 の場合を除き、各監査役が署名押印すること。この場合において、常勤の監査役は、その旨を記載すること。

７　監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、各監査役は、当該電磁的記録に記録された情報について、電子署名を行うこと。この場合において、常勤の監査役は、その旨を当該電磁的記録に記録すること。

別紙様式第３号の３の２（第 15 条関係）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）　決算公告

本店又は主たる事務所の所在地
会　社　名
代表執行役　　氏　　名

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）の要旨
（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

資　　産	金　額	負債及び資本	金　額
現金及び預貯金 有価証券 不動産及び動産 貸付金 その他資産 繰延税金資産 貸倒引当金		保険契約準備金 社債 新株予約権付社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 繰延税金負債 負債の部　合計	
		資本金 新株式払込金 資本剰余金 　資本準備金 利益剰余金 　利益準備金 　　当期純利益（又は当期純損失） 有価証券評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部　合計	 △
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2)　保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により供託をしている供託金の額、同法第 272 条の５第３項の規定により契約している保証委託契約の契約金額及び同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約のてん補限度額（１事故／期間中）のそれぞれの額

(3)　保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額

(4)　保険業法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する金額がある場合は、その額
(5)　保険業法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する純資産額
(6)　保険業法施行規則第 211 条の 37 第 1 項第 3 号ロ(9)に規定する比率
(7)　契約者配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
(8)　保険業法第 92 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第５項（同法第 165 条第２項において準用する場合を含む。）において準用する同法第 92 条の規定による合併剰余金額
(9)　貸借対照表上の純資産額から新株式払込金及び有価証券等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
２　法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第２　損益計算書の要旨

損益計算書（　年　月　日から　／　年　月　日まで　）の要旨

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科　　目		金　　額
経常損益の部	経常収益 保険引受収益 （うち正味収入保険料） 資産運用収益 その他経常収益	
	経常費用 保険引受費用 （うち保険金等支払金） （うち損害調査費） （うち責任準備金等繰入額） 資産運用費用 事業費 その他経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）		
前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・・・・・積立金取崩額		

利益準備金取崩額 当期未処分利益（又は当期未処理損失）	

（記載上の注意）

1　積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

2　１株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。

3　法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

別紙様式第３号の５（第 15 条関係）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）　決算公告

本店又は主たる事務所の所在地
会　社　名
代表取締役　　氏　　名

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）の要旨

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

資　　産	金　額	負債及び資本	金　額
現金及び預貯金 有価証券 不動産及び動産 貸付金 その他資産 繰延税金資産 貸倒引当金		保険契約準備金 社債 新株予約権付社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 繰延税金負債 負債の部　合計	
		資本金 新株式払込金 資本剰余金 　資本準備金 利益剰余金 　利益準備金 　　当期純利益（又は当期純損失） 有価証券評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部　合計	 △
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2)　保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により供託をしている供託金の額、同法第 272 条の５第３項の規定により契約している保証委託契約の契約金額及び同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約のてん補限度額（１事故／期間中）のそれぞれの額

(3)　保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条前段の規定により資産の部に計

上した金額がある場合は、その額
(4)　保険業法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する金額がある場合は、その額
(5)　保険業法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する純資産額
(6)　保険業法施行規則第 211 条の 37 第 1 項第 3 号ロ(9)に規定する比率
(7)　契約者配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
(8)　保険業法第 92 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第５項（同法第 165 条第２項において準用する場合を含む。）において準用する同法第 92 条の規定による合併剰余金額
(9)　貸借対照表上の純資産額から新株式払込金及び有価証券等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
2　法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第２　損益計算書の要旨

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）の要旨

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科目		金額
経常損益の部	経常収益 保険引受収益 （うち正味収入保険料） 資産運用収益 その他経常収益	
	経常費用 保険引受費用 （うち保険金等支払金） （うち損害調査費） （うち責任準備金等繰入額） 資産運用費用 事業費 その他経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）		
前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・・・・・積立金取崩額		

利益準備金取崩額 当期未処分利益（又は当期未処理損失）	

（記載上の注意）

1　積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

2　１株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。

3　法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

別紙様式第３号の６（第 15 条関係）

貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）　決算公告

本店又は主たる事務所の所在地
会　社　名
代表取締役　　氏　　名

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）の要旨
（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

資　　産	金　額	負債及び資本	金　額
現金及び預貯金 有価証券 不動産及び動産 貸付金 その他資産 繰延税金資産 貸倒引当金		保険契約準備金 社債 新株予約権付社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 繰延税金負債 負債の部　合計	
		資本金 新株式払込金 資本剰余金 　資本準備金 利益剰余金 　利益準備金 　　当期純利益（又は当期純損失） 有価証券評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部　合計	 △
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2)　保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により供託をしている供託金の額、同法第 272 条の５第３項の規定により契約している保証委託契約の契約金額及び同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約のてん補限度額（１事故／期間中）のそれぞれの額

(3)　保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額

(4)　保険業法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する金額がある場合は、その額
(5)　保険業法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する純資産額
(6)　保険業法施行規則第 211 条の 37 第 1 項第 3 号ロ(9)に規定する比率
(7)　契約者配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
(8)　保険業法第 92 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第５項（同法第 165 条第２項において準用する場合を含む。）において準用する同法第 92 条の規定による合併剰余金額
(9)　貸借対照表上の純資産額から新株式払込金及び有価証券評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

２　法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

別紙様式第９号の２の２（第 23 条の５関係）

（日本工業規格Ａ４）

独立監査人の監査報告書

年　　月　　日

少額短期保険相互会社

御中

事 務 所 名
公認会計士　　氏　　名　　印
（自　署）

（記載上の注意）

１　記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。

２　監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。

３　決算期後に生じた事実で会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、事業報告書に記載があるときはその旨及び執行役から報告があったときはその事実を記載すること。

４　事業報告書及び附属明細書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載すること。

５　事業報告書及び附属明細書の会計に関する部分のうちに、決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のために必要な調査をすることができなかった事項があるときは、その事項を示すこと。

６　この監査報告書には、７の場合を除き、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者がその資格を記載して署名押印すること。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行った社員も署名押印すること。

７　監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者は、その氏名及び資格を記録し、当該電磁的記録に記録された情報について電子署名を行うこと。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、作成の職務を行った社員の氏名をも記録し、当該社員も電子署名を行うこと。

別紙様式第９号の３（第 31 条関係）

（日本工業規格Ａ４）

独立監査人の監査報告書

年　　月　　日

少額短期保険相互会社

御中

事 務 所 名
公認会計士　　氏　　名　　印
（自　署）

（記載上の注意）

１　記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。

２　監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。

３　決算期後に生じた事実で会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、事業報告書に記載があるときはその旨及び取締役から報告があったときはその事実を記載すること。

４　事業報告書及び附属明細書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載すること。

５　事業報告書及び附属明細書の会計に関する部分のうちに、決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のために必要な調査をすることができなかった事項があるときは、その事項を示すこと。

６　この監査報告書には、７の場合を除き、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者がその資格を記載して署名押印すること。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行った社員も署名押印すること。

７　監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者は、その氏名及び資格を記録し、当該電磁的記録に記録された情報について電子署名を行うこと。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、作成の職務を行った社員の氏名をも記録し、当該社員も電子署名を行うこと。

別紙様式第10号の２の２（第23条の５関係）

（日本工業規格Ａ４）

監　査　報　告　書

年　　月　　日

少額短期保険相互会社　監査委員会

監査委員　　氏　　名　　印
（自　署）

（記載上の注意）

１　記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。

２　監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。

３　事業報告書に記載されていない決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実について執行役から報告があったときは、その事実を記載すること。ただし、会計監査人の監査報告書に記載があるものについては、この限りでない。

４　次に掲げる事項については、その事項ごとに監査の方法の概要を記載すること。

(1)　保険業法第51条第2項において準用する商法第264条第1項及び同法第265条第1項の取引

(2)　会社が無償でした財産上の利益の供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む。）

(3)　会社がした子会社又は社員との通例的でない取引

(4)　保険業法第52条の3第2項において準用する商法特例法第21条の14第7項第5号において準用する商法第264条第1項及び第265条第1項の取引

５　保険業法第52条の3第2項において準用する商法特例法第21条の29第2項第5号に掲げる事項を記載する場合において、４の(1)から(4)までに掲げる事項につき取締役又は執行役の義務違反があるときは、その事項に関する記載は、各別にすること。

６　この監査報告書には、７の場合を除き、各監査委員が署名押印すること。

７　監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、各監査委員は、当該電磁的記録に記録された情報について電子署名を行うこと。

別紙様式第 10 号の３（第 31 条関係）

（日本工業規格Ａ４）

監　査　報　告　書

年　　月　　日

少額短期保険相互会社　監査役会

監査役（常勤）　　氏　　名　　印

監査役　　氏　　名　　印
（自　署）

（記載上の注意）

１　記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。

２　監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。

３　事業報告書に記載されていない決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実について取締役から報告があったときは、その事実を記載すること。ただし、会計監査人の監査報告書に記載があるものについては、この限りでない。

４　次に掲げる事項については、その事項ごとに監査の方法の概要を記載すること。

(1)　保険業法第 51 条第 2 項において準用する商法第 264 条第 1 項及び第 265 条第 1 項の取引

(2)　会社が無償でした財産上の利益の供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む。）

(3)　会社がした子会社又は社員との通例的でない取引

５　保険業法第 59 条第 1 項において準用する商法第 281 条ノ 3 第 2 項第 10 号に掲げる事項を記載する場合において、４の(1)から(3)までに掲げる事項につき取締役の義務違反があるときは、その事項に関する記載は、各別にすること。

６　この監査報告書には、7 の場合を除き、各監査役が署名押印すること。この場合において、常勤の監査役は、その旨を記載すること。

７　監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、各監査役は、当該電磁的記録に記録された情報について電子署名を行うこと。この場合において、常勤の監査役は、その旨を当該電磁的記録に記録すること。

別紙様式第１１号の３の２（第２３条の５関係）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）　決算公告

本店又は主たる事務所の所在地
会　社　名
代表執行役　　氏　　名

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）の要旨
（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

資　　産	金　額	負債及び資本	金　額
現金及び預貯金 有価証券 不動産及び動産 貸付金 その他資産 繰延税金資産 貸倒引当金		保険契約準備金 社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 繰延税金負債 負債の部　合計	
		基金 基金払込金 基金償却積立金 基金償却積立金減少差益 剰余金 　損失てん補準備金 　　当期純剰余（又は当期純損失） 有価証券評価差額金 資本の部　合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2)　保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により供託をしている供託金の額、同法第 272 条の５第３項の規定により契約している保証委託契約の契約金額及び同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約のてん補限度額（１事故／期間中）のそれぞれの額

(3)　保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額

(4)　保険業法施行規則第 24 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する金額がある場合は、その額

(5)　保険業法施行規則第 24 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する純資産額

(6)　保険業法施行規則第 211 条の 37 第 1 項第 3 号ロ(9)に規定する比率

(7)　社員配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
(8)　貸借対照表上の純資産額から基金払込金及び有価証券評価差額金の合計額を控除した金額が、基金、基金償却積立金及び損失てん補準備金の合計額を下回る場合には、その差額

2　法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第２　損益計算書の要旨

損益計算書（　年　月　日から　／　年　月　日まで　）の要旨

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

科　　目		金　　額
経常損益の部	経常収益 保険引受収益 （うち正味収入保険料） 資産運用収益 その他経常収益	
	経常費用 保険引受費用 （うち保険金等支払金） （うち損害調査費） （うち責任準備金等繰入額） 資産運用費用 事業費 その他経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余（又は当期純損失）		
前期繰越剰余金（又は前期繰越損失） ・・・・・積立金取崩額 当期未処分剰余金（又は当期未処理損失）		

（記載上の注意）

1　積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

2　その他経常利益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。

3　法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

別紙様式第 11 号の８（第 31 条関係）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）　決算公告

本店又は主たる事務所の所在地
会　社　名
代表取締役　　氏　　名

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）の要旨
（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

資　　産	金　額	負債及び資本	金　額
現金及び預貯金 有価証券 不動産及び動産 貸付金 その他資産 繰延税金資産 貸倒引当金		保険契約準備金 社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 繰延税金負債 負債の部　合計	
		基金 基金払込金 基金償却積立金 基金償却積立金減少差益 剰余金 　損失てん補準備金 　　当期純剰余（又は当期純損失） 有価証券評価差額金 資本の部　合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2)　保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により供託をしている供託金の額、同法第 272 条の５第３項の規定により契約している保証委託契約の契約金額及び同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約のてん補限度額（１事故／期間中）のそれぞれの額

(3)　保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額

(4)　保険業法施行規則第 24 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する金額がある場合は、その額

(5)　保険業法施行規則第 24 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する純資産額

(6)　保険業法施行規則第 211 条の 37 第 1 項第 3 号ロ(9)に規定する比率

(7)　社員配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
(8)　貸借対照表上の純資産額から基金払込金及び有価証券評価差額金の合計額を控除した金額が、基金、基金償却積立金及び損失てん補準備金の合計額を下回る場合には、その差額

2　法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第２　損益計算書の要旨

損益計算書（　年　月　日から　／　年　月　日まで　）の要旨

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

科　　目		金　　額
経常損益の部	経常収益 保険引受収益 （うち正味収入保険料） 資産運用収益 その他経常収益	
	経常費用 保険引受費用 （うち保険金等支払金） （うち損害調査費） （うち責任準備金等繰入額） 資産運用費用 事業費 その他経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余（又は当期純損失）		
前期繰越剰余金（又は前期繰越損失） ・・・・・積立金取崩額 当期未処分剰余金（又は当期未処理損失）		

（記載上の注意）

1　積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

2　その他経常利益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。

3　法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

別紙様式第 11 号の９（第 31 条関係）

貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）　決算公告

本店又は主たる事務所の所在地
会　社　名
代表執行役　　氏　　名

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）の要旨
（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

資　　産	金　額	負債及び資本	金　額
現金及び預貯金 有価証券 不動産及び動産 貸付金 その他資産 繰延税金資産 貸倒引当金		保険契約準備金 社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 繰延税金負債 負債の部　合計	
		基金 基金払込金 基金償却積立金 基金償却積立金減少差益 剰余金 　損失てん補準備金 　　当期純剰余（又は当期純損失） 有価証券評価差額金 資本の部　合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2)　保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により供託をしている供託金の額、同法第 272 条の５第３項の規定により契約している保証委託契約の契約金額及び同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約のてん補限度額（１事故／期間中）のそれぞれの額

(3)　保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額

(4)　保険業法施行規則第 24 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する金額がある場合は、その額

(5)　保険業法施行規則第 24 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する純資産額

(6)　保険業法施行規則第 211 条の 37 第 1 項第 3 号ロ(9)に規定する比率

(7)　社員配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
(8)　貸借対照表上の純資産額から基金払込金及び有価証券評価差額金の合計額を控除した金額が、基金、基金償却積立金及び損失てん補準備金の合計額を下回る場合には、その差額

2　法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

別紙様式第15号の２の５（第210条の10第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年度［　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで］中間業務報告書

年　　月　　日

財　務（支）局　長　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　　氏　名　　印

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

第１　中間営業概況書
　１　営業の概要
　２　子会社等の状況
　３　役員・従業員の状況
　４　大株主
　５　取締役及び監査役
　６　株主総会に関する事項
　７　有価証券
第２　中間連結財務諸表
　１　中間連結財務諸表の作成方針
　２　中間連結貸借対照表
　３　中間連結損益計算書
　４　中間連結キャッシュ・フロー計算書
　５　中間連結剰余金計算書

第１　中間営業概況書

年度［　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで］営業概況書

１　営業の概要

（記載上の注意）

保険持株会社については、主要勘定の増減理由、その他業務の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。なお、子会社等（保険業法第271条の24第1項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る営業状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

２　子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

	前　期　末	当　期　末	当期増減(△)
子　　会　　社			
子　　法　　人　　等			
関　　連　　法　　人　　等			
合　　計			

（記載上の注意）

1 「子会社」とは、保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち、同法第2条第12項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(3)において同じ。

(2) 保険持株会社グループの事業系統図

(3) 子会社等の概況

会　社　名	所在地	承認又は届出年月日	資本金又は出資金	事業の内容	議決権に対する当社の所有割合	役員の兼任等	議決権に対する当社及び他の子会社等の所有割合
			百万円		%		%

（記載上の注意）

承認又は届出年月日欄は、保険業法第271条の22第1項各号に掲げる会社である子会社にあっては、同法第271条の32第2項第3号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を、また、同法第271条の22第1項の規定に基づく金融庁長官の承認を受けた子会社にあっては、その承認年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあっては、設立年月日を記載すること。

(4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益又は売上高	経常利益	当期利益	総資産	純資産額	当社への配当額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（記載上の注意）

決算日欄は、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結剰余金計算書をいう。以下同じ。）の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

(5) 子会社の収入状況

会　社　名	業 務 の 内　容	当該業務に係る期中総収入	当社及びその子会社からの収入 （　）は期中総収入に占める比率	当社の子会社である保険会社、銀行等又は証券専門会社からの収入の有無
		百万円	百万円 （　%）	

(記載上の注意)

1　保険業法第271条の22第1項第9号イに掲げる業務を営む子会社について記載すること。

2　当社の子会社である保険会社、銀行等又は証券専門会社からの収入の有無は、保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、保険業を営む外国の会社、銀行業を営む外国の会社及び証券業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。

3　役員・従業員等の状況

(1) 当社

区　　分	前　期　末	当　期　末	当期増減（△）
役　　員	名	名	名
（うち非常勤役員）	（　　）	（　　）	（　　）
（定　　数）	（　　）	（　　）	（　　）
従　業　員			
計			

(2) 当社及び子会社等

区　　分	前　期　末	当　期　末	当期増減（△）
役　　員	名	名	名
従　業　員			
計			

(記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、役員欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

4　大株主

株　主　名	当　社　へ　の　出　資　状　況		当社の大株主への出資状況	
	持　株　数	議決権比率	持　株　数	議決権比率
	株又は千株	%	株又は千株	%

(記載上の注意)

1　保険持株会社について記載すること。

2　持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

5　取締役及び監査役

役　職　名	氏　　名	担　当　又　は　主　な　職　業
会　　長 社　　長 副　社　長 専務取締役 常務取締役 取　締　役 監　査　役 （　　）		年　　月　　日　　退任

（記載上の注意）

1　保険持株会社の取締役及び監査役について記載すること。

2　他の会社の役員を兼務している者は、兼務状況（兼務する他の会社が子会社でないものについては重要でないものを除く。）を担当又は主な職業欄に記載すること。

3　代表権のある者については、その旨を役職名欄に記載すること。

4　営業年度中に退任した者についても末尾に記載し、退職時の役職名を記載すること。

6　株主総会に関する事項

（記載上の注意）

1　保険持株会社について記載すること。

2　株主総会召集の年月日、通知した事項及び決議した事項の要領等を記載すること。

7　有価証券

区　　分		前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
株　　式		百万円	百万円	百万円
	保険業を営む子会社			
	その他の子会社			
	そ　の　他			
債　　券				
	国　　債			
	そ　の　他			
その他の証券				
計				

（記載上の注意）

保険持株会社が保有する有価証券の内訳を記載すること。

第２　中間連結財務諸表

１　中間連結財務諸表の作成方針

（記載上の注意）

保険持株会社及びその子会社等について作成する連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

(1)　連結の範囲に関する事項
(2)　持分法の適用に関する事項
(3)　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
(4)　連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
(5)　連結調整勘定の償却に関する事項
(6)　利益処分項目等の取扱いに関する事項

２　中間連結貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

(1)（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		短期社債	
特定取引資産		社債	
商品有価証券		新株予約権付社債	
金銭の信託		代理店借	
有価証券		再保険借	
貸付金		特定取引負債	
不動産及び動産		その他負債	
代理店貸		退職給付引当金	
再保険貸		価格変動準備金	
その他資産		金融先物取引責任準備金	
繰延税金資産		証券取引責任準備金	
再評価に係る繰延税金資産		繰延税金負債	
連結調整勘定		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		連結調整勘定	
貸倒引当金	△	支払承諾	
		負債の部合計	
		（少数株主持分）	
		少数株主持分	
		（資本の部）	
		資本金	
		新株式払込金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		為替換算調整勘定	
		自己株式払込金	

		自己株式 資本の部合計	△
資産の部合計		負債、少数株主持分及び 資本の部合計	

(2)（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金等	
債券貸借取引支払保証金		特定取引負債	
買入金銭債権		短期社債	
特定取引資産		社債	
商品有価証券		新株予約権付社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価格変動準備金	
不動産及び動産		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
連結調整勘定		連結調整勘定	
支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金	△	負債の部合計	
		（少数株主持分）	
		少数株主持分	
		（資本の部）	
		資本金	
		新株式払込金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		為替換算調整勘定	
		自己株式払込金	
		自己株式	△
		資本の部合計	
資産の部合計		負債、少数株主持分及び資本の部合計	

（記載上の注意）

1　保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か

(2) 会計方針に関する事項

子会社及び子法人等が採用した会計方針のうちに保険持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限

りでない。

① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

② 金銭の信託の評価基準及び評価方法

③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

⑤ 不動産及び動産の減価償却の方法

⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑦ 貸倒引当金の計上方法

⑧ 退職給付引当金の計上方法

⑨ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

⑩ リース取引の処理方法

⑪ ヘッジ会計の方法

⑫ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。

なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第１項第5号ロによる。

(5) 固定資産の償却方法、償却年数及び残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(6) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(7) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(8) 保険業法第113条第1項前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額

(9) 1株当たりの純資産額

(10) 保険持株会社の取締役及び監査役と保険持株会社又はその子会社等との間の金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

(11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(13) 保険持株会社の子会社等である生命保険会社に係る契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(14) その他保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(15) 保険持株会社に係る商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により保険持株会社の親会社となる会社の株式

(16) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(17) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

3　特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への係数の記載は行わない。

4　保険持株会社の子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

5　法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

6　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を

設けて記載すること。

7　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3　中間連結損益計算書

年度［　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで］中間連結損益計算書

(1)（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目		金額
経常損益の部	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益	
	利息及び配当金等収入	
	特定取引収益	
	商品有価証券運用益	
	金銭の信託運用益	
	売買目的有価証券運用益	
	有価証券売却益	
	有価証券償還益	
	金融派生商品収益	
	為替差益	
	その他運用収益	
	特別勘定資産運用益	
	その他経常収益	
	経常費用	
	保険金等支払金	
	保険金	
	年金	
	給付金	
	解約返戻金	
	その他返戻金	
	責任準備金等繰入額	
	支払備金繰入額	
	責任準備金繰入額	
	契約者配当金積立利息繰入額	
	資産運用費用	
	支払利息	
	特定取引費用	
	商品有価証券運用損	
	金銭の信託運用損	
	売買目的有価証券運用損	
	有価証券売却損	
	有価証券評価損	
	有価証券償還損	
	金融派生商品費用	
	為替差損	
	貸倒引当金繰入額	

	貸付金償却 賃貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 特別勘定資産運用損 事業費 その他経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 不動産動産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
	特別損失 不動産動産等処分損 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失	
契約者配当準備金繰入額 税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）		

(2)（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目		金額
経常損益の部	経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 収入積立保険料 積立保険料等運用益 生命保険料 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金等収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 特別勘定資産運用益 その他運用収益	

	積立保険料等運用益振替 その他経常収益	
	経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金 生命保険金等 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 不動産動産処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益 特別損失 不動産動産処分損 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）		

(記載上の注意)

1　保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。

2　次の事項を注記すること。ただし、連結財務諸表に記載したものは、この限りでない。

(1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2) 連結損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(3) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額

(4) その他保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

3　特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への係数の記載は行わない。

4　法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　連結キャッシュ・フロー計算書

年度［　年　月　日から　年　月　日まで］連結キャッシュ・フロー計算書

（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等－直接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ･フロー 保険料等収入 保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 その他の返戻金支払による支出 再保険料収入 再保険料支払による支出 保険金据置支払による支出 事業費の支出 その他 小　　計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ･フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ①小　　計 （Ⅰ＋Ⅱ①） 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ･フロー	（　　）

Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 　　借入れによる収入 　　借入金の返済による支出 　　社債の発行による収入 　　社債の償還による支出 　　株式の発行による収入 　　自己株式の取得による支出 　　配当金の支払額 　　その他 　財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等－間接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ･フロー 　　税金等調整前当期純利益（損失） 　　賃貸用不動産等減価償却費 　　減価償却費 　　連結調整勘定償却額 　　支払備金の増加額 　　責任準備金の増加額 　　契約者配当準備金積立利息繰入額 　　契約者配当準備金繰入額 　　貸倒引当金の増加額 　　退職給付引当金の増加額 　　その他引当金の増加額 　　価格変動準備金の増加額 　　金融先物取引責任準備金の増加額 　　証券取引責任準備金の増加額 　　保険業法第112条評価益 　　利息及び配当金等収入 　　有価証券関係損益 　　支払利息 　　為替差損益 　　不動産動産関係損益 　　持分法による投資損益 　　特定取引資産の増加額 　　特定取引負債の増加額 　　商品有価証券の増加額 　　代理店貸の増加額 　　再保険貸の増加額 　　その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	

代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他 小　　計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ･フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ①小　　計 （Ⅰ＋Ⅱ①） 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ･フロー	（　　）
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等－直接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ･フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	
特定取引による収入	
特定取引による支出	
商品有価証券の売却による収入	
商品有価証券の取得による支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小　　計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ･フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
Ⅱ①小　　計	
（Ⅰ＋Ⅱ①）	（　　）
不動産及び動産の取得による支出	
不動産及び動産の売却による収入	
連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	
連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ･フロー	
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	

社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等－間接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ･フロー 税金等調整前当期純利益（損失） 減価償却費 連結調整勘定償却額 支払備金の増加額 責任準備金等の増加額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 不動産動産関係損益 持分法による投資損益 特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 商品有価証券の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他 小　　計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ･フロー	

預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ①小　　計 （Ⅰ＋Ⅱ①）	（　　）
不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ･フロー	
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（注１）Ⅱ①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

（注２）（Ⅰ＋Ⅱ①）は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

（記載上の注意）

１　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

２　法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

５　連結剰余金計算書

年度［　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで］連結剰余金計算書

（単位：百万円）

科目	金額
（資本剰余金の部）	
資本剰余金期首残高	
資本剰余金増加高	
増資による新株の発行	
自己株式処分差益	
・	
資本剰余金減少高	
配当金	
自己株式消却額	
・	
資本剰余金期末残高	
（利益剰余金の部）	
利益剰余金期首残高	
利益剰余金増加高	
当期純利益	
・	
利益剰余金減少高	
配当金	
役員賞与金	
資本金	
自己株式消却額	
・	
利益剰余金期末残高	

（記載上の注意）

１　法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

２　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

別紙様式第 16 号（第 211 条の２関係）

（日本工業規格 A4）

（第１面）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

申請者（郵便番号　　）

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号（　　）　　―

商号又は名称

代表者の氏名　　印

登録申請書

保険業法第２７２条の２第１項の規定により登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

※　登録番号	財 務 （ 支 ） 局 長　　第　　号　　（　　年　　月　　日 ）	
（ふりがな） １．商号又は名称		
２．資本の額又は基金の総額	千円	年　　月　　日現在
３．取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）の氏名	別添１のとおり	
４．少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容	別添２のとおり	
５．本店その他の事務所の所在地	別添３のとおり	

（記載上の注意）

「※登録番号」欄には、記載しないこと。

（別添１：取締役及び監査役（取締役及び執行役）の氏名）　　（第３面）

（　年　月　日現在）

（ふりがな） 氏　　名	役　職　名

（記載上の注意）

１．保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第１５条第１項に規定する法人については、法人の役員の氏名を記載すること。

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第３面の次に添付すること。

（別添２：他に行う業務の内容）　　（第４面）

（　年　月　日現在）

他 に 行 う 業 務 の 内 容

（記載上の注意）

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第４面の次に添付すること。

（別添３：本店その他の事務所の所在地）　　（第５面）

（　年　月　日現在）

名　　称	所　在　地

（記載上の注意）

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第５面の次に添付すること。

登録免許税領収書貼付欄　（第６面）

別紙様式第 16 号の２（第 211 条の 10 関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官　殿
財務（支）局長　殿

届出者　　（郵便番号　　－　　）
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号（　　）　　－
商号又は名称
代表者の氏名　　印

供託届出書

保険業法第２７２条の５第１項、第２項、第４項若しくは第８項又は少額短期保険業者供託金規則第１４条第６項若しくは第１５条第１項の規定により供託をしたので、供託書の正本を添付して、届け出ます。

（記載上の注意）
不要な字句は消して使用すること。

別紙様式第16号の３（第211条の10第４項関係）

（日本工業規格Ａ４）
（第１面）

年　　月　　日

金　融　庁　長　官　殿
財　務（支）局　長　殿

登録番号　第　　号

（郵便番号　　－　　）
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号（　　）　　－
商号又は名称

代表者の氏名　　印

供託金内訳書

１．供託金の額

	届出後における金額	届出前における金額
保険業法施行令第三十八条の四に規定する供託金の額		
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）		
保証委託契約の契約金額		
少額短期保険業者責任保険契約のてん補限度額 （１事故／期間中）	円／　円	円／　円

（記載上の注意）
１．該当項目のみを記載すれば足りる。
２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

２．届出後における供託金の内容

(1)供託物の内容　　（供託所名　　）

イ．金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	新規・既存の別
年度金第　号	円		
年度金第　号	円		
年度金第　号	円		

ロ．振替国債以の有価証券の場合

供託番号	名称	枚数	券面額	総面額	評価率	評価額	満期償還日	新規・既存の別
年度証第　号			円	円	%	円		
年度証第　号			円	円	%	円		
年度証第　号			円	円	%	円		

ハ．振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額	満期償還日	新規・既存の別
年度国第　号		円	円	%	円	
年度国第　号		円	円	%	円	
年度国第　号		円	円	%	円	

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(2)保証委託契約

契約の相手方	契約年月日	契約期間	契約金額	新規・既存の別
			円	
			円	

(3)少額短期保険業者責任保険契約

契約の相手方	契約年月日	保険期間の始期及び終期	てん補限度額（１事故／期間中）	新規・既存の別
		～	円／　円	

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間	新規・既存の別
円			

別紙様式第16号の４（第211条の11第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

届出者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号
（郵便番号　　－　　）
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号（　　）　　－
商号又は名称
代表者の氏名　　印

保証委託契約締結届出書

保険業法第272条の５第３項の契約を締結しましたので、保険業法施行規則第211条の11第１項の規定により、契約書の写し及び供託金等内訳書を添付して、届け出ます。

別紙様式第 16 号の５（第 211 条の 11 第２項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

申請者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　－　　）

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号（　　）　　－

商号又は名称

代表者の氏名　　印

保証委託契約解除承認申請書

保険業法施行規則第 211 条の 11 第２項の規定により、保険業法第 272 条の５第３項の契約の解除の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．申請の理由

２．現に供託している供託金の内容

①　金銭の場合

供　託　番　号	供　託　金　額	供　託　者　名
年度金第　　号	円	
年度金第　　号	円	
年度金第　　号	円	

②　有価証券の場合

供　託　番　号	名　　称	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額	満期償還日
年度証第　号			円	円	%	円	
年度証第　号			円	円	%	円	
年度証第　号			円	円	%	円	

３．現に締結している保証委託契約の内容

①　解除予定年月日及び解除しようとする保証委託契約の内容

解除予定年月日	
契約の相手方	
契約年月日	
契約期間	
契約金額	円

②　①以外の保証委託契約

契　約　の　相　手　方	契約年月日	契約期間	契約金額
			円
			円

４．現に締結して、供託金の一部を代替している保証委託契約の内容

契　約　の　相　手　方	契約年月日	保険期間の 始期及び終期	てん補限度額 （１事故／期間中）
		～	円／　　円

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間
円		

（記載上の注意）

１．該当項目のみを記載すれば足りる。

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙様式第16号の６（第211条の11第２項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

申請者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　－　　）

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号（　　）　　－

商号又は名称

代表者の氏名　　印

保証委託契約変更承認申請書

保険業法施行規則第211条の11第２項の規定により、法第272条の５第３項の契約の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

１．申請の理由

２．現に供託している供託金の内容

①　金銭の場合

供　託　番　号	供　託　金　額	供　託　者　名
年度金第　　号	円	
年度金第　　号	円	
年度金第　　号	円	

②　有価証券の場合

供　託　番　号	名　　称	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額	満期償還日
年度証第　号			円	円	%	円	
年度証第　号			円	円	%	円	
年度証第　号			円	円	%	円	

3．現に締結している保証委託契約の内容

① 変更予定年月日及び変更しようとする保証委託契約の内容

（変更後の欄については、変更予定の内容を記載すること。）

変更予定年月日	

	変更後	変更前
契約の相手方		
契約年月日		
契約期間		
契約金額	円	円

② ①以外の保証委託契約

契　約　の　相　手　方	契約年月日	契約期間	契約金額
			円
			円

4．現に締結して、供託金の一部を代替している保証委託契約の内容

契　約　の　相　手　方	契約年月日	保険期間の 始期及び終期	てん補限度額 （１事故／期間中）
			円／

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間
円		

(記載上の注意)

1．該当項目のみ記載すれば足りる。

2．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙様式第 16 号の７（第 211 条の 11 第４項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

届出者　　登録番号　　財務（支）局長　第　　号
（郵便番号　　－　　）
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号（　　）　　－
商号又は名称
代表者の氏名　　印

保証委託契約解除届出書

保険業法第２７２条の５第３項の契約を解除しましたので、保険業法施行規則第 211 条の 11 第４項の規定により、契約を解除した事実を証する書面及び供託金等内訳書を添付して、届け出ます。

別紙様式第 16 号の８（第 211 条の 11 第４項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

届出者　　登録番号　　財務（支）局長　第　　号
（郵便番号　　－　　）
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号（　　）　　－
商号又は名称
代表者の氏名　　印

保証委託契約変更届出書

保険業法第２７２条の５第３項の契約を変更したので、保険業法施行規則第 211 条の 11 第４項の規定により、契約書の写し及び供託金等内訳書を添付して、届け出ます。

別紙様式第 16 号の９（第 211 条の 16 関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

申請者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　－　　）

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号（　　）　　－

商号又は名称

代表者の氏名　　印

責任保険契約解除承認申請書

保険業法施行規則第 211 条の 16 の規定により、保険業法第 272 条の６第１項の契約の解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

１．申請の理由

２．現に供託している供託金の内容

①　金銭の場合

供　託　番　号	供　託　金　額	供　託　者　名
年度金第　　号	円	
年度金第　　号	円	
年度金第　　号	円	

②　有価証券の場合

供　託　番　号	名　　称	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額	満期償還日
年度証第　号			円	円	%	円	
年度証第　号			円	円	%	円	
年度証第　号			円	円	%	円	

３．現に締結している責任保険契約の内容

①　解除予定年月日及び解除しようとする責任保険契約の内容

解除予定年月日	
契約の相手方	
契約年月日	
契約期間	
契約金額	円

②　①以外の責任保険契約

契　約　の　相　手　方	契約年月日	契約期間	契約金額
			円
			円

４．現に締結して、供託金の一部を代替している責任保険契約の内容

契　約　の　相　手　方	契約年月日	保険期間の 始期及び終期	てん補限度額 （１事故／期間中）
		～	円／　　円

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間
円		

（記載上の注意）

１．該当項目のみを記載すれば足りる。

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙様式第16号の10（第211条の16関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

申請者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　－　　）

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号（　　）　　－

商号又は名称

代表者の氏名　　印

責任保険契約変更承認申請書

保険業法施行規則第211条の16の規定により、保険業法第272条の６第１項の契約（以下「責任保険契約」という。）の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

１．申請の理由

２．現に供託している供託金の内容

① 金銭の場合

① 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名
年度金第　　号	円	
年度金第　　号	円	
年度金第　　号	円	

② 有価証券の場合

供託番号	名称	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額	満期償還日
年度証第　号			円	円	%	円	
年度証第　号			円	円	%	円	

年度証第　号			円	円	%	円	

3．現に締結している責任保険契約の内容

①　変更予定年月日及び変更しようとする責任保険契約の内容

（変更後の欄については、変更予定の内容を記載すること。）

変更予定年月日	

	変更後	変更前
契約の相手方		
契約年月日		
契約期間		
契約金額	円	円

②　①以外の責任保険契約

契　約　の　相　手　方	契約年月日	契約期間	契約金額
			円
			円

4．現に締結して、供託金の一部を代替している責任保険契約の内容

契　約　の　相　手　方	契約年月日	保険期間の 始期及び終期	てん補限度額 （１事故／期間中）
			円／

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間
円		

(記載上の注意)

1．該当項目のみ記載すれば足りる。

2．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙様式第16号の11（第211条の16関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

届出者　　登録番号　　財務（支）局長　第　　号
（郵便番号　　－　　）
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号（　　）　　－
商号又は名称
代表者の氏名　　印
（法人等にあっては、代表者の氏名）

責任保険契約解除届出書

保険業法第272条の6第1項の契約を解除したので、保険業法施行規則第211条の16の規定により、契約を解除した事実を証する書面及び供託金等内訳書を添付して、届け出ます。

別紙様式第 16 号の 12（第 211 条の 16 関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

届出者　　登録番号　　財務（支）局長　第　　号
（郵便番号　　－　　）
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号（　　）　　－
商号又は名称
代表者の氏名　　印

責任保険契約変更届出書

保険業法第２７２条の６第１項の契約を変更したので、保険業法施行規則第 211 条の 16 の規定により、契約書の写し及び供託金等内訳書を添付して、届け出ます。

別紙様式第 16 号の 13（第 211 条の 17 第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

届出者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　－　　）

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号（　　）　　－

商号又は名称

代表者の氏名　　印

責任保険契約承認申請書

保険業法施行規則第 211 条の 17 第１項の規定により、保険業法第 272 条の６第１項による契約について承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

１．申請の理由

２．現に供託している供託金の内容

①　金銭の場合

供　託　番　号	供　託　金　額	供　託　者　名
年度金第　　号	円	
年度金第　　号	円	
年度金第　　号	円	

②　有価証券の場合

供　託　番　号	名　　称	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額	満期償還日
年度証第　号			円	円	％	円	
年度証第　号			円	円	％	円	
年度証第　号			円	円	％	円	

３．現に締結して、供託金の全部又は一部を代替している保証委託契約の内容

契　約　の　相　手　方	契約年月日	契約期間	契約金額
			円
			円

４．締結した供託金の一部の供託をしないこととしようとする責任保険契約の内容

契　約　の　相　手　方	契約年月日	保険期間の 始期及び終期	てん補限度額 （１事故／期間中）
		～	円／　　円

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間
円		

５．保険業法施行令第 41 条に規定する保証金の額及び供託をしないこととしようとする供託物の内容

保険業法施行令第 41 条に規定する保証金の額	円

供託物の内容　　（供託所名　　）

① 金銭の場合

供　託　番　号	供　託　金　額	供　託　者　名
年度金第　　号	円	
年度金第　　号	円	
年度金第　　号	円	

② 有価証券の場合

供　託　番　号	名　　称	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額	満期償還日
年度証第　　号			円	円	%	円	
年度証第　　号	名　　称		円	円	%	円	
年度証第　　号	名　　称		円	円	%	円	

（記載上の注意）

１．該当項目のみを記載すれば足りる。

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙様式第 16 号の 14（第 211 条の 17 第３項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

届出者　　登録番号　　財務（支）局長　第　　号
（郵便番号　　－　　）
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号（　　）　　－
商号又は名称
代表者の氏名　　印

責任保険契約締結届出書

保険業法第 272 条の６第１項の契約を締結しましたので、保険業法施行規則第 211 条の 17 第３項の規定により、契約書の写し及び供託金等内訳書を添付して、届け出ます。

別紙様式第16号の15（第211条の20第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金　融　庁　長　官　殿
財　務（支）局　長　殿

登　　録　　番　　号　財務（支）局長　第　　号
（郵便番号　　－　　）
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号（　　）　　－
商　号　又　は　名　称
代　表　者　の　氏　名　　印

登 録 事 項 変 更 届 出 書

下記の事項について変更しましたので、保険業法第272条の7第１項の規定により届け出ます。
なお、保険業法第272条の4第1項各号のいずれにも該当しておりません。

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	

（記載上の注意）
登録申請書の第２面以降に係る変更届出書については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第16号の16（第211条の21関係）

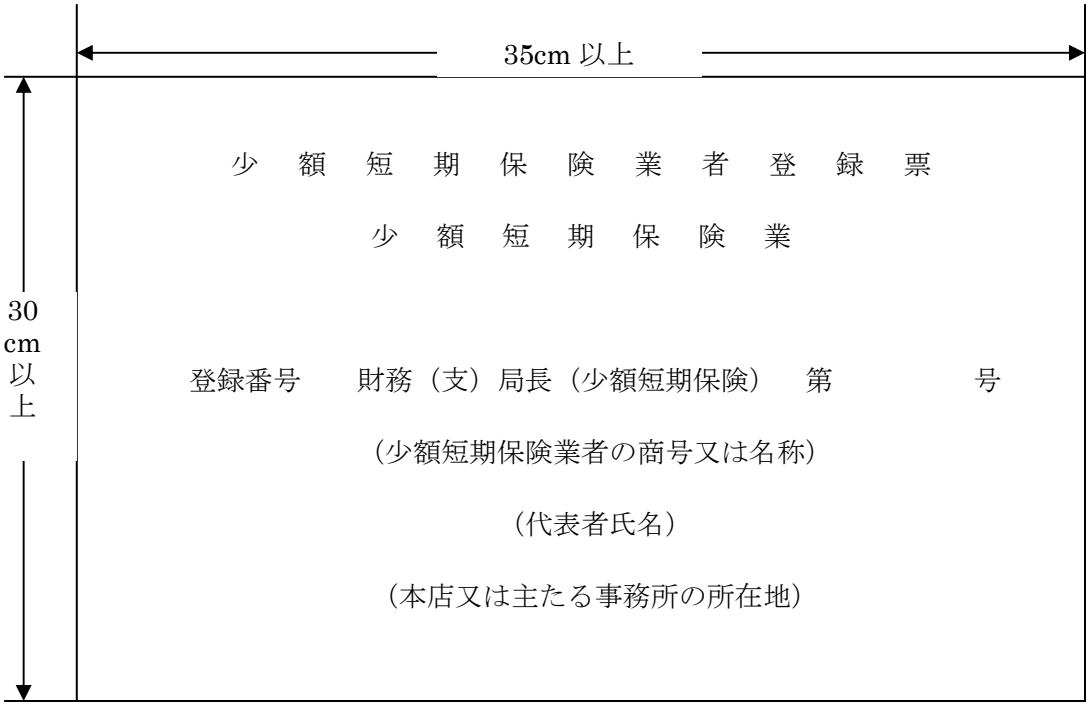

別紙様式第16号の17（第16条、第211条の36第1項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　度｛年　月　日から／年　月　日まで｝業務報告書

年　月　日

財務（支）局長　　殿

住　　所
会 社 名
代表取締役　　氏　名　　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

第１　営業報告書
　１　営業の経過及び成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　２　営業成績及び財産の状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　３　支店等及び代理店の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　４　従業員等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　５　株式の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　６　大株主・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　７　自己株式の取得、処分及び保有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　８　取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）　・・・
　９　親会社及び子会社等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　10　新株予約権の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　11　決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実・・・・・・・・・・・・・・・・・
　12　監査委員会の職務遂行のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　13　会計監査人に対する報酬等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　14　その他会社の状況に関する重要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第２　附属明細書
　１　資本の増減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　２　有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　３　営業用不動産及び営業用動産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　４　リース契約により使用する不動産及び動産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　５　資産につき設定している担保権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　６　保険契約準備金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　７　引当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　８　子会社等が有する当社の株式数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　９　子会社等に対する出資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　10　子会社との取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　11　子会社に対する金銭債権及び金銭債務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　12　支配株主に対する金銭債権及び金銭債務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　13　取締役、監査役及び支配株主等（委員会等設置会社等にあっては、取締役、
　　執行役及び支配株主等）との間の取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　14　取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）の兼務・
　15　事業費の明細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　16　供託金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　17　会計方針の変更理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　18　その他重要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第３　株主総会に関する事項等
　１　株主総会に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　２　契約者配当又は剰余金の分配に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

３　その他参考となるべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第４　貸借対照表
第５　損益計算書
第６　キャッシュ・フロー計算書
第７　基金の償却に関する書面
第８　基金利息の支払に関する書面
第９　利益処分に関する書面
第 10　損失処理に関する書面
第 11　有価証券等に関する書面
第 12　保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

（記載上の注意）

１　保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号）附則第 15 条第３項に規定する特定少額短期保険業者が業務報告書を作成する場合においては、「営業」を「事業」に、「株式の状況」を「出資の状況」に、「親会社」を「設立母体」に、「株主総会」を「総会」に、「利益処分」を「剰余金処分」に、用語等を適宜改めて記載すること。

２　委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社（以下「委員会等設置会社等」という。）にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

３　相互会社が業務報告書を作成する場合においては、この様式中「営業報告書」を「事業報告書」に、「営業」を「事業」に、「営業成績」を「事業成績」に、「株式の状況」を「基金の状況」に、「大株主」を「基金拠出者」に、「親会社及び子会社等」を「子会社等」に、「取締役、監査役及び支配株主等（委員会等設置会社等にあっては、取締役、執行役及び支配株主等）との間の取引」を「取締役及び監査役等（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）との間の取引」に、「株主総会」を「社員総会又は総代会」に、「利益処分」を「剰余金処分」に、「当期純利益」を「当期純剰余」に改めて記載すること。

４　会社の営業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

５　少額短期保険業者が商法施行規則第 2 条第 1 項第 17 号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、この様式第 1 中に定める記載事項のうち、「１　営業の経過及び成果」、「２　営業成績及び財産の状況の推移」、「３　支店等及び代理店の状況」、「４　従業員等の状況」及び「11 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実」については、これらの全てを企業集団（当該会社及び保険業法第 272 条の 16 第 3 項において準用する保険業法第 110 条第 2 項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険業者に関する記載を省略できるものとする。ただし、「２　営業成績及び財産の状況の推移」については、当該会社に関する事項をも記載すること。

第１　営業報告書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）営業報告書

１　営業の経過及び成果

（記載上の注意）

次に掲げる事項についても記載すること。

１　正味収入保険料の額の推移

２　責任準備金の状況及び推移

３　資産運用の状況

４　会社が対処すべき課題

５　企業集団の状況について記載する場合には、表題を「１　企業集団の営業の経過及び成果」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における営業（相互会社にあっては、事業）の経過及び成果（複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別）、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

２　営業成績及び財産の状況の推移

〔少額短期保険業者の状況について記載する場合〕

（単位：千円）

区　　分	年度	年度	年度	年度 （当期）
正味収入保険料 （・・・保険） （・・・保険） （・・・保険） （その他の保険）				
利息及び配当金収入 保険引受利益（又は保険引受損失） 経常利益（又は経常損失） 契約者配当準備金繰入額 当期純利益（又は当期純損失）				
総資産				
１株当たり当期純利益（又は当期純損失）				

（記載上の注意）

１　相互会社にあっては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「契約者配当準備金繰入額」及び「１株当たり当期純利益（又は当期純損失）」は記載を要しない。

２　必要がある場合は、４事業年度以前の事業年度についても記載すること。

３　必要に応じ、営業成績（相互会社にあっては、事業成績）及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ　連結営業成績の財産の状況の推移

（単位：千円）

区　　分	年　度	年度	年度	年度 （当期）
連結経常収益 連結経常利益 連結当期純利益（又は当期純損失） 連結純資産額				
連結総資産				

（記載上の注意）

１　表題を「２　企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移」とすること。

２　相互会社にあっては、「連結当期純利益」を「連結当期純剰余」に改めて記載すること。

３　必要がある場合は、４事業年度以前の事業年度についても記載すること。

4　必要に応じ、営業成績（相互会社にあっては、事業成績）の推移についての説明その他の事項を記載すること。

ロ　単体営業成績及び財産の状況の推移

（単位：千円）

区　　分	年度	年度	年度	年度（当期）
正味収入保険料 （・・・保険） （・・・保険） （・・・保険） （その他の保険）				
利息及び配当金収入 保険引受利益（又は保険引受損失） 経常利益（又は経常損失） 契約者配当準備金繰入額 当期純利益（又は当期純損失）				
総資産				
１株当たり当期純利益（又は当期純損失）				

（記載上の注意）

1　相互会社にあっては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「契約者配当準備金繰入額」及び「１株当たり当期純利益（又は当期純損失）」は記載を要しない。

2　必要がある場合は、４事業年度以前の事業年度についても記載すること。

3　必要に応じ、営業成績（相互会社にあっては、事業成績）及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

3　支店等及び代理店の状況

〔少額短期保険業者の状況について記載する場合〕

（単位：店）

区　　分	前期末	当期末	当期増減（△）
支店			
営業所			
計			
代理店			
計			

（記載上の注意）

支店及び営業所以外の呼称を使用する会社にあっては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

会　社　名	事務所名	所在地	設置年月日

（記載上の注意）

1　表題を「3　企業集団の主要な事務所の状況」とすること。
2　適宜、少額短期保険業者、保険業法第２条第 12 項に規定する子会社及び保険業法施行令第２条の３第２項に規定する子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く。）の主要な会社名、その主要な事務所、所在地及び設置年月日を事業セグメント別（複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載すること。

4　従業員等の状況

〔少額短期保険業者の状況について記載する場合〕

区　分	前期末	当期末	当期増減（△）	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員						
営業職員					－	－

（記載上の注意）
1　営業職員欄には少額短期保険募集人（ただし、内務職員を除く。）について記載すること。
2　固定給と歩合給を支給されている社員がいる場合には、営業職員欄に記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

部　門　別	前期末 名	当期末 名	当期増減（△） 名

（記載上の注意）
1　表題を「4　企業集団の従業員等の状況」とすること。
2　適宜、少額短期保険業者、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く。）の従業員数を事業セグメント別（複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載すること。
3　必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

5　株式の状況

発行する株式の総数	株
発行済株式の総数	株
株　主　数	名

（記載上の注意）
相互会社にあっては、「発行済株式の総数（単位株）」を「基金拠出額（単位千円）」に、「株主数（単位名）」を「基金拠出者数（単位名）」に改めて記載し、「発行する株式の総数」については記載を要しない。

6　大株主

	当社への出資状況	当社の大株主への出資状況

株　主　名	持株数 株	持株比率 %	持株数 株	持株比率 %

（記載上の注意）
1　持株数（相互会社にあっては、基金拠出額）の多い順序に従い 10 名を記載すること。
2　相互会社にあっては、「株主名」を「基金拠出者名」に、「当社への出資状況」を「当社への基金拠出状況」に、当社への出資状況欄の「持株数（単位株）」を「基金拠出額（単位千円）」に、「持株比率」を「基金拠出割合」に、「当社の大株主への出資状況」を「当社の基金拠出者への出資状況」に改めて記載すること。

7　自己株式の取得、処分及び保有

（記載上の注意）
次の事項を記載すること。
1　事業年度中に取得した自己株式については、その種類、数及び取得価額の総額
2　事業年度中に特定の者から買い受けた自己株式（商法第 204 条ノ 3 ノ 2 第 1 項（同法第 204 条ノ 5 第 1 項において準用する場合を含む。）の請求又は同法第 210 条第 1 項の決議に基づき買い受けたものに限る。）についてはその売主の氏名又は名称若しくは商号
3　事業年度中に商法第 211 条ノ 3 第 1 項の決議により買い受けた自己株式（同項第 1 号の子会社から買い受けたものを除く。）については同法第 211 条ノ 3 第 4 項の規定により定時総会に報告しなければならない事項
4　事業年度中に処分した自己株式については、その種類、数及び処分価額の総額
5　事業年度中に株式失効の手続をした自己株式については、その種類及び数
6　決算期において保有する自己株式については、その種類及び数

8　取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）

地　　位	氏　　名	担当又は主な職業

（記載上の注意）
1　代表権のある者については、その旨を地位欄に記載すること。
2　事業年度中に退任した者についても末尾に記載し、退職時の地位を記載すること。

9　親会社及び子会社等

(1)　親会社の状況

会社名	所在地	資本金 千円	当社に対する議決権割合 %	主要な事業内容

(記載上の注意)

商法第 211 条ノ 2 第 1 項の親会社及び同条第 3 項の規定により親会社となる会社について記載すること。

⑵ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金 千円	当社の議決権割合 %	その他

(記載上の注意)

1 保険業法第２条第 12 項に規定する子会社及び保険業法施行令第２条の３第２項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等又は同令第２条の３第３項に規定する関連法人等のうち、重要なものについて記載すること。

2 重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。

3 重要な業務提携の概況を付記すること。

10 新株予約権の状況

〔現に発行している新株予約権〕

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)

〔事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権〕

割当てを受けた者の氏名又は名称、(　)は割当てを受けた新株予約権の数	(　　) (　　) ・・・・・・・
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却の事由	
新株予約権の消却の条件	
新株予約権の有利な条件の内容	

(記載上の注意)

1 「現に発行している新株予約権」とは、商法施行規則第 103 条第 2 項第 1 号に規定する新株予約権をいうものとし、株主総会及び取締役会における発行決議ごとに記載すること。

2 「事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」とは、商法施行規則第 103 条第 2 項第 2 号に規定する新株予約権をいう。

3 商法施行規則第 103 条第 2 項第 3 号に規定する当事業年度中に特定使用人等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権については、「事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」の表を準用して記載し、同項第 4 号の区分に応じて必要事項を注

記すること。

11　決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

（記載上の注意）
　企業集団の状況に関する事項を記載する場合には、表題を「12　決算期後に生じた当企業集団の状況に関する重要な事実」とすること。

12　監査委員会の職務遂行のために必要な事項

（記載上の注意）
　商法施行規則第 104 条第 1 号に規定する取締役会の決議の概要を記載すること。

13　会計監査人に対する報酬等

（単位：千円）

(1) 当社、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	
(2) うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	
(3) うち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	

（記載上の注意）
1　本表は、商法施行規則第 2 条第 1 項第 16 号に規定する連結特例規定適用会社である少額短期保険業者が記載すること。
2　非連結の子会社及び子法人等については除いて記載すること。

14　その他会社の状況に関する重要な事項

（記載上の注意）
　相互会社にあっては、事業年度末における社員数及び総代数についても記載すること。

第２　附属明細書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

1　資本の増減

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

区　　分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
資本金 （発行済株式数） 新株式払込金	（千株）	（千株）	（千株）

資本剰余金 　資本準備金 　その他資本剰余金 　　資本金及び資本準備金減少差益 　　自己株式処分差益 利益剰余金 　利益準備金 　任意積立金 　当期未処分利益 　（又は当期未処理損失） 　　当期純利益（又は当期純損失） 有価証券等評価差額金 自己株式払込金 自己株式			
計			

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

区　　分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
基金 基金払込金 基金償却積立金 基金償却積立金減少差益 剰余金 　損失てん補準備金 　任意積立金 　　社員配当平衡積立金 　　・・・・・ 　当期未処分剰余金 　（又は当期未処理損失） 　　当期純剰余（又は当期純損失） 有価証券等評価差額金			
計			

2　有価証券

（単位：千円）

区　　分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
国債 政府保証債 地方債 その他の証券 　金融債 　特殊債 子会社株式			
計			

3　営業用不動産及び営業用動産

（単位：千円）

区　分	前期末 残　高	当　期 増加額	当　期 減少額	当　期 償却額	当期末 残　高	償　却 累計額	償　却 累計率
土地 建物 動産 建設仮勘定							%
計							

（記載上の注意）
1　当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
2　償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

4　リース契約により使用する不動産及び動産

資産の種類	資産の内容

（記載上の注意）
1　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する不動産及び動産の内訳を記載すること。
2　重要でない資産については一括して記載することができる。

5　資産につき設定している担保権

（単位：千円）

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種　類	期末残高	担保権の種類	内　容	期末残高
計		―	計	

6　保険契約準備金

（単位：千円）

区　分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
・・・・保険 その他の保険			
計			計

（記載上の注意）
1　保険契約準備金について貸借対照表上の内訳科目ごとにそれぞれ作成すること。
2　区分については、各社の実態に応じ、主な保険種類を記載すること。

7　引当金

（単位：千円）

区　分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金 ・・・・・				

価格変動準備金 ・・・・・				

（記載上の注意）
　計上の理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

8　子会社等が有する当社の株式数

会　社　名	保有する当社の株式数
	千株
計	

（記載上の注意）
1　相互会社にあっては、「保有する当社の株式数（単位千株）」を「当社への基金拠出額（単位千円）」に改めて記載すること。
2　保険業法第２条第 12 項に規定する子会社並びに会社が総株主の議決権の４分の１を超える議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の４分の１を超える議決権を有する有限会社（子会社を除く。）について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。

9　子会社等に対する出資

（単位：千円）

子会社等名	前期末残高			当期末残高			当期増減（△） 取得原価 （　）は議決権数
	議決権数	取得原価	帳簿価額	議決権数	取得原価	帳簿価額	
							（　）
計							

（記載上の注意）
1　保険業法第２条第 12 項に規定する子会社並びに会社が総株主の議決権の４分の１を超える議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の４分の１を超える議決権を有する有限会社（子会社を除く。）について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。
2　重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。
3　少額短期保険業者が商法施行規則第 2 条第 1 項第 17 号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社についての記載を省略できるものとする。

10　子会社との取引

（単位：千円）

子会社名	収益総額	費用総額	摘　要
計			

（記載上の注意）
1　保険業法第２条第 12 項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でない子会社については一括して記載することができる。

２　少額短期保険業者が商法施行規則第２条第１項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表による記載を省略できるものとする。

11　子会社に対する金銭債権及び金銭債務

（単位：千円）

子会社名	金銭債権			金銭債務		
	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
計						

（記載上の注意）

１　保険業法第２条第12項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でない子会社については一括して記載することができる。

２　少額短期保険業者が商法施行規則第２条第１項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表による記載を省略できるものとする。

12　支配株主に対する金銭債権及び金銭債務

（単位：千円）

支配株主名	金銭債権			金銭債務		
	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
計						

（記載上の注意）

会社の総株主の議決権の２分の１を超える株式を有する者及び商法第 211条ノ２第３項の規定により親会社となる会社について記載すること。

13　取締役、監査役及び支配株主等（委員会等設置会社等にあっては、取締役、執行役及び支配株主等）との間の取引

（単位：千円）

区　分	氏名又は名称	取引の内容	金　額

（記載上の注意）

１　取締役、監査役又は支配株主（委員会等設置会社等にあっては、取締役、執行役及び支配株主）との間の取引（これらの者が第三者のためにするものを含む。）及び会社と第三者との間の取引で会社と取締役、監査役又は支配株主（委員会等設置会社等にあっては、取締役、執行役及び支配株主）との利益が相反するものについて記載すること。ただし、普通保険約款による取引を除く。

２　区分欄に取締役、監査役及び支配株主（会社の総株主の２分の１を超える議決権を有する者及び商法第 211条ノ２第３項の規定により親会社となる会社をいう。）（委員会等設置会社等にあっては、取締役、執行役及び支配株主）の区別を記載すること。

３　取締役又は監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役又は執行役）が第三者のためにするもの及び第三者との間の取引で会社と取締役又は監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役又は執行役主）との利益が相反するものについては、当該取締役又は監査役の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を、

行を改めて記載すること。

14　取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）の兼務

区　分	氏　名	兼務会社名	役　職	摘　要
取締役 監査役				

（記載上の注意）

1　保険業法第 272 条の 10 の規定に基づき金融庁長官の承認を受けた者のほか、他の会社の役員を兼務している者の兼務状況（重要でないものを除く。）を記載すること。

2　兼務する他の会社が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に記載すること。

3　委員会等設置会社等にあっては、「監査役」を「執行役」に改めて記載すること。

15　事業費の明細

（単位：千円）

区　　分	金　　額
人件費 　給与 　・・・ 物件費 　・・・ 　寄附金・協賛金・諸会費 代理店手数料等 募集関係費 税金 ・・・	
事業費計	

（記載上の注意）

1　会社の事業費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

2　監査役（委員会等設置会社等にあっては、監査委員）が監査をするについて、参考となるように記載すること。

16　供託金

（単位：千円）

区　　分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
現金 国債 政府保証債 地方債 その他の証券			
計			

17　会計方針の変更理由

（記載上の注意）
　貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。

18　その他重要事項

第３　株主総会に関する事項等

１　株主総会に関する事項

（記載上の注意）
１　株主総会招集の年月日、通知した事項及び決議した事項の要領等を記載すること。
２　相互会社にあっては、社員総会又は総代会について記載すること。この場合においては総代の氏名を、総代に異動があったときは、その者の氏名及び当該異動の年月日を記載すること。

２　契約者配当又は剰余金の分配に関する事項

３　その他参考となるべき事項

第４　貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表
（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
有価証券		契約者配当準備金	
国債		短期社債	
政府保証債		社債	
地方債		新株予約権付社債	
その他の証券		その他負債	
金融債		借入金	
特殊債		未払法人税等	
子会社株式		未払金	
営業用不動産及び営業用動産		未払費用	
土地		前受収益	
建物		預り金	
動産		仮受金	
建設仮勘定		その他の負債	
貸付金		退職給付引当金	
その他資産		価格変動準備金	
未収金		繰延税金負債	
未収保険料		負債の部　合計	

前払費用 未収収益 仮払金 その他の資産 繰延税金資産		（資本の部） 資本金 新株式払込金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 資本金及び資本準備金減少差益 自己株式処分差益 利益剰余金 利益準備金 任意積立金 当期未処分利益（又は当期未処理損失） 当期純利益（又は当期純損失） 有価証券等評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部　合計	 △
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2)　保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により供託をしている供託金の額、同法第 272 条の５第３項の規定により契約している保証委託契約の契約金額及び同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約のてん補限度額（１事故／期間中）のそれぞれの額。

(3)　有価証券の評価基準及び評価方法

(4)　不動産及び動産の減価償却の方法

(5)　退職給付引当金の計上方法

(6)　価格変動準備金の計上方法

(7)　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(8)　会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(9)　固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(10)　不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(11)　保険業法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する金額がある場合は、その額

(12)　保険業法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する純資産額

(13)　取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

(14)　子会社（保険業法第２条第 12 項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額

(15)　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産
(16)　重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。
(17)　契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
(18)　その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
(19)　商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社の株式並びに子会社の株式又は持分の額
(20)　保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額
(22)　担保に供している資産の額及び担保付き債務の額
(23)　貸借対照表上の純資産額から新株式払込金及び有価証券等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
(24)　以下に掲げる金額
①　保険業法施行規則第211条の51において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
②　保険業法施行規則第211条の51において準用する同規則第73条第1項及び第3項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

2　保険業法第272条の18において準用する同法113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。
3　法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
4　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
有価証券		社員配当準備金	
国債		短期社債	
政府保証債		社債	
地方債		その他負債	
その他の証券		借入金	
金融債		未払法人税等	
特殊債		未払金	
子会社株式		未払費用	
営業用不動産及び営業用動産		前受収益	
土地		預り金	
建物		仮受金	
動産		その他の負債	
建設仮勘定		退職給付引当金	

貸付金 その他資産 　未収金 　未収保険料 　前払費用 　未収収益 　仮払金 　その他の資産 繰延税金資産		価格変動準備金 繰延税金負債 負債の部　合計 （資本の部） 基金 基金払込金 基金償却積立金 基金償却積立金減少差益 剰余金 　損失てん補準備金 　任意積立金 　　社員配当平衡積立金 　　・・・・・ 　当期未処分剰余金 （又は当期未処理損失） 　当期純剰余（又は当期純損失） 有価証券等評価差額金 資本の部　合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2)　保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により供託をしている供託金の額、同法第 272 条の５第３項の規定により契約している保証委託契約の契約金額及び同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約のてん補限度額（１事故／期間中）のそれぞれの額。

(3)　有価証券の評価基準及び評価方法

(4)　不動産及び動産の減価償却の方法

(5)　退職給付引当金の計上方法

(6)　価格変動準備金の計上方法

(7)　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(8)　会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(9)　固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(10)　不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(11)　保険業法施行規則第 24 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する金額がある場合は、その額

(12)　保険業法施行規則第 24 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する純資産額

(13)　取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

(14)　子会社に対する金銭債権総額及び金銭債務総額

(15)　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産

及び動産

(16)　重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(17)　社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額

(18)　その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(19)　子会社の株式又は持分の額

(20)　担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

(21)　貸借対照表上の純資産額から基金払込金及び有価証券等評価差額金の合計額を控除した金額が、基金、基金償却積立金及び損失てん補準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(22)　以下に掲げる金額

①　出再支払備金の金額

②　出再責任準備金の金額

2　保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第 113 条繰延資産」として記載すること。

3　法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第５　損益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科　　目		金　　額
経常損益の部	経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金等収入 有価証券売却益 有価証券償還益 その他経常収益	
	経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 契約者配当 支払備金繰入額	

	責任準備金繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 不動産動産処分益 その他特別利益 特別損失 不動産動産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失	
	特別損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）		
前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・・・・・積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期未処分利益（又は当期未処理損失）		

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

科　　目		金　　額
経常	経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金等収入 有価証券売却益 有価証券償還益 その他経常収益	

損益の部	経常費用 　保険引受費用 　正味支払保険金 　損害調査費 　諸手数料及び集金費 　契約者配当 　支払備金繰入額 　責任準備金繰入額 　その他保険引受費用 資産運用費用 　有価証券売却損 　有価証券評価損 　有価証券償還損 　その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 　支払利息 　貸倒引当金繰入額 　貸倒損失 　その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 　不動産動産処分益 　その他特別利益 特別損失 　不動産動産処分損 　減損損失 　価格変動準備金繰入額 　不動産等圧縮損 　その他特別損失	
	特別損失 　価格変動準備金繰入額 　その他特別損失	
税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余（又は当期純損失）		
前期繰越剰余金（又は前期繰越損失） ・・・・・積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期未処分剰余金（又は当期未処理損失）		

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)　損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2)　損益計算書の作

成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(3)　子会社との取引高の総額
(4)　以下の収益及び費用に関する内訳
①　正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
②　正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
③　諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額
④　支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
⑤　責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額
⑥　利息及び配当金収入の資産源泉別内訳
(5)　１株当たりの当期純利益又は当期純損失の額（銭単位で記載すること。）
(6)　その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

3　法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第６　キャッシュ・フロー計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料収入 保険金支払による支出 解約返戻金支払による支出 事業費の支出 その他 小　　計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出	

社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（記載上の注意）

1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

3　法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

第７　基金の償却に関する書面

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）基金の償却に関する書面

（単位：千円）

拠出年月日	償却前基金	償却額	償却後基金
計			

第８　基金利息の支払に関する書面

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）基金利息の支払に関する書面

（単位：千円）

基金拠出者名	基金拠出額	支払利率	基金利息額
その他（　名）		%	
計			

（記載上の注意）
　基金拠出額の多い順序に従い 20 名を記載すること。

第９　利益処分に関する書面

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）利益処分に関する書面

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
当期未処分利益 任意積立金取崩額 ・・・・・ 計	
利益処分額 　利益準備金 　配当金（１株につき　　円　　銭） 　役員賞与金 　・・・・ 　任意積立金 　・・・・ 次期繰越利益	

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
当期未処分剰余金 任意積立金取崩額 　社員配当平衡積立金取崩額 　・・・・・ 計	
剰余金処分額 　社員配当準備金	

差引純剰余金 損失てん補準備金 基金償却積立金 基金利息 役員賞与金 ・・・・・ 任意積立金 ・・・・・ 次期繰越剰余金	

（記載上の注意）

1　一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

2　その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。

3　その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期未処分利益の処分に準じて記載すること。

4　相互会社にあっては、「利益処分に関する書面」を「剰余金処分に関する書面」に改めて記載すること。

5　基金償却積立金は、決算期に基金を償却する場合に記載することとし、期中に基金を償却する場合には、この限りでない。

第 10　損失処理に関する書面

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損失処理に関する書面

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
当期未処理損失 損失処理額 任意積立金取崩額 ・・・・・ 利益準備金取崩額 資本準備金取崩額 次期繰越損失	

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
当期未処理損失 損失処理額 任意積立金取崩額 ・・・・・	

損失てん補準備金取崩額 基金償却積立金取崩額 次期繰越損失	

（記載上の注意）
1　一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
2　その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処分損失の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
3　その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期未処分利益の処分に準じて記載すること。

第 11　有価証券等に関する書面

年度（　　年　　月　　日現在）有価証券等に関する書面

（単位：千円）

区　　分	帳簿価額	時　価	評　価　差　額		
				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券 子会社・関連会社株式 その他有価証券 公社債 その他の証券					
計					

（記載上の注意）
子会社・関連会社株式には、保険業法第 272 条の 16 第 3 項において準用する同法第 110 条第２項に規定する子会社等に係るものを記載すること。

第 12　保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

年度（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1　支払余力総額

支払余力総額（A）	百万円

（記載上の注意）
保険業法第 272 条の 28 において準用する同法第 130 条第 1 号に掲げる額をいう。

2　リスク合計額

リスクの合計額（B）	百万円

（記載上の注意）
保険業法第 272 条の 28 において準用する同法第 130 条第２号に掲げる額をいう。

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

（A）　／　｛　（１／２）　×　（B）　｝	%

別紙様式第 16 号の 18（第 211 条の 36 第２項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年度中（年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

財務（支）局長　殿

住　所
会 社 名
代表取締役　氏 名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第１　中間営業報告書
1　営業の経過及び成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2　営業成績及び財産の状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3　支店等及び代理店の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4　従業員等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5　株式の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6　大株主・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7　自己株式の取得、処分及び保有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8　取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）
9　親会社及び子会社等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
10　新株予約権の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11　中間期末後に生じた会社の状況に関する重要な事実・・・・・・・・・・・・
12　その他会社の状況に関する重要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第２　中間貸借対照表
第３　中間損益計算書
第４　中間キャッシュ・フロー計算書
第５　保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

（記載上の注意）

１　保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号）附則第 15 条第３項に規定する特定少額短期保険業者が業務報告書を作成する場合においては、「営業」を「事業」に、「株式の状況」を「出資の状況」に、「親会社」を「設立母体」に、「株主総会」を「総会」に、「利益処分」を「剰余金処分」に、用語等を適宜改めて記載すること。

２　委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社（以下「委員会等設置会社等」という。）にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

３　相互会社が中間業務報告書を作成する場合においては、この様式中「中間営業報告書」を「中間事業報告書」に、「営業」を「事業」に、「営業成績」を「事業成績」に、「株式の状況」を「基金の状況」に、「大株主」を「基金拠出者」に、「親会社及び子会社等」を「子会社等」に改めて記載すること。

４　会社の営業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

第１　中間営業報告書

年度中（年　月　日から　年　月　日まで）中間営業報告書

1　営業の経過及び成果

（記載上の注意）
　次に掲げる事項についても記載すること。
1　正味収入保険料の額の推移
2　責任準備金の状況及び推移
3　資産運用の状況
4　会社が対処すべき課題

2　営業成績及び財産の状況の推移

（単位：千円）

区　　分		前期末	前中間期末	当中間期末
年度末契約高	個人保険 ・・・保険 その他の保険			
正味収入保険料 （・・・保険） （・・・保険） （・・・保険） （その他の保険）				
利息及び配当金収入 保険引受利益（又は保険引受損失） 経常利益（又は経常損失） 契約者配当準備金繰入額 中期純利益（又は中期純損失）				
総資産				
１株当たり中間（当期）純利益 （又は中間（当期）純損失）				

（記載上の注意）
1　相互会社にあっては、「中間（当期）純利益」を「中間（当期）純剰余」に改めて記載すること。
2　必要に応じ、営業成績（相互会社にあっては、事業成績）及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

3　支店等及び代理店の状況

（単位：店）

区　　分	前期末	当中間期末	増減（△）
支店			
営業所			
計			
代理店			
計			

（記載上の注意）
　支店及び営業所以外の呼称を使用する会社にあっては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

4　従業員等の状況

区　分	前期末	当中間期末	増減（△）	当中間期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員						
営業職員					－	－

（記載上の注意）
1　営業職員欄には少額短期保険募集人（ただし、内務職員を除く。）について記載すること。
2　固定給と歩合給を支給されている社員については、営業職員欄に記載すること。

5　株式の状況

発行する株式の総数	株
発行済株式の総数	株
株　主　数	名

（記載上の注意）
相互会社にあっては、「発行済株式の総数（単位株）」を「基金拠出額（単位千円）」に、「株主数（単位名）」を「基金拠出者数（単位名）」に改めて記載し、「発行する株式の総数」については記載を要しない。

6　大株主

株　主　名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数 株	持株比率 ％	持株数 株	持株比率 ％

（記載上の注意）
1　持株数（相互会社にあっては、基金拠出額）の多い順序に従い10名を記載すること。
2　相互会社にあっては、「株主名」を「基金拠出者名」に、「当社への出資状況」を「当社への基金拠出状況」に、当社への出資状況欄の「持株数（単位株）」を「基金拠出額（単位千円）」に、「持株比率」を「基金拠出割合」に、「当社の大株主への出資状況」を「当社の基金拠出者への出資状況」に改めて記載すること。

7　自己株式の取得、処分及び保有

（記載上の注意）
次の事項を記載すること。
1　当中間期中に取得した自己株式については、その種類、数及び取得価額の総額
2　当中間期中に特定の者から買い受けた自己株式（商法第204条ノ3ノ2第1項（同法第204条ノ5第1項において準用する場合を含む。）の請求又は同法第210条第1項の決議に基づき買い受けたものに限る。）についてはその売主の氏名又は名称若しくは商号
3　当中間期中に商法第211条ノ3第1項の決議により買い受けた自己株式（同項第1号の子

会社から買い受けたものを除く。）については同法第 211 条ノ 3 第 4 項の規定により定時総会に報告しなければならない事項
4　当中間期中に処分した自己株式については、その種類、数及び処分価額の総額
5　当中間期中に株式失効の手続をした自己株式については、その種類及び数
6　当中間期末において保有する自己株式については、その種類及び数

8　取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）

地　　位	氏　　名	担当又は主な職業

（記載上の注意）
1　代表権のある者については、その旨を地位欄に記載すること。
2　当中間期中に退任した役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

9　親会社及び子会社等

(1)　親会社の状況

会社名	所在地	資本金 千円	当社に対する議決権割合 %	主要な事業内容

（記載上の注意）
商法第 211 条ノ 2 第 1 項の親会社及び同条第 3 項の規定により親会社となる会社について記載すること。

⑵　子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金 千円	当社の議決権割合 %	その他

（記載上の注意）
1　保険業法第２条第 12 項に規定する子会社及び保険業法施行令第２条の３第２項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等又は同令第２条の３第３項に規定する関連法人等のうち、重要なものについて記載すること。
2　重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。
3　重要な業務提携の概況を付記すること。

10　新株予約権の状況

〔現に発行している新株予約権〕

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	

新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	（円）

〔当中間期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権〕

割当てを受けた者の氏名又は名称、（　）は割当てを受けた新株予約権の数	（　　） （　　） ・・・・・・・
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	（円）
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却の事由	
新株予約権の消却の条件	
新株予約権の有利な条件の内容	

（記載上の注意）

1　「現に発行している新株予約権」とは、商法施行規則第 103 条第 2 項第 1 号に規定する新株予約権をいうものとし、株主総会及び取締役会における発行決議ごとに記載すること。

2　「当中間期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」とは、商法施行規則第 103 条第 2 項第 2 号に規定する新株予約権をいう。

3　商法施行規則第 103 条第 2 項第 3 号に規定する特定使用人等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権については、「当中間期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」の表を準用して記載し、同項第 4 号の区分に応じて必要事項を注記すること。

11　中間期末後に生じた会社の状況に関する重要な事実

12　その他会社の状況に関する重要な事項

（記載上の注意）

相互会社にあっては、当中間期末における総代数についても記載すること。

第２　中間貸借対照表

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
有価証券		支払備金	
営業用不動産及び営業用動産		責任準備金	
その他資産		契約者配当準備金	
繰延税金資産		短期社債	
		社債	
		新株予約権付社債	
		その他負債	

		退職給付引当金 価格変動準備金 繰延税金負債 負債の部　合計	
		（資本の部） 資本金 新株式払込金 資本剰余金 　資本準備金 　その他資本剰余金 　　資本金及び資本準備金減少差益 　　自己株式処分差益 利益剰余金 　利益準備金 　任意積立金 　中間未処分利益（又は中間未処理損失） 　　中間純利益（又は中間純損失） 有価証券等評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部　合計	 △
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か

(2)　保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により、供託をしている供託金の額(保険業法第 272 条の５第３項の規定による保証委託契約又は同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約の締結により、供託をしなかった額を含む。)

(3)　有価証券の評価基準及び評価方法

(4)　不動産及び動産の減価償却の方法

(5)　退職給付引当金の計上方法

(6)　価格変動準備金の計上方法

(7)　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(8)　会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(9)　固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(10)　不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(11)　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(12)　重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(13)　契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(14)　その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
(15)　商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社の株式並びに子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の額
(16)　保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額
(17)　担保に供している資産の額及び担保付き債務の額
(18)　中間貸借対照表上の純資産額から新株式払込金及び有価証券等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
(19)　以下に掲げる金額
①　保険業法施行規則第211条の51において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
②　保険業法施行規則第211条の51において準用する同規則第73条第1項及び第3項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

2　保険業法第272条の18において準用する同法113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他資産」の内訳として「保険業法第113条繰延資産」を記載すること。
3　法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
4　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

<table>
<tr><th>科　　目</th><th>金　額</th><th>科　　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">（資産の部）
現金及び預貯金
有価証券
営業用不動産及び営業用動産
その他資産
繰延税金資産</td><td rowspan="3"></td><td>（負債の部）
保険契約準備金
　支払備金
　責任準備金
　社員配当準備金
短期社債
社債
その他負債
退職給付引当金
価格変動準備金
繰延税金負債
負債の部　合計</td><td></td></tr>
<tr><td>（資本の部）
基金
基金払込金
基金償却積立金
基金償却積立金減少差益
剰余金
　損失てん補準備金
　任意積立金
　中間未処分剰余金
　（又は中間未処理損失）
　中間純剰余（又は中間純損失）</td><td></td></tr>
</table>

		有価証券等評価差額金 資本の部　合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か

(2)　保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により、供託をしている供託金の額（保険業法第 272 条の５第３項の規定による保証委託契約又は同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約の締結により、供託をしなかった額を含む。）

(3)　有価証券の評価基準及び評価方法

(4)　不動産及び動産の減価償却の方法

(5)　退職給付引当金の計上方法

(6)　価格変動準備金の計上方法

(7)　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(8)　会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(9)　固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(10)　不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(11)　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(12)　重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(13)　社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額

(14)　その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(15)　子会社の株式又は持分の額

(16)　担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

(17)　中間貸借対照表上の純資産額から基金払込金及び有価証券等評価差額金の合計額を控除した金額が、基金、基金償却積立金及び損失てん補準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(18)　以下に掲げる金額

①　出再支払備金の金額

②　出再責任準備金の金額

2　保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他資産」の内訳として「保険業法第 113 条繰延資産」を記載すること。

3　法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第３　中間損益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科目		金額
経常損益の部	経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金等収入 有価証券売却益 有価証券償還益 その他経常収益	
	経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 契約者配当 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 不動産動産処分益 その他特別利益 特別損失 不動産動産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失	
	特別損失 価格変動準備金繰入額	

	その他特別損失	
税引前中期純利益（又は税引前中期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 中期純利益（又は中期純損失）		
前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・・・・・積立金取崩額 利益準備金取崩額 中期未処分利益（又は中期未処理損失）		

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

科　　目		金　　額
経常損益の部	経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金等収入 有価証券売却益 有価証券償還益 その他経常収益	
	経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 契約者配当 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損	特別利益 不動産動産処分益 その他特別利益	

益の部	特別損失 　不動産動産処分損 　減損損失 　価格変動準備金繰入額 　不動産等圧縮損 　その他特別損失	
	特別損失 　価格変動準備金繰入額 　その他特別損失	
税引前中期純利益（又は税引前中期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 中期純利益（又は中期純損失）		
前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・・・・・積立金取崩額 利益準備金取崩額 中期未処分利益（又は中期未処理損失）		

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)　中間損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2)　中間損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(3)　以下の収益及び費用に関する内訳

①　正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額

②　正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額

③　諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額

④　支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

⑤　責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

⑥　利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

(4)　法人税及び住民税と法人税等調整額とを一括して記載したときは、その旨

(5)　１株当たりの中間純利益又は中間純損失の額（銭単位で記載すること。）

(6)　その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

3　法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第４　中間キャッシュ・フロー計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー 　　保険料収入 　　保険金支払による支出 　　解約返戻金支払による支出 　　事業費の支出 　　その他 　　小　　計 　　利息及び配当金等の受取額 　　利息の支払額 　　契約者配当金の支払額 　　その他 　　法人税等の支払額 　営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー 　　預貯金の純増加額 　　有価証券の取得による支出 　　有価証券の売却・償還による収入 　　その他 　投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 　　借入れによる収入 　　借入金の返済による支出 　　社債の発行による収入 　　社債の償還による支出 　　株式の発行による収入 　　自己株式の取得による支出 　　配当金の支払額 　　その他 　財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物中間期末残高	

（記載上の注意）

1　中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

3　法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

第５　保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

年度中（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　支払余力総額

支払余力総額（Ａ）	百万円

（記載上の注意）
保険業法第 272 条の 28 において準用する同法第 130 条第１号に掲げる額をいう。

２　リスク合計額

リスクの合計額（Ｂ）	百万円

（記載上の注意）
保険業法第 272 条の 28 において準用する同法第 130 条第２号に掲げる額をいう。

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

（Ａ）　／　｛　（１／２）　×　（Ｂ）　｝	％

別紙様式第16号の19（第211条の36第４項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

財務（支）局長　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏名　印

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第１　中間営業概況書
１　営業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
２　子会社等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第２　中間連結財務諸表
１　中間連結財務諸表の作成方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
２　中間連結貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
３　中間連結損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
４　中間連結キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・
５　中間連結剰余金計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（記載上の注意）

１　保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第15条第３項に規定する特定少額短期保険業者が業務報告書を作成する場合においては、「営業」を「事業」に、「株式の状況」を「出資の状況」に、「親会社」を「設立母体」に、「株主総会」を「総会」に、「利益処分」を「剰余金処分」に、用語等を適宜改めて記載すること。

２　委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社（以下「委員会等設置会社等」という。）にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

３　相互会社が中間連結業務報告書を作成する場合においては、この様式中「中間営業概況書」を「中間事業概況書」に、「営業の概要」を「事業の概要」に改めて記載すること。

４　特定少額短期保険業者及び子会社等（保険業法第272条の16において準用する同法第110条第２項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の営業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

第１　中間営業概況書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間営業概況書

１　営業の概要

（記載上の注意）

特定少額短期保険業者及びその子会社等について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

２　子会社等の状況

(1)　子会社等数の増減

	前期末	当中間期末	増減（△）
子会社			
子法人等			
関連法人等			
合　　計			

（記載上の注意）

1　「子会社」とは保険業法第２条第 12 項に規定する子会社を、「子法人等」とは保険業法施行令第２条の３第２項に規定する子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同令第２条の３第３項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2　子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(2)において同じ。

(2)　子会社等の概況

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	承認年月日	資本金又は出資金 千円	事業の内容

（記載上の注意）

承認年月日欄は、保険業法第 272 条の 14 第 2 項の規定に基づく金融庁長官の承認年月日を記載すること。

第２　中間連結財務諸表

1　中間連結財務諸表の作成方針

（記載上の注意）

特定少額短期保険業者及びその子会社等について作成する中間連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

(1)　連結の範囲に関する事項

(2)　持分法の適用に関する事項

(3)　連結される子会社及び子法人等の当中間期末日等に関する事項

2　中間連結貸借対照表

年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

(1)　少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
有価証券		支払備金	
営業用不動産及び営業用動産		責任準備金	
その他資産		契約者配当準備金	

繰延税金資産 連結調整勘定		短期社債 社債 新株予約権付社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 繰延税金負債 連結調整勘定 負債の部　合計	
		（少数株主持分） 少数株主持分	
		（資本の部） 資本金 新株式払込金 資本剰余金 利益剰余金 有価証券等評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部　合計	 △
資産の部合計		負債、少数株主持分及び資本の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否か

(2)　保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により、供託をしている供託金の額（保険業法第 272 条の５第３項の規定による保証委託契約又は同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約の締結により、供託をしなかった額を含む。）

(3)　会計方針に関する事項

子会社等が採用した会計方針のうちに当該特定少額短期保険業者と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　不動産及び動産の減価償却の方法

③　退職給付引当金の計上方法

④　価格変動準備金の計上方法

⑤　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(4)　会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(5)　固定資産の償却方法、償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(6)　不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(7)　保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額

(8)　１株当たりの純資産額
(9)　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産
(10)　重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。
(11)　契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
(12)　その他特定少額短期保険業者及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
(13)　保険業法第 92 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第５項（同法第 165 条第２項において準用する場合を含む。）において準用する同法第 92 条の規定による合併剰余金額
(14)　担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

２　法令等に基づき、又は特定少額短期保険業者及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

３　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(2)　少額短期保険相互会社及びその子会社等

（単位：千円）

<table>
<tr><th>科　　目</th><th>金　額</th><th>科　　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">（資産の部）
現金及び預貯金
有価証券
営業用不動産及び営業用動産
その他資産
繰延税金資産
連結調整勘定</td><td rowspan="3"></td><td>（負債の部）
保険契約準備金
　支払備金
　責任準備金
　社員配当準備金
短期社債
社債
その他負債
退職給付引当金
価格変動準備金
繰延税金負債
連結調整勘定
負債の部　合計</td><td></td></tr>
<tr><td>（少数株主持分）
少数株主持分</td><td></td></tr>
<tr><td>（資本の部）
基金
基金払込金
基金償却積立金
基金償却積立金減少差益
連結剰余金
有価証券等評価差額金
資本の部　合計</td><td></td></tr>
<tr><td>資産の部合計</td><td></td><td>負債、少数株主持分及び資本の部合計</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
④ 当該重要な疑義の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否か

(2) 保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により、供託をしている供託金の額（保険業法第 272 条の５第３項の規定による保証委託契約又は同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約の締結により、供託をしなかった額を含む。）

(3) 会計方針に関する事項

子会社等が採用した会計方針のうちに当該特定少額短期保険業者と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

① 有価証券の評価基準及び評価方法
② 不動産及び動産の減価償却の方法
③ 退職給付引当金の計上方法
④ 価格変動準備金の計上方法
⑤ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(4) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(5) 固定資産の償却方法、償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(6) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(7) 保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額

(8) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(9) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(10) 社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額

(11) その他特定少額短期保険業者及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(12) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

２ 法令等に基づき、又は特定少額短期保険業者及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

３ 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

３ 中間連結損益計算書

年度中（ 年 月 日から ／ 年 月 日まで ）中間連結損益計算書

(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

科目		金額
	経常収益	

経常損益の部	保険引受収益 　正味収入保険料 　その他保険引受収益 資産運用収益 　利息及び配当金等収入 　有価証券売却益 　有価証券償還益 その他経常収益	
	経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 契約者配当 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 　不動産動産処分益 　その他特別利益 特別損失 　不動産動産処分損 　減損損失 　価格変動準備金繰入額 　不動産等圧縮損 　その他特別損失	
	特別損失 　価格変動準備金繰入額 　その他特別損失	
税引前中期純利益（又は税引前中期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 中期純利益（又は中期純損失）		
前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・・・・・積立金取崩額 利益準備金取崩額 中期未処分利益（又は中期未処理損失）		

(2)　少額短期保険相互会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　　目		金　　額
経常損益の部	経常収益 　保険引受収益 　　正味収入保険料 　　その他保険引受収益 　資産運用収益 　　利息及び配当金等収入 　　有価証券売却益 　　有価証券償還益 　その他経常収益	
	経常費用 　保険引受費用 　正味支払保険金 　損害調査費 　諸手数料及び集金費 　契約者配当 　支払備金繰入額 　責任準備金繰入額 　その他保険引受費用 資産運用費用 　有価証券売却損 　有価証券評価損 　有価証券償還損 　その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 　支払利息 　貸倒引当金繰入額 　貸倒損失 　その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 　不動産動産処分益 　その他特別利益 特別損失 　不動産動産処分損 　減損損失 　価格変動準備金繰入額 　不動産等圧縮損 　その他特別損失	
	特別損失 　価格変動準備金繰入額 　その他特別損失	

税引前中期純利益（又は税引前中期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 中期純利益（又は中期純損失）	
前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・・・・・積立金取崩額 利益準備金取崩額 中期未処分利益（又は中期未処理損失）	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)　中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2)　中間連結損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(3)　法人税及び住民税等と法人税等調整額とを一括して記載したときは、その旨

(4)　１株当たりの中間純利益又は中間純損失の額（銭単位で記載すること。）

(5)　その他特定少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、又は特定少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　中間連結キャッシュ・フロー計算書

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料収入 保険金支払による支出 解約返戻金支払による支出 事業費の支出 その他 小　　計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額	

営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物中間期末残高	

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は特定少額短期保険業者及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

5　中間連結剰余金計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結剰余金計算書

(1)　少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　　目	金　　額
（資本剰余金の部） 資本剰余金期首残高 資本剰余金増加高	

増資による新株の発行 自己株式処分差益 ・・・・・ 資本剰余金減少高 配当金 自己株式消却額 ・・・・・ 資本剰余金中間期末残高 （利益剰余金の部） 利益剰余金期首残高 利益剰余金増加高 中間純利益 ・・・・・ 利益剰余金減少高 配当金 役員賞与金 資本金 自己株式消却額 ・・・・・ 利益剰余金中間期末残高	

(2)　少額短期保険相互会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　　目	金　　額
連結剰余金期首残高 連結剰余金増加高 中間純剰余 ・・・・・ 連結剰余金減少高 社員配当準備金 基金償却積立金 役員賞与金 ・・・・・ 連結剰余金中間期末残高	

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、又は特定少額短期保険業者及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

2　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

別紙様式第 16 号の 20（第 211 条の 36 第４項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結業務報告書

年　月　日

財務（支）局長　　殿

住　　所
会 社 名
代表取締役　氏 名　　印

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

第１　営業概況書
　１　営業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　２　子会社等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第２　連結財務諸表
　１　連結財務諸表の作成方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　２　連結貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　３　連結損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　４　連結キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　５　連結剰余金計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（記載上の注意）

１　改正保険業法附則第 15 条第 3 項に規定する少額短期保険業者の登録を受けた法人（株式会社及び相互会社を除き、人格のない社団法人又は財団法人を含む。）が業務報告書を作成する場合においては、「営業」を「事業」に、「株式の状況」を「出資の状況」に、「親会社」を「設立母体」に、「株主総会」を「総会」に、「利益処分」を「剰余金処分」に、用語等を適宜改めて記載すること。

２　委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社（以下「委員会等設置会社等」という。）にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

３　相互会社にあっては、この様式中「営業概況書」を「事業概況書」に、「営業の概要」を「事業の概要」に改めて記載すること。

４　特定少額短期保険業者及び子会社等（保険業法第 272 条の 16 において準用する同法第 110 条第 2 項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の営業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

第１　営業概況書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）営業概況書

１　営業の概要

（記載上の注意）

特定少額短期保険業者及びその子会社等について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

２　子会社等の状況

(1)　子会社等数の増減

	前期末	当期末	当期増減（△）
子会社			
子法人等			
関連法人等			
合　　計			

（記載上の注意）

１　「子会社」とは保険業法第２条第 12 項に規定する子会社を、「子法人等」とは保険業法施行令第２条の３第２項に規定する子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同令第２条の３第３項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

２　子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(2)において同じ。

(2)　子会社等の概況

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	承認年月日	資本金又は出資金 千円	事業の内容

（記載上の注意）

承認年月日欄は、保険業法第 272 条の 14 第 2 項の規定に基づく金融庁長官の承認年月日を記載すること。

第２　連結財務諸表

１　連結財務諸表の作成方針

（記載上の注意）

特定少額短期保険業者及びその子会社等について作成する連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

(1)　連結の範囲に関する事項
(2)　持分法の適用に関する事項
(3)　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
(4)　連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
(5)　連結調整勘定の償却に関する事項
(6)　利益処分項目等の取扱いに関する事項

２　連結貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

(1)　少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部） 現金及び預貯金		（負債の部） 保険契約準備金	

有価証券 営業用不動産及び営業用動産 その他資産 繰延税金資産 連結調整勘定		支払備金 責任準備金 契約者配当準備金 短期社債 社債 新株予約権付社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 繰延税金負債 連結調整勘定 負債の部　合計	
		（少数株主持分） 少数株主持分	
		（資本の部） 資本金 新株式払込金 資本剰余金 利益剰余金 有価証券等評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部　合計	△
資産の部合計		負債、少数株主持分及び資本の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か

(2)　保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により、供託をしている供託金の額（保険業法第 272 条の５第３項の規定による保証委託契約又は同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約の締結により、供託をしなかった額を含む。）

(3)　会計方針に関する事項

子会社等が採用した会計方針のうちに当該特定少額短期保険業者と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　不動産及び動産の減価償却の方法

③　退職給付引当金の計上方法

④　価格変動準備金の計上方法

⑤　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(4)　会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(5)　固定資産の償却方法、償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(6)　不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
(7)　保険業法第272条の18において準用する同法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額
(8)　１株当たりの純資産額
(9)　特定少額短期保険業者の取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）と、特定少額短期保険業者又はその子会社等との間の金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
(10)　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産
(11)　重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。
(12)　契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
(13)　その他特定少額短期保険業者及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
(14)　保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第５項（同法第165条第２項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額
(15)　担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

２　法令等に基づき、又は特定少額短期保険業者及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

３　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

４　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(2)　少額短期保険相互会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
有価証券		支払備金	
営業用不動産及び営業用動産		責任準備金	
その他資産		社員配当準備金	
繰延税金資産		短期社債	
連結調整勘定		社債	
		その他負債	
		退職給付引当金	
		価格変動準備金	
		繰延税金負債	
		連結調整勘定	
		負債の部　合計	
		（少数株主持分）	
		少数株主持分	
		（資本の部）	
		基金	
		基金払込金	
		基金償却積立金	
		基金償却積立金減少差益	
		連結剰余金	

		有価証券等評価差額金 資本の部　合計	
資産の部合計		負債、少数株主持分及び資本の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か

(2)　保険業法第 272 条の５第１項、第２項又は第４項の規定により、供託をしている供託金の額（保険業法第 272 条の５第３項の規定による保証委託契約又は同法第 272 条の６第１項に規定する少額短期保険責任保険契約の締結により、供託をしなかった額を含む。）

(3)　会計方針に関する事項

子会社等が採用した会計方針のうちに当該特定少額短期保険業者と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　不動産及び動産の減価償却の方法

③　退職給付引当金の計上方法

④　価格変動準備金の計上方法

⑤　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(4)　会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(5)　固定資産の償却方法、償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(6)　不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(7)　保険業法施行規則第 24 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する金額がある場合は、その額

(8)　保険業法施行規則第 24 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する純資産額

(9)　保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額

(10)　特定少額短期保険業者の取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）と、特定少額短期保険業者又はその子会社等との間の金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

(11)　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(12)　重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(13)　特定少額短期保険業者に係る社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額

(14)　その他特定少額短期保険業者及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(15)　担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

2　法令等に基づき、又は特定少額短期保険業者及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付

した科目を設けて記載すること。
4　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3　連結損益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書

(1)　少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　　目		金　　額
経常損益の部	経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金等収入 有価証券売却益 有価証券償還益 その他経常収益	
	経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 契約者配当 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	

特別損益の部	特別利益 　不動産動産処分益 　その他特別利益 特別損失 　不動産動産処分損 　減損損失 　価格変動準備金繰入額 　不動産等圧縮損 　その他特別損失	
	特別損失 　価格変動準備金繰入額 　その他特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）		
前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・・・・・積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期未処分利益（又は当期未処理損失）		

(2)　少額短期保険相互会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　　目		金　　額
経常損益の部	経常収益 　保険引受収益 　　正味収入保険料 　　その他保険引受収益 　資産運用収益 　　利息及び配当金等収入 　　有価証券売却益 　　有価証券償還益 　その他経常収益	
	経常費用 　保険引受費用 　正味支払保険金 　損害調査費 　諸手数料及び集金費 　契約者配当 　支払備金繰入額 　責任準備金繰入額 　その他保険引受費用 資産運用費用 　有価証券売却損 　有価証券評価損 　有価証券償還損 　その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用	

	支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 不動産動産処分益 その他特別利益 特別損失 不動産動産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失	
	特別損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）		
前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・・・・・積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期未処分利益（又は当期未処理損失）		

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)　連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2)　連結損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(3)　１株当たりの当期純利益（純剰余）又は当期純損失の額

(4)　その他特定少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、又は特定少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　連結キャッシュ・フロー計算書

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料収入 保険金支払による支出 解約返戻金支払による支出 事業費の支出 その他 小　　計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は特定少額短期保険業者及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

5　連結剰余金計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結剰余金計算書

(1)　少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　　目	金　　額
（資本剰余金の部）	
資本剰余金期首残高	
資本剰余金増加高	
増資による新株の発行	
自己株式処分差益	
・・・・・	
資本剰余金減少高	
配当金	
自己株式消却額	
・・・・・	
資本剰余金期末残高	
（利益剰余金の部）	
利益剰余金期首残高	
利益剰余金増加高	
当期純利益	
・・・・・	
利益剰余金減少高	
配当金	
役員賞与金	
資本金	
自己株式消却額	
・・・・・	
利益剰余金期末残高	

(2)　少額短期保険相互会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　　目	金　　額
連結剰余金期首残高	
連結剰余金増加高	
当期純剰余	
・・・・・	
連結剰余金減少高	
社員配当準備金	
基金償却積立金	
役員賞与金	
・・・・・	
連結剰余金期末残高	

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、又は特定少額短期保険業者及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

2　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

別紙様式第16号の21（第211条の53関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

登　　録　　番　　号　　第　　号

（郵便番号　　－　　）

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号（　　）　　－

商　号　又　は　名　称

代　表　者　の　氏　名　　印

事業方法書、普通保険約款並びに保険料及び責任準備金の算出方法書の
変更届出書

事業方法書、普通保険約款並びに保険料及び責任準備金の算出方法書の変更をすることについて、保険業法２７２条の１９第１項の規定により、届け出ます。

添付書類

１　理由書

２　事業方法書の変更に関する事項を記載した書類

３　普通保険約款の変更に関する事項を記載した書類

４　保険料及び責任準備金の算出方法書の変更に関する事項を記載した書類
（これらの算出方法が、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められることについて、保険数理人が確認した結果を記載した意見書を含む。）

５　その他参考となるべき事項を記載した書類

（提出上の注意）

添付書類２～４の書類は、申請する変更内容に応じて添付すること。

別紙様式第16号の22（第211条第72関係）

（日本工業規格Ａ４）

保険業法第272条の32第１項に基づく少額短期保険主要株主承認申請書

(NO.　　)

年　　月　　日

財　務（支）局　長　殿

商号、名称又は氏名　　印(ｲ)
住所又は本店所在地

○○少額短期保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有（又は主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社の設立）をいたしたく、保険業法第272条の32第１項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請いたします。

１　申請者の概要(ﾛ)

<table>
<tr><td colspan="5">※　１　個人
２　法人（１　株式会社　２　有限会社　３　その他（　　））
（団体名等：　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">フリガナ（カタカナ）
商号、名称又は氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">フリガナ（カタカナ）
住所又は本店所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業の種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人</td><td colspan="2" rowspan="2">生年月日　年　月　日
※　１　明治　３　昭和
２　大正　４　平成</td><td>(フリガナ)</td><td></td></tr>
<tr><td>勤務先名称</td><td></td></tr>
<tr><td>職業</td><td></td><td>勤務先住所</td><td></td></tr>
</table>

法人	設立年月日　年　月　日 ※　1　明治　3　昭和 　　2　大正　4　平成	(フリガナ)		代表者役職
		代表者氏名		
	資本金額(百万円)			
事務上の連絡先及び担当者名				
電話番号				

2　申請者が保有する議決権の数及び議決権保有割合(ハ)

申請者が保有する議決権の数	(A)
少額短期保険業者の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B×100)

3　保有の目的(ニ)

新保有の目的	
旧保有の目的	

4　取得資金(ホ)

(1)　取得資金の内訳

自己資金額(千円)		借入金額計(千円)	

その他（具体的に）		
	その他金額計（千円）	

取得資金合計（千円）	

(2)　借入金の内訳

(フリガナ) 名称(支店名)	業　種	(フリガナ) 代表者氏名	所　在　地	金　額 (千円)

（記載上の注意）

1　一般的事項

(A)　この様式において「議決権」とは、保険業法第２条第 11 項に規定する議決権をいう。

(B)　この様式において「申請者」とは、保険業法第 272 条の 32 第１項の規定により、少額短期保険主要株主の承認を受けようとする者（代理人が申請書の提出をする場合には、当該代理人に提出を委任する者）をいう。

(C)　※のある欄は、該当する番号を○で囲むこと。

2　個別事項

(ｲ)　商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地

(1)　申請者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと。なお、代理人が提出する場合には、申請書の提出を委任した者が、当該代理人に、申請書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を申請書１通につき１通ずつ添付すること。

(2)　「商号、名称又は氏名」欄については、法人の場合には、法人の商号又は名称及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと。

(ﾛ)　申請者の概要

(1)　「１　個人、２　法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。法人の場合には、会社形態について該当する番号を○で囲み、該当するものがない場合には、「合名会社」、「合資会社」等、具体的に記載すること。保険業法第２条の２第１項第１号に規定する法人でない団体である場合には、当該団体を保有者として提出せず、代表者又は管理人を保有者として提出すること。また、この場合には、当該団体名及び申請者の当該団体との関係等を記載すること。

(2)　「事業の種類」欄には、当該申請者が事業を行っている場合にのみ、申請しようとする日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。

(3)　申請者が個人である場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。

(4)　「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。

(5)　「資本金額」欄には、資本金額又は出資総額を記載すること。

(ハ)　申請者が保有する議決権の数及び議決権保有割合

その日の取引が全て終了した後の提出者が現に保有する少額短期保険業者の議決権の数を記載すること。

(ニ)　保有の目的

「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

(ホ)　取得資金

(1)　取得資金（累計）の内訳

届出又は報告義務が発生した日に保有する議決権を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「その他」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、具体的な取得原因を記載すること。

(2)　借入金の内訳

「①　取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」（証券取引法施行令第１条の９に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

別紙様式第16号の23（第211条の75関係）

（日本工業規格Ａ４）

保険業法第272条の36第１項に基づく少額短期保険持株会社承認申請書

(NO.　　)

年　　月　　日

財　務（支）局　長　殿

商　　号　　印(ｲ)
本　店　所　在　地

○○少額短期保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有（又は主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社の設立）をいたしたく、保険業法第272条の36第１項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請いたします。

１　申請者の概要(ﾛ)

<table>
<tr><td rowspan="2">フリガナ（カタカナ）
商　　号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">フリガナ（カタカナ）
本　店　所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事　業　の　種　類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">設立年月日　　年　　月　　日
※　１　明治　３　昭和
２　大正　４　平成</td><td>(フリガナ)</td><td></td><td rowspan="2">代表者役職</td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>資本金額（百万円）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務上の連絡先
及び担当者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電　話　番　号</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

2　申請者が保有する議決権の数及び議決権保有割合(ハ)

申請者が保有する議決権の数	(A)
少額短期保険業者の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B×100)

3　保有の目的(ニ)

新保有の目的	
旧保有の目的	

4　取得資金(ホ)

(1)　取得資金の内訳

自己資金額（千円）	

借入金額計（千円）	

その他（具体的に）

その他金額計（千円）	

取得資金合計（千円）	

(2)　借入金の内訳

（フリガナ） 名称(支店名)	業　種	（フリガナ） 代表者氏名	所　在　地	金　額 (千円)

（記載上の注意）

1　一般的事項

(A)　この様式において「議決権」とは、保険業法第２条第 11 項に規定する議決権をいう。

(B)　この様式において「申請者」とは、保険業法第 272 条の 36 第１項の規定により、少額短期保険持株会社の承認を受けようとする者（代理人が申請書の提出をする場合には、当該代理人に提出を委任する者）をいう。

(C)　※のある欄は、該当する番号を○で囲むこと。

2　個別事項

(ｲ)　商号及び本店所在地

(1)　申請者本人の商号及び本店所在地（代理人が提出する場合には当該代理人の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地）を記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと。なお、代理人が提出する場合には、申請書の提出を委任した者が、当該代理人に、申請書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を申請書１通につき１通ずつ添付すること。

(2)　商号欄については、法人の商号及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと。

(ﾛ)　申請者の概要

(1)　「事業の種類」欄には、当該申請者が事業を行っている場合にのみ、申請しようとする日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。

(2)　「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。

(3)　「資本金額」欄には、資本金額又は出資総額を記載すること。

(ﾊ)　申請者が保有する議決権の数及び議決権保有割合

その日の取引が全て終了した後の提出者が現に保有する少額短期保険業者の議決権の数を記載すること。

(ﾆ)　保有の目的

「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

(ﾎ)　取得資金

(1)　取得資金（累計）の内訳

届出又は報告義務が発生した日に保有する議決権を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「その他」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、具体的な取得原因を記載すること。

(2)　借入金の内訳

「①　取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」（証券取引法施行令第１条の９に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

別紙様式第16号の24（第211条の81第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年度［　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで］業務報告書

年　　月　　日

財　務（支）局　長　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　　氏　名　　印

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

第１　営業概況書
　１　営業の概要
　２　子会社等の状況
　３　役員・従業員の状況
　４　大株主
　５　取締役及び監査役
　６　株主総会に関する事項
　７　有価証券
第２　連結財務諸表
　１　連結財務諸表の作成方針
　２　連結貸借対照表
　３　連結損益計算書
　４　連結キャッシュ･フロー計算書
　５　連結剰余金計算書

（記載上の注意）
　委員会等設置会社にあっては、提出者の欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

第１

年度［　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで］営業概況書

１　営業の概要

（記載上の注意）

保険持株会社については、主要勘定の増減理由、その他業務の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。なお、子会社等（保険業法第271条の24第1項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る営業状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

２　子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

	前　期　末	当　期　末	当期増減(△)
子　　会　　社			
子　　法　　人　　等			
関　　連　　法　　人　　等			
合　　計			

（記載上の注意）

1 「子会社」とは、保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち、同法第2条第12項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(3)において同じ。

(2) 保険持株会社グループの事業系統図

(3) 子会社等の概況

会　社　名	所在地	承認又は届出年月日	資本金又は出資金	事業の内容	議決権に対する当社の所有割合	役員の兼任等	議決権に対する当社及び他の子会社等の所有割合
			百万円		%		%

（記載上の注意）

承認又は届出年月日欄は、保険業法第271条の22第1項各号に掲げる会社である子会社にあっては、同法第271条の32第2項第3号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を、また、同法第271条の22第1項の規定に基づく金融庁長官の承認を受けた子会社にあっては、その承認年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあっては、設立年月日を記載すること。

(4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益又は売上高	経常利益	当期利益	総資産	純資産額	当社への配当額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（記載上の注意）

決算日欄は、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結剰余金計算書をいう。以下同じ。）の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

(5) 子会社の収入状況

会　社　名	業 務 の 内　容	当該業務に係る期中総収入	当社及びその子会社からの収入 （　）は期中総収入に占める比率	当社の子会社である保険会社、銀行等又は証券専門会社からの収入の有無
		百万円	百万円 （　%）	

(記載上の注意)

1　保険業法第271条の22第1項第9号イに掲げる業務を営む子会社について記載すること。

2　当社の子会社である保険会社、銀行等又は証券専門会社からの収入の有無は、保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、保険業を営む外国の会社、銀行業を営む外国の会社及び証券業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。

3　役員・従業員等の状況

(1) 当社

区　　分	前　期　末	当　期　末	当期増減（△）
役　　員	名	名	名
（うち非常勤役員）	（　　）	（　　）	（　　）
（定　　数）	（　　）	（　　）	（　　）
従　業　員			
計			

(2) 当社及び子会社等

区　　分	前　期　末	当　期　末	当期増減（△）
役　　員	名	名	名
従　業　員			
計			

(記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、役員欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

4　大株主

株　主　名	当　社　へ　の　出　資　状　況		当社の大株主への出資状況	
	持　株　数	議決権比率	持　株　数	議決権比率
	株又は千株	%	株又は千株	%

(記載上の注意)

1　保険持株会社について記載すること。

2　持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

5　取締役及び監査役

役　職　名	氏　　名	担　当　又　は　主　な　職　業
会　　長 社　　長 副　社　長 専務取締役 常務取締役 取　締　役 監　査　役 （　　）		年　　月　　日　　退任

（記載上の注意）

1　保険持株会社の取締役及び監査役について記載すること。

2　他の会社の役員を兼務している者は、兼務状況（兼務する他の会社が子会社でないものについては重要でないものを除く。）を担当又は主な職業欄に記載すること。

3　代表権のある者については、その旨を役職名欄に記載すること。

4　営業年度中に退任した者についても末尾に記載し、退職時の役職名を記載すること。

6　株主総会に関する事項

（記載上の注意）

1　保険持株会社について記載すること。

2　株主総会召集の年月日、通知した事項及び決議した事項の要領等を記載すること。

7　有価証券

区　　分		前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
株　　式		百万円	百万円	百万円
	保険業を営む子会社			
	その他の子会社			
	そ　の　他			
債　　券				
	国　　債			
	そ　の　他			
その他の証券				
計				

（記載上の注意）

保険持株会社が保有する有価証券の内訳を記載すること。

第２　連結財務諸表

１　連結財務諸表の作成方針

（記載上の注意）

保険持株会社及びその子会社等について作成する連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

(1)　連結の範囲に関する事項

(2)　持分法の適用に関する事項

(3)　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(4)　連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

(5)　連結調整勘定の償却に関する事項

(6)　利益処分項目等の取扱いに関する事項

２　連結貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

(1)（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		短期社債	
特定取引資産		社債	
商品有価証券		新株予約権付社債	
金銭の信託		代理店借	
有価証券		再保険借	
貸付金		特定取引負債	
不動産及び動産		その他負債	
代理店貸		退職給付引当金	
再保険貸		価格変動準備金	
その他資産		金融先物取引責任準備金	
繰延税金資産		証券取引責任準備金	
再評価に係る繰延税金資産		繰延税金負債	
連結調整勘定		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		連結調整勘定	
貸倒引当金	△	支払承諾	
		負債の部合計	
		（少数株主持分）	
		少数株主持分	
		（資本の部）	
		資本金	
		新株式払込金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		為替換算調整勘定	
		自己株式払込金	

		自己株式 資本の部合計	△
資産の部合計		負債、少数株主持分及び 資本の部合計	

(2)（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金等	
債券貸借取引支払保証金		特定取引負債	
買入金銭債権		短期社債	
特定取引資産		社債	
商品有価証券		新株予約権付社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価格変動準備金	
不動産及び動産		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
連結調整勘定		連結調整勘定	
支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金	△	負債の部合計	
		（少数株主持分）	
		少数株主持分	
		（資本の部）	
		資本金	
		新株式払込金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		為替換算調整勘定	
		自己株式払込金	
		自己株式	△
		資本の部合計	
資産の部合計		負債、少数株主持分及び資本の部合計	

（記載上の注意）

1　保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か

(2) 会計方針に関する事項

子会社及び子法人等が採用した会計方針のうちに保険持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限

りでない。

① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

② 金銭の信託の評価基準及び評価方法

③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

⑤ 不動産及び動産の減価償却の方法

⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑦ 貸倒引当金の計上方法

⑧ 退職給付引当金の計上方法

⑨ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

⑩ リース取引の処理方法

⑪ ヘッジ会計の方法

⑫ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。

なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第１項第5号ロによる。

(5) 固定資産の償却方法、償却年数及び残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(6) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(7) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(8) 保険業法第113条第1項前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額

(9) 1株当たりの純資産額

(10) 保険持株会社の取締役及び監査役と保険持株会社又はその子会社等との間の金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

(11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(13) 保険持株会社の子会社等である生命保険会社に係る契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(14) その他保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(15) 保険持株会社に係る商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により保険持株会社の親会社となる会社の株式

(16) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(17) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

3　特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への係数の記載は行わない。

4　保険持株会社の子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

5　法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

6　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を

設けて記載すること。

7　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3　連結損益計算書

年度［　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで］連結損益計算書

(1)（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目		金額
経常損益の部	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益	
	利息及び配当金等収入	
	特定取引収益	
	商品有価証券運用益	
	金銭の信託運用益	
	売買目的有価証券運用益	
	有価証券売却益	
	有価証券償還益	
	金融派生商品収益	
	為替差益	
	その他運用収益	
	特別勘定資産運用益	
	その他経常収益	
	経常費用	
	保険金等支払金	
	保険金	
	年金	
	給付金	
	解約返戻金	
	その他返戻金	
	責任準備金等繰入額	
	支払備金繰入額	
	責任準備金繰入額	
	契約者配当金積立利息繰入額	
	資産運用費用	
	支払利息	
	特定取引費用	
	商品有価証券運用損	
	金銭の信託運用損	
	売買目的有価証券運用損	
	有価証券売却損	
	有価証券評価損	
	有価証券償還損	
	金融派生商品費用	
	為替差損	
	貸倒引当金繰入額	

	貸付金償却 賃貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 特別勘定資産運用損 事業費 その他経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 不動産動産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
	特別損失 不動産動産等処分損 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失	
契約者配当準備金繰入額 税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）		

(2)（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目		金額
経常損益の部	経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 収入積立保険料 積立保険料等運用益 生命保険料 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金等収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 特別勘定資産運用益 その他運用収益	

	積立保険料等運用益振替 その他経常収益	
	経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金 生命保険金等 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 不動産動産処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益 特別損失 不動産動産処分損 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）		

(記載上の注意)

1　保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。

2　次の事項を注記すること。ただし、連結財務諸表に記載したものは、この限りでない。

(1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2) 連結損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(3) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額

(4) その他保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

3　特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への係数の記載は行わない。

4　法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　連結キャッシュ・フロー計算書

年度［　年　月　日から　年　月　日まで］連結キャッシュ・フロー計算書

（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等－直接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ･フロー 保険料等収入 保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 その他の返戻金支払による支出 再保険料収入 再保険料支払による支出 保険金据置支払による支出 事業費の支出 その他 小　　計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ･フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ①小　　計 （Ⅰ＋Ⅱ①） 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ･フロー	（　　）

Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 　　借入れによる収入 　　借入金の返済による支出 　　社債の発行による収入 　　社債の償還による支出 　　株式の発行による収入 　　自己株式の取得による支出 　　配当金の支払額 　　その他 　財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等－間接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ･フロー 　　税金等調整前当期純利益（損失） 　　賃貸用不動産等減価償却費 　　減価償却費 　　連結調整勘定償却額 　　支払備金の増加額 　　責任準備金の増加額 　　契約者配当準備金積立利息繰入額 　　契約者配当準備金繰入額 　　貸倒引当金の増加額 　　退職給付引当金の増加額 　　その他引当金の増加額 　　価格変動準備金の増加額 　　金融先物取引責任準備金の増加額 　　証券取引責任準備金の増加額 　　保険業法第112条評価益 　　利息及び配当金等収入 　　有価証券関係損益 　　支払利息 　　為替差損益 　　不動産動産関係損益 　　持分法による投資損益 　　特定取引資産の増加額 　　特定取引負債の増加額 　　商品有価証券の増加額 　　代理店貸の増加額 　　再保険貸の増加額 　　その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	

代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他 小　　計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ･フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ①小　　計 （Ⅰ＋Ⅱ①） 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ･フロー	（　　）
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等－直接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ･フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	
特定取引による収入	
特定取引による支出	
商品有価証券の売却による収入	
商品有価証券の取得による支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小　　計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ･フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
Ⅱ①小　　計	
（Ⅰ＋Ⅱ①）	（　　）
不動産及び動産の取得による支出	
不動産及び動産の売却による収入	
連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	
連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ･フロー	
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	

社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等－間接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ･フロー 税金等調整前当期純利益（損失） 減価償却費 連結調整勘定償却額 支払備金の増加額 責任準備金等の増加額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 不動産動産関係損益 持分法による投資損益 特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 商品有価証券の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他 小　　計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ･フロー	

預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ①小　　計 （Ⅰ＋Ⅱ①）	（　　）
不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ･フロー	
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（注１）Ⅱ①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

（注２）（Ⅰ＋Ⅱ①）は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

（記載上の注意）

１　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

２　法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

５　連結剰余金計算書

年度［　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで］連結剰余金計算書

（単位：百万円）

科目	金額
（資本剰余金の部）	
資本剰余金期首残高	
資本剰余金増加高	
増資による新株の発行	
自己株式処分差益	
・	
資本剰余金減少高	
配当金	
自己株式消却額	
・	
資本剰余金期末残高	
（利益剰余金の部）	
利益剰余金期首残高	
利益剰余金増加高	
当期純利益	
・	
利益剰余金減少高	
配当金	
役員賞与金	
資本金	
自己株式消却額	
・	
利益剰余金期末残高	

（記載上の注意）

１　法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

２　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

別紙様式第16号の25（第211条の81第２項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年度［　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで］連結業務報告書

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　　氏　名　　印

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

第１　営業概況書
　１　営業の概要
　２　子会社等の状況
　３　役員・従業員の状況
　４　大株主
　５　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）
　６　株主総会に関する事項
　７　有価証券
第２　連結財務諸表
　１　連結財務諸表の作成方針
　２　連結貸借対照表
　３　連結損益計算書
　４　連結キャッシュ･フロー計算書
　５　連結剰余金計算書

（記載上の注意）
　委員会等設置会社にあっては、提出者の欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

第１

年度［　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで］営業概況書

１　営業の概要

（記載上の注意）

少額短期保険持株会社については、主要勘定の増減理由、その他業務の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。なお、子会社等（保険業法第272条の40第1項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る営業状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

２　子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

	前　期　末	当　期　末	当期増減(△)
子　　会　　社			
子　　法　　人　　等			
関　　連　　法　　人　　等			
合　　計			

（記載上の注意）

1 「子会社」とは、保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち、同法第2条第12項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(3)において同じ。

(2) 少額短期保険持株会社グループの事業系統図

(3) 子会社等の概況

会　社　名	所在地	承認又は届出年月日	資本金又は出資金	事業の内容	議決権に対する当社の所有割合	役員の兼任等	議決権に対する当社及び他の子会社等の所有割合
			百万円		%		%

（記載上の注意）

承認又は届出年月日欄は、保険業法第272条の39第1項各号に掲げる会社である子会社にあっては、同法第272条の42第2項第3号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を、また、同法第272条の39第1項の規定に基づく金融庁長官の承認を受けた子会社にあっては、その承認年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあっては、設立年月日を記載すること。

(4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益又は売上高	経常利益	当期利益	総資産	純資産額	当社への配当額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（記載上の注意）

決算日欄は、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結剰余金計算書をいう。以下同じ。）の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

(5) 子会社の収入状況

会　社　名	業 務 の 内　容	当該業務に係る 期中総収入	当社及びその子会社からの収入 （　）は期中総収入に占める比率	当社の子会社である少額短期保険業者、保険会社、銀行等又は証券専門会社からの収入の有無
		百万円	百万円 （　%）	

（記載上の注意）

1　保険業法第271条の39第1項第2号に掲げる業務を営む子会社について記載すること。

2　当社の子会社である少額短期保険業者、保険会社、銀行等又は証券専門会社からの収入の有無は、少額短期保険業者、保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、保険業を営む外国の会社、銀行業を営む外国の会社及び証券業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。

3　役員・従業員等の状況

(1) 当社

区　　分	前　期　末	当　期　末	当期増減（△）
役　　員	名	名	名
（うち非常勤役員）	（　　）	（　　）	（　　）
（定　　数）	（　　）	（　　）	（　　）
従　業　員			
計			

(2) 当社及び子会社等

区　　分	前　期　末	当　期　末	当期増減（△）
役　　員	名	名	名
従　業　員			
計			

（記載上の注意）

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、役員欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

4　大株主

株　主　名	当　社　へ　の　出　資　状　況		当社の大株主への出資状況	
	持　株　数	持株比率	持　株　数	持株比率
	株又は千株	%	株又は千株	%

（記載上の注意）

1　少額短期保険持株会社について記載すること。

2　持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

5　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）

地　　位	氏　　名	担　当　又　は　主　な　職　業
会　　長 社　　長 副　社　長 専務取締役 常務取締役 取　締　役 監　査　役 （　　）		年　　月　　日　　退任

（記載上の注意）

1　少額短期保険持株会社の取締役及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）について記載すること。

2　他の会社の役員を兼務している者は、兼務状況（兼務する他の会社が子会社でないものについては重要でないものを除く。）を担当又は主な職業欄に記載すること。

3　代表権のある者については、その旨を地位欄に記載すること。

4　営業年度中に退任した者についても末尾に記載し、退職時の地位を記載すること。

6　株主総会に関する事項

（記載上の注意）

1　少額短期保険持株会社について記載すること。

2　株主総会召集の年月日、通知した事項及び決議した事項の要領等を記載すること。

7　有価証券

区　　分		前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
株　　式		百万円	百万円	百万円
	保険業を営む子会社			
	その他の子会社			
	そ　の　他			
債　　券				
	国　　債			
	そ　の　他			
その他の証券				
計				

（記載上の注意）

少額短期保険持株会社が保有する有価証券の内訳を記載すること。

第２　連結財務諸表

１　連結財務諸表の作成方針

（記載上の注意）

少額短期保険持株会社及びその子会社等について作成する連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

(1)　連結の範囲に関する事項

(2)　持分法の適用に関する事項

(3)　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(4)　連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

(5)　連結調整勘定の償却に関する事項

(6)　利益処分項目等の取扱いに関する事項

２　連結貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

(1)（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		短期社債	
特定取引資産		社債	
商品有価証券		新株予約権付社債	
金銭の信託		代理店借	
有価証券		再保険借	
貸付金		特定取引負債	
不動産及び動産		その他負債	
代理店貸		退職給付引当金	
再保険貸		価格変動準備金	
その他資産		金融先物取引責任準備金	
繰延税金資産		証券取引責任準備金	
再評価に係る繰延税金資産		繰延税金負債	
連結調整勘定		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		連結調整勘定	
貸倒引当金	△	支払承諾	
		負債の部合計	
		（少数株主持分）	
		少数株主持分	
		（資本の部）	
		資本金	
		新株式払込金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		為替換算調整勘定	
		自己株式払込金	

		自己株式 資本の部合計	△
資産の部合計		負債、少数株主持分及び 資本の部合計	

(2)（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金等	
債券貸借取引支払保証金		特定取引負債	
買入金銭債権		短期社債	
特定取引資産		社債	
商品有価証券		新株予約権付社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価格変動準備金	
不動産及び動産		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
連結調整勘定		連結調整勘定	
支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金	△	負債の部合計	
		（少数株主持分）	
		少数株主持分	
		（資本の部）	
		資本金	
		新株式払込金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		為替換算調整勘定	
		自己株式払込金	
		自己株式	△
		資本の部合計	
資産の部合計		負債、少数株主持分及び資本の部合計	

（記載上の注意）

1　少額短期保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

③　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④　当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か

(2) 会計方針に関する事項

子会社及び子法人等が採用した会計方針のうちに少額短期保険持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、

この限りでない。

① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

② 金銭の信託の評価基準及び評価方法

③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

⑤ 不動産及び動産の減価償却の方法

⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑦ 貸倒引当金の計上方法

⑧ 退職給付引当金の計上方法

⑨ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

⑩ リース取引の処理方法

⑪ ヘッジ会計の方法

⑫ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。

なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第１項第5号ロによる。

(5) 固定資産の償却方法、償却年数及び残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(6) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(7) 保険業法第118条に規定する特別勘定があるときは、特別勘定の資産及び負債の額

(8) 保険業法第113条第1項前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額

(9) 1株当たりの純資産額

(10) 少額短期保険持株会社の取締役及び監査役と少額短期保険持株会社又はその子会社等との間の金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

(11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(13) その他少額短期険持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(14) 少額短期保険持株会社に係る商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により少額短期保険持株会社の親会社となる会社の株式

(15) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(16) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

3　法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3　連結損益計算書

年度［　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで］連結損益計算書

(1)（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目		金額
経常損益の部	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益	
	利息及び配当金等収入	
	特定取引収益	
	商品有価証券運用益	
	金銭の信託運用益	
	売買目的有価証券運用益	
	有価証券売却益	
	有価証券償還益	
	金融派生商品収益	
	為替差益	
	その他運用収益	
	特別勘定資産運用益	
	その他経常収益	
	経常費用	
	保険金等支払金	
	保険金	
	年金	
	給付金	
	解約返戻金	
	その他返戻金	
	責任準備金等繰入額	
	支払備金繰入額	
	責任準備金繰入額	
	契約者配当金積立利息繰入額	
	資産運用費用	
	支払利息	
	特定取引費用	
	商品有価証券運用損	
	金銭の信託運用損	
	売買目的有価証券運用損	
	有価証券売却損	
	有価証券評価損	
	有価証券償還損	
	金融派生商品費用	
	為替差損	
	貸倒引当金繰入額	

	貸付金償却 賃貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 特別勘定資産運用損 事業費 その他経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 不動産動産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
	特別損失 不動産動産等処分損 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失	
契約者配当準備金繰入額 税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）		

(2)（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目		金額
経常損益の部	経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 収入積立保険料 積立保険料等運用益 生命保険料 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金等収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 特別勘定資産運用益 その他運用収益	

	積立保険料等運用益振替 その他経常収益	
	経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金 生命保険金等 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 不動産動産処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益 特別損失 不動産動産処分損 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）		

（記載上の注意）

1　少額短期保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。

2　次の事項を注記すること。ただし、連結財務諸表に記載したものは、この限りでない。

(1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2) 連結損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(3) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額

(4) その他少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

3　法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

４　連結キャッシュ・フロー計算書

年度［　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで］連結キャッシュ・フロー計算書

（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－直接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ･フロー 保険料等収入 保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 その他の返戻金支払による支出 再保険料収入 再保険料支払による支出 保険金据置支払による支出 事業費の支出 その他 小　　計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ･フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ①小　　計 （Ⅰ＋Ⅱ①） 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入	（　　）

連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ･フロー	
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－間接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ･フロー 税金等調整前当期純利益（損失） 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 連結調整勘定償却額 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 その他引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 不動産動産関係損益 持分法による投資損益	

特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他 小　　計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ･フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ①小　　計 （Ⅰ＋Ⅱ①） 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ･フロー	（　　）
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他	

財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－直接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ･フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 特定取引による収入 特定取引による支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他 小　　計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ･フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ①小　　計 （Ⅰ＋Ⅱ①） 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	（　　）

連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ･フロー	
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－間接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ･フロー 税金等調整前当期純利益（損失） 減価償却費 連結調整勘定償却額 支払備金の増加額 責任準備金等の増加額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 不動産動産関係損益 持分法による投資損益 特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 商品有価証券の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	

その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他 小　　計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ･フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ①小　　計 （Ⅰ＋Ⅱ①） 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ･フロー	（　　）
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	

（注１）Ⅱ①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

（注２）（Ⅰ＋Ⅱ①）は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

（記載上の注意）

１　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

5　連結剰余金計算書

年度［　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで］連結剰余金計算書

（単位：百万円）

科目	金額
（資本剰余金の部）	
資本剰余金期首残高	
資本剰余金増加高	
増資による新株の発行	
自己株式処分差益	
・・・・・	
資本剰余金減少高	
配当	
自己株式消却額	
・・・・・	
資本剰余金期末残高	
（利益剰余金の部）	
利益剰余金期首残高	
利益剰余金増加高	
当期純利益	
・・・・・	
利益剰余金減少高	
配当	
役員賞与金	
資本金	
自己株式消却額	
・・・・・	
利益剰余金期末残高	

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

2　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

別紙様式第16号の26（第211条の84第1項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）営業報告書

1　営業の経過及び成果

（記載上の注意）

1　当営業年度における営業の経過及び成果（保険業法第272条の40第１項に規定する子会社等に係るものを含む。）を記載すること。

2　会社が対処すべき課題についても記載すること。

2　営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	年度	年度	年度	年度（当期）
営業収益	百万円	百万円	百万円	百万円
受取配当金				
保険業を営む子会社等				
その他の子会社等				
当期利益（又は当期損失）				
１株当たり当期利益 （又は１株当たり当期損失）	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭
総資産	百万円	百万円	百万円	百万円
保険業を営む子会社等株式等				
その他の子会社等株式等				

（記載上の注意）

1　必要がある場合は、４事業年度以前の営業年度についても記載すること。

2　必要に応じ、営業成績及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

3　子会社等とは、保険業法第272条の40第１項に規定する子会社等をいう。

4　保険業を営む子会社等欄は、保険業法第272条の39第１項第１号に掲げる会社である子会社等からの受取配当金について記載すること。

5　保険業を営む子会社等株式等欄は、保険業法第272条の39第１項第１号に掲げる会社である子会社等の株式及び出資持分について記載すること。

3　親会社及び子会社等

(1)　親会社の状況

会　社　名	所　在　地	資　本　金	当社に対する議決権割合	主要な事業内容
		百万円	%	

（記載上の注意）

商法第211条ノ２第１項の親会社及び同条第３項の規定により親会社となる会社について記載すること。

(2)　子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社の議決権割合	当社への当期配当金額
				百万円	%	百万円

（記載上の注意）

1　保険業法第272条の40第1項に規定する子会社等のうち、重要なものについて記載すること。なお、保険業法第272条の39第１項第１号に掲げる会社である子会社等については、必ず記載すること。

2　重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。

3　重要な業務提携の概況を付記すること。

4　事務所の状況

事務所名	所在地	設置年月日

5　従業員の状況

区分	前期末	当期末	当期増減（△）	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
職員	名	名	名	歳	年	千円

6　株式の状況

発行する株式の総数	株又は千株
発行済株式の総数	株又は千株
株主数	名

7　大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
	株又は千株	%	株又は千株	%

（記載上の注意）

持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

8　自己株式の取得、処分及び保有

（記載上の注意）

次の事項を記載すること（１については、取得の事由ごとに記載する。）。

1　営業年度中に取得した自己株式の種類、数、取得価額の総額及び特定の者から買い受けたとき（商法第204条ノ３ノ２第１項（第204条ノ５第１項において準用する場合を含む。）又は第210条第２項第２号に掲げる事項につき同条第１項の決議に基づく場合に限る。）はその売主

2　営業年度中に処分又は株式失効の手続きをした自己株式の種類、数及び処分価額の総額

3　決算期において保有する自己株式の種類及び数

９　主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	持株比率
	百万円	株又は千株	%

１０　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）

地位	氏名	担当又は主な職業
会長 社長 副社長 専務取締役 常務取締役 取締役 監査役 （　　）		年　月　日　退任

（記載上の注意）
１　少額短期保険持株会社の取締役及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）について記載すること。
２　代表権のある者については、その旨を地位欄に記載すること。
３　営業年度中に退任した者についても末尾に記載し、退職時の地位を記載すること。

１１　取締役及び監査役に対する報酬その他の職務遂行の対価

区分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役 監査役		

（記載上の注意）
１　本表は、商法第266条第12項（同条第18項において読み替えて適用するこの規定を同法第280条第１項において準用する場合を含む。）又は同法第266条第19項の定款の定めをした会社が記載する。
２　報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。
３　「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。
４　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）とを区分してそれぞれ金額を記載すること。
５　相互会社にあっては、「株主総会」を「社員総会」又は「総代会」に改めて記載すること。
６　委員会等設置会社にあっては、「監査役」を「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の記欄は要しない。

１２　新株予約権の状況

割当てを受けた者の氏名、（　　）は 割当てを受けた新株予約権の数	（　　） （　　） （　　） ・　・　・　・　・　・　・　・
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	（円）
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却の事由及び条件	
新株予約権の有利な条件の内容	

（記載上の注意）

1　商法施行規則第84条第１項第11号に規定する特に有利な条件で新株予約権を発行した場合に記載する。

2　割当てを受けた者に会社又はその子会社の使用人があるときは、商法施行規則第84条第１項第11号ただし書によること。

１３　決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

１４　監査委員会の職務遂行のために必要な事項

１５　その他会社の状況に関する重要な事項

別紙様式第16号の27（第211条の84第２項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）附属明細書

１　資本の増減　　（単位：百万円）

区　　分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
資本金			
（発行済株式数）	（株又は千株）	（株又は千株）	（株又は千株）
新株式払込金			
資本剰余金			
資本準備金			
その他資本剰余金			
利益剰余金			
利益準備金			
任意積立金			
当期未処分利益（又は当期未処理損失）			
当期利益（又は当期損失）			
土地再評価差額金			
株式等評価差額金			
自己株式払込金			
自己株式	△	△	
計			

2　固定資産　　（単位：百万円）

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産								%
	計							
無形固定資産								
	計							
投資等								
	計							
合計								

（記載上の注意）
1　貸借対照表上の固定資産の部の科目について記載すること。
2　償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

3　資産につき設定している担保権　　（単位：百万円）

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種類	期末残高	担保権の種類	内容	期末残高
計			計	

4　リース契約により使用する固定資産

資産の種類	資産の内容

（記載上の注意）
1　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する固定資産の内訳を記載すること。
2　重要でない資産については一括して記載することができる。

5　社債及び借入金　　（単位：百万円）

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
計			

（記載上の注意）
1　社債については、社債、転換社債及び新株引受権附社債の別に記載すること。
2　借入金については、長期借入金、１年以内返済予定長期借入金及び短期借入金の別に記載すること。

6　保証債務

被保証者	保証金額		被保証債務の内容
	外貨額	邦貨額	
		百万円	
計			

（記載上の注意）
　重要でない保証債務については一括して記載することができる。

7　引当金　（単位：百万円）

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額	計上の理由及び算定方法

（記載上の注意）
　計上の理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

8　担保として取得している自己株式及び親会社の株式　（単位：株）

区分	株式数	理由

（記載上の注意）
　区分欄に自己株式及び親会社の株式の別を記載すること。

9　子会社等に対する出資　（単位：百万円）

子会社等名	前期末残高			当期末残高			当期増減（△）取得原価 （　）は議決権数	当該子会社等の有する当社の株式割合
	議決件数	取得原価	帳簿価額	議決件数	取得原価	帳簿価額		
							（　）	%
計								

（記載上の注意）
1　保険業法第２条第12項に規定する子会社並びに会社が総株主の議決権の４分の１を超える議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の４分の１を超える議決権を有する有限会社(子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。
2　重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

１０　子会社との取引　（単位：百万円）

子会社名	収益総額	費用総額	摘要
計			

（記載上の注意）
　保険業法第２条第12項に規定する子会社のうち少額短期保険業者以外で重要でない子会社については一括して記載することができる。

１１　子会社に対する金銭債権及び金銭債務　（単位：百万円）

子会社名	金銭債権			金銭債務		
	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
計						

（記載上の注意）

保険業法第２条第12項に規定する子会社のうち少額短期保険業者以外で重要でない子会社については一括して記載することができる。

１２　支配株主に対する金銭債権及び金銭債務　（単位：百万円）

支配株主名	金銭債権			金銭債務		
	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
計						

（記載上の注意）

会社の総株主の議決権の２分の１を超える議決権を有する者及び商法第211条ノ２第３項の規定により親会社となる会社について記載すること。

１３　取締役、監査役及び支配株主等（委員会等設置会社にあっては、取締役、執行役及び支配株主等）との間の取引　（単位：百万円）

区分	氏名又は名称	取引の内容	金額

（記載上の注意）

１　取締役、監査役又は支配株主（委員会等設置会社にあっては、取締役、執行役及び支配株主）との間の取引（これらの者が第三者のためにするものを含む。）及び会社と第三者との間の取引で会社と取締役、監査役又は支配株主との利益が相反するものについて記載すること。

２　区分欄に取締役、監査役及び支配株主（会社の総株主の議決権の２分の１を超える議決権を有する者及び商法第211条ノ２第３項の規定により親会社となる会社をいう。）（委員会等設置会社にあっては、取締役、執行役及び支配株主）の区別を記載すること。

３　取締役又は監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役又は執行役）が第三者のためにするもの及び第三者との間の取引で会社と取締役又は監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役又は執行役）との利益が相反するものについては、当該取締役又は監査役の役職名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を、行を改めて記載すること。

１４　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役又は執行役）に対する報酬その他の職務遂行の対価　（単位：百万円）

区分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役 監査役		

（記載上の注意）

１　商法施行規則第84条第１項第10号により、本表を営業報告書に記載した場合には作成を要しない

２　報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。

３　「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使

用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。

4　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

5　委員会等設置会社にあっては、「監査役」を「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の記載は要しない。

１５　取締役及び監査役の兼務

区　　分	氏　　名	兼務会社名	役　　職	摘　　要
取締役 監査役				

（記載上の注意）

1　他の会社の役員を兼務している者の兼務状況（兼務する他の会社が子会社でないものについては重要でないものを除く。）を記載すること。

2　委員会等設置会社にあっては、「監査役」を「執行役」に改めて記載すること。

１６　一般管理費の明細　　（単位：百万円）

区　　分	金　　額
給与 退職金 退職給付引当金繰入額 厚生費 減価償却費 土地建物機械賃借料 営繕費 旅費交通費 通信費 事務費 広告費 諸会費・寄附金・交際費 税金 ・・・・・	
計	

（記載上の注意）

1　会社の一般管理費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

2　監査役（委員会等設置会社にあっては、監査委員）が監査をするについて、参考となるように記載すること。

１７　会計方針の変更理由

（記載上の注意）

貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。

１８　その他重要事項

（記載上の注意）

　その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

別紙様式第17号（第212条の７関係）

（日本工業規格Ａ４）

収入印紙貼付欄

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

商号又は名称
氏　　名　　印
（法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名）

（法定代理人氏名　　印
（申請者が未成年者の場合記入））

登　　録　　申　　請　　書

（少額短期保険募集人）

保険業法第277条第１項の規定により、同法第276条の少額短期保険募集人の登録を申請します。

※登　　録	年　　月　　日		第　　号		営　内　法　法使　個　個使
(ふりがな) 商号・名称又は氏名					所属少額短期保険業者の商号
(ふりがな) 代表者又は管理人の氏名（法人等の場合）					
生　年　月　日	年　　月　　日	性　別	男　・　女		
本店又は主たる事務所の名称					他に業務を行っている場合はその業務の種類
本店又は主たる事務所の所在地					
所属代理店の商号等					
備考				※抹　　消 （　年　月　日）	※受　　付
				事由	

（記載上の注意）

１．※欄は、記載しないこと。

２．代理申請の場合は、所属少額短期保険業者の商号にその旨を記載すること。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙様式第25号（第236条関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　　殿

登 録 番 号　　第　　号

商号又は名称

氏　　名　　印

（法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名）

保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書

（少額短期保険募集人）

保険業法第302条の規定により下記のとおり届け出ます。なお、保険業法第279条第１項第１号から第５号まで、第７号、第８号（同項第6号に係る部分を除く。）、第９号（同項第６号に係る部分を除く。）、第10号又は第11号のいずれにも該当しておりません。

記

氏　　名	生　年　月　日	事由発生年月日	事　　由 （該当に○印）	備　　考
			新規・追加 廃止・改姓	
			新規・追加 廃止・改姓	
			新規・追加 廃止・改姓	
			新規・追加 廃止・改姓	
			新規・追加 廃止・改姓	
			新規・追加 廃止・改姓	
			新規・追加 廃止・改姓	

（記載上の注意）

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

附則別紙様式第１号（附則第６条関係）

（日本工業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

申請者（郵便番号　　―　　）
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号（　　）　　―
氏名、商号又は名称
代表者の氏名　　印
（法人等にあっては、代表者の氏名）

特定保険業者の届出

保険業法等の一部を改正する法律（平成１７年法律第３８号。以下「改正法」という。）附則第３条第１項の規定に基づき、改正法附則第３条第２項各号に掲げる書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

（ふりがな） １．氏名、商号又は名称		
２．資本若しくは出資の額又は基金の総額	千円	年　　月　　日現在
３．役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）の氏名	別添１のとおり	
４本店その他の事務所の所在地	別添２のとおり	

（別添１：役員の氏名）　　（第３面）

（　年　月　日現在）

（ふりがな） 氏　　名	役　　職　　名

（記載上の注意）

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第３面の次に添付すること。

（別添２：本店その他の事務所の所在地）　　（第４面）

（　年　月　日現在）

名　　称	所　在　地

（記載上の注意）

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第４面の次に添付すること。

附則別紙様式第２号（附則第 13 条第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

期 ［ 年　月　日から / 年　月　日まで ］ 業務報告書

年　月　日

財務（支）局長　　殿

本店又は主たる事務所の所在地
商号又は名称　　社　印
代表者の役職名・氏名　　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第１　事業の概況等に関する書面
　１　営業の経過及び成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　２　営業成績及び財産の状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　３　株主総会等の決議事項の要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　４　支店等又は代理店（代理所）及び従業員等の状況・・・・・・・・・・・
　５　株式の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　６　大株主・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　７　取締役及び監査役・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　８　親会社及び子会社等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　９　決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実・・・・・・・・・・・
　10　その他会社の状況に関する重要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・
第２　附属明細書
　１　資本の増減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　２　有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　３　営業用不動産及び営業用動産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　４　保険契約準備金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　５　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあっては、
　　取締役及び執行役）の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　６　事業費の明細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　７　再保険取引の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　８　会計方針の変更理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　９　その他重要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第３　貸借対照表
第４　損益計算書その他の財産及び損益の状況がわかる書面
第５　利益処分又は損失処理に関する書面
第６　有価証券等に関する書面

（記載上の注意）

１　株式会社以外の法人（人格のない社団及び財団を含む。）が業務報告書を作成する場合においては、「営業」を「事業」に、「株式の状況」を「出資の状況」に、「親会社」を「設立母体」に、「株主総会」を「総会」に、「利益処分」を「剰余金処分」に、用語等を適宜改めて記載すること。

２　会社の営業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

３　該当する項目がない場合は、省略することができるものとする。

第１　事業の概況等に関する書面

期（　年　月　日から　／　年　月　日まで）事業の概況等に関する書面

１　営業の経過及び成果

（記載上の注意）
　次に掲げる事項についても記載すること。
１　業務開始年月日
２　正味収入保険料の額の推移
３　責任準備金の状況及び推移
４　資産運用の状況
５　支店等又は代理店等及び募集人等の状況及び推移
６　募集方法及び勧誘の形態

２　営業成績及び財産の状況の推移

（単位：千円）

区　　分	年度	年度（当期）
正味収入保険料 （・・・保険） （・・・保険） （・・・保険） （その他の保険）		
利息及び配当金収入 保険引受利益（又は保険引受損失） 経常利益（又は経常損失） 当期純利益（又は当期純損失）		
総資産		
１株当たり当期純利益（又は当期純損失）		

（記載上の注意）
１.必要に応じ、事業成績及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

３　株主総会等の決議事項の要旨

（記載上の注意）
　当該事業年度に係る株主総会等（株主総会又は取締役会）の開催日並びに決議事項の要旨を記載すること。

４　支店等又は代理店（代理所）及び従業員等の状況

（単位：店）

区　　分	前期末	当期末	当期増減（△）
支店			
営業所			
代理店（代理所）			

計			
内務職員			
募集人等			
計			

（記載上の注意）
　支店、営業所及び代理店（代理所）以外の呼称を使用する団体等にあっては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

5　株式の状況

発行する株式の総数	株
発行済株式の総数	株
株　主　数	名

6　大株主

株　主　名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数 株	持株比率 %	持株数 株	持株比率 %

7　取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）

地　　位	氏　　名	担当又は主な職業
社　　長 副　社　長 専務取締役 常務取締役 取　締　役 執　行　役 監　査　役 （　　）		年　月　日退任

（記載上の注意）
1　代表権のある者については、その旨を地位欄に記載すること。
2　事業年度中に退任した者についても末尾に記載し、退職時の地位を記載すること。

8　親会社及び子会社等

(1)　親会社の状況

会社名	所在地	資本金 千円	当社に対する議決権割合 %	主要な事業内容

（記載上の注意）
　商法第 211 条ノ 2 第 1 項の親会社及び同条第 3 項の規定により親会社となる会社について記載すること。

⑵　子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金 千円	当社の議決権割合 %	その他

（記載上の注意）
1　保険業法第２条第13項に規定する子会社及び保険業法施行令第２条の２第２項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等又は同令第２条の２第３項に規定する関連法人等のうち、重要なものについて記載すること。
2　重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。
3　重要な業務提携の概況を付記すること。

9　決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

10　その他会社の状況に関する重要な事項

第２　附属明細書

期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

1　資本の増減

（単位：千円）

区　　分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
資本金			
（発行済株式数）	（千株）	（千株）	（千株）
新株式払込金			
資本剰余金			
資本準備金			
その他資本剰余金			
資本金及び資本準備金減少差益			
自己株式処分差益			
利益剰余金			
利益準備金			
任意積立金			
当期未処分利益			
（又は当期未処理損失）			
当期純利益（又は当期純損失）			
有価証券等評価差額金			

自己株式払込金 自己株式			
計			

2　有価証券

（単位：千円）

区　　分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
国債 政府保証債 地方債 その他の証券 　金融債 　特殊債 株式			
計			

3　営業用不動産及び営業用動産

（単位：千円）

区　分	前期末 残　高	当　期 増加額	当　期 減少額	当　期 償却額	当期末 残　高	償　却 累計額	償　却 累計率
土地 建物 動産 建設仮勘定							%
計							

（記載上の注意）

1　当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

2　償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

4　保険契約準備金

（単位：千円）

区　分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
・・・・保険 その他の保険			
計			計

（記載上の注意）

1　保険契約準備金について貸借対照表上の内訳科目ごとにそれぞれ作成すること。

2　区分については、各社の実態に応じ、主な保険種類を記載すること。

5　取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役）の兼務

区　分	氏　名	兼務会社名	役　職	摘　要
取締役				

監査役				

（記載上の注意）
1　保険業法第８条の規定に基づき金融庁長官の認可を受けた者のほか、他の会社の役員を兼務している者の兼務状況（重要でないものを除く。）を記載すること。
2　兼務する他の会社が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に記載すること。

6　事業費の明細

（単位：千円）

区　　分	金　　額
人件費 　給与 　・・・ 物件費 　・・・ 　寄附金・協賛金・諸会費 代理店手数料等 募集関係費 税金 ・・・	
事業費計	

（記載上の注意）
　会社の事業費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

7　再保険取引の状況

（記載上の注意）
　再保険先、再保険の内容、再保険の種類、再保険期間、再保険金の決済方法等について記載すること。

8　会計方針の変更理由

（記載上の注意）
　貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。

9　その他重要事項

第３　貸借対照表

期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額

（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金 　現金 　預貯金 有価証券 　国債 　政府保証債 　地方債 　その他の証券 　　金融債 　　特殊債 　株式 営業用不動産及び営業用動産 　土地 　建物 　動産 　建設仮勘定 その他資産 　未収金 　未収保険料 　前払費用 　未収収益 　仮払金 　その他の資産 繰延税金資産		保険契約準備金 　支払備金 　責任準備金 短期社債 社債 その他負債 　借入金 　未払法人税等 　未払金 　未払費用 　前受収益 　預り金 　仮受金 　その他の負債 退職給付引当金 繰延税金負債 負債の部　合計	
		（資本の部） 資本金 新株式払込金 資本剰余金 　資本準備金 　その他資本剰余金 　　資本金及び資本準備金減少差益 　　自己株式処分差益 利益剰余金 　利益準備金 　任意積立金 　当期未処分利益（又は当期未処理損失） 　　当期純利益（又は当期純損失） 有価証券等評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部　合計	△
資本の部合計		負債及び資本の部合計	

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

2　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第４　損益計算書その他の財産及び損益の状況がわかる書面

期（　年　月　日から　／　年　月　日まで）損益計算書その他の財産及び損益の状況がわかる書面

（単位：千円）

科　　目		金　　額
経常損益の部	経常収益 　正味収入保険料 　資産運用収益 　　利息及び配当金等収入 　　　預貯金利息 　　　有価証券利息・配当金 　　　その他利息配当金 　　その他運用収益 　その他経常収益 　　その他の経常収益	
	経常費用 　保険金等支払金 　　保険金 　　給付金 　　解約返戻金 　　その他返戻金 　　再保険料 　責任準備金等繰入額 　　支払備金繰入額 　　責任準備金繰入額 　資産運用費用 　　支払利息 　　その他運用費用 　事業費 　その他経常費用 　　税金 　　減価償却費 　　退職給付引当金繰入額 　　その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 　その他特別利益	
	特別損失 　価格変動準備金繰入額 　その他特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）		
前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・・・・・積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期未処分利益（又は当期未処理損失）		

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様

式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
2　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第５　利益処分又は損失処理に関する書面

期（　年　月　日から　年　月　日まで）利益処分又は損失処理に関する書面

（単位：千円）

科　　目	金　　額
当期未処分利益 任意積立金取崩額 ・・・・・ 計	
利益処分額 利益準備金 配当金（１株につき　　円　　銭） 役員賞与金 ・・・・ 任意積立金 ・・・・ 次期繰越利益	

（記載上の注意）
1　一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
2　その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
3　その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期未処分利益の処分に準じて記載すること。

（単位：千円）

科　　目	金　　額
当期未処理損失 損失処理額 任意積立金取崩額 ・・・・・ 利益準備金取崩額 資本準備金取崩額 次期繰越損失	

（記載上の注意）
1　一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
2　その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処分損失の処理及びその他資本剰余金の処分

の区分を設けること。
３　その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期未処分利益の処分に準じて記載すること。

第６　有価証券等に関する書面

期（　　年　　月　　日現在）有価証券等に関する書面

（単位：千円）

区　　分	帳簿価額	時　価	評　価　差　額		
				うち差益	うち差損
売買目的有価証券 満期保有目的の債券 子会社・関連会社株式 その他有価証券 　公社債 　その他の証券					
計					

（記載上の注意）
　子会社・関連会社株式には、保険業法第 272 条の 16 第 3 項において準用する同法第 110 条第２項に規定する子会社等に係るものを記載すること。

附則別紙様式第３号（附則第 13 条第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

期（年　月　日から／年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
氏　名　　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第１　事業の概況等に関する書面
　１　営業の経過及び成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　２　営業成績及び財産の状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　３　営業所等及び使用人等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第２　附属明細書
　１　有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　２　事業費の明細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　３　再保険取引の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第３　貸借対照表
第４　損益計算書
第５　利益処分又は損失処理に関する書面
第６　有価証券等に関する書面

（記載上の注意）

会社の営業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

第１　事業の概況等に関する書面

期（年　月　日から／年　月　日まで）事業の概況等に関する書面

１　営業の経過及び成果

（記載上の注意）

次に掲げる事項についても記載すること。

１　業務開始年月日
２　正味収入保険料の額の推移
３　資産運用の状況
４　募集方法及び勧誘の形態

２　営業成績及び財産の状況の推移

（単位：千円）

区　　分	年度	年度 （当期）

正味収入保険料 （・・・保険） （・・・保険） （・・・保険） （その他の保険）		

（記載上の注意）
　必要に応じ、事業成績及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

3　営業所等及び使用人等の状況

区　　分	前期末	当期末	当期増減（△）
営業所			
・・・			
計			
使用人			

（記載上の注意）
　営業所又は使用人以外の呼称を使用する会社にあっては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

第２　附属明細書

期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

1　有価証券

（単位：千円）

区　　分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
国債 政府保証債 地方債 その他の証券 　金融債 　特殊債 株式			
計			

2　事業費の明細

（単位：千円）

区　　分	金　　額
給与 物件費 募集関係費 ・・・	

事業費計	

3　再保険取引の状況

（記載上の注意）
　再保険先、再保険の内容、再保険の種類、再保険期間、再保険金の決済方法等について記載すること。

第3　貸借対照表

年　　月　　日現在貸借対照表

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		借入金	
有価証券		前受金	
土地		前受収益	
建物		未払金	
動産		未払費用	
その他		その他	
事業主貸		事業主借	
		元入金	
合　計		合　計	

第4　損益計算書

（　年　月　日から
　年　月　日まで　）損益計算書

（単位：千円）

科　　目	金　　額
収入金額 　正味収入保険料 　受取利息 　その他収入	
経費 　保険金等支払金 　　保険金 　　給付金 　　解約返戻金 　支払利息 　給料・賃金 　租税公課	

通信交通費 減価償却費 地代・家賃 その他費用	
差引金額（収入金額－経費）	

第５　利益処分又は損失処理に関する書面

第６　有価証券等に関する書面